

第五次箕面市総合計画

前期基本計画（案）

2011(平成 23)年度～2015(平成 27)年度

箕 面 市

目 次

第1章 基本計画の意義.....	1
第1節 計画の性格.....	1
第2節 計画の構成.....	1
第2章 基本計画の基礎条件.....	2
第1節 都市構造と土地利用構想.....	2
第2節 人口推計.....	8
第3節 財政運営の考え方.....	10
第3章 計画の体系と実現方策.....	14
第1節 計画の体系.....	14
第2節 計画の実現のために.....	16
第4章 分野別計画.....	18
1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち.....	20
1 - (1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくれます.....	20
1 - (2) ノーマライゼーションの理念に基づき誰もが安心して暮らせるバリア フリーのまちをつくれます.....	23
1 - (3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります.....	26
1 - (4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくれます.....	30
2 子どもも大人も育つまち.....	33
2 (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくれます.....	33
2 - (2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします.....	36
2 - (3) 子どもたちの生きる力・つながる力をはぐくむ教育を進めます.....	40
2 - (4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくれます.....	43
3 環境共生さきがけのまち.....	47
3 - (1) 環境にやさしい生活を進めます.....	47
3 - (2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくれます.....	50
3 - (3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます.....	54
4 「箕面らしさ」を生かすまち.....	57
4 - (1) 山麓に代表されるみどり豊かな自然環境を守ります.....	57
4 - (2) 住宅都市として培われてきた落ち着いたある安心な住まい・まちなみ 景観を大切にします.....	60
4 - (3) 旧街道などの歴史や新しい市民文化を後世に伝えていきます.....	64
4 - (4) 箕面の滝や紅葉に加え、新たな魅力の創出によって観光や産業を 活性化します.....	66
4 - (5) 箕面らしい都市魅力をさらに高め、誰もが住んでみたいと思うまちを つくれます.....	69

5 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち.....	71
5 - (1) 地域コミュニティが元気で住みよいまちをつくれます.....	71
5 - (2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化 ・多元化します.....	74
5 - (3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に 継承します.....	77
第5章 地域別の特性と今後の施策展開.....	80
第1節 北部地域.....	80
第2節 東部地域.....	82
第3節 中部地域.....	84
第4節 西部地域.....	86
第5節 中央山間地域.....	88
用語解説集.....	89
成果指標一覧.....	92

第1章 基本計画の意義

第1節 計画の性格

基本計画は、めざすべき将来都市像である「ひとが元気 まちが元気 やまが元気 ～ みんなでつくる『箕面のあした』～」を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。

前期基本計画期間は、基本構想の最終目標年度である2020年度(平成32年度)に到達すべき目標を定めた上で、2011年度(平成23年度)から2015年度(平成27年度)までの5年間とします。

第2節 計画の構成

基本計画は、計画の基礎条件、分野別計画、地域別の特性と今後の施策展開などで構成し、それぞれ以下の内容を示します。

基本計画の基礎条件

総合計画をより実効性のあるものにするため、その基礎となる都市構造と土地利用、計画期間内の人口動態、それに基づく財政見通しの推計を示します。

分野別計画

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むため、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。また、取組の進捗状況が評価できるように、計画期間内の目標値と主役度を設定します。

- (1) 現状と課題
- (2) 基本方針
- (3) 取組の体系
- (4) 各主体の主な役割
- (5) 成果指標

関連計画

地域別の特性と今後の施策展開

本市域を、地域が歩んできた歴史や地理的条件などを踏まえて、北部・東部・中部・西部・中央山間の5つの地域に分け、それぞれの地域特性と、現状と課題を踏まえた施策の展開を示します。

第2章 基本計画の基礎条件

第1節 都市構造と土地利用構想

1 基本的な考え方

本市は、みどり豊かな山間・山麓部に加えて、市街地においても河川や農地・ため池などの豊かな自然に恵まれています。

この豊かな自然と都市機能が調和した優れた居住環境の中で、人々が快適に安心して生活し、活力あるまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、都市の基本的な構造を示す都市構造と、その都市構造を具体化し長期的にめざすべき土地利用の姿である土地利用構想を定めて、適切な規制と誘導のもとに土地利用を図っていく必要があります。

適切な土地利用にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

無秩序な市街地の拡大を規制するため、都市的土地利用と自然的土地利用の区域区分を明確にします。

豊かな自然環境を有する明治の森箕面国定公園を中心とした中央山間部については、市域を越えた広域的な社会資源として保全を基調とした土地利用を図ります。

市街地に接する山麓部は、人と自然のふれあう豊かな自然環境をはぐくみ、優れた景観を形成していることから、山なみ景観保全地区として保全に努めます。

市街地は良好な居住環境を保全・創造するため、それぞれの地域や地区の特性を生かしたきめ細かな土地利用の規制と誘導を図ります。特に、山麓部に隣接する市街地部では本市の山なみに配慮した景観の誘導を図ります。

広域的な視点に立ち、大阪府の各種計画や近隣市町の計画との整合に留意します。

2 都市構造

人々がよりよい環境のもとで安心して生活し、活力ある都市活動を維持させていくためには、これまでのまちづくりの過程で形成されてきた都市構造や個性を前提としながら、土地利用の特性に応じたゾーニングを行い、各ゾーンの機能を明確化しつつ、相互にその機能を引き立てる必要があります。

このため、土地利用の方向性を示す「ゾーニング」を定めるとともに、都市の骨格となる「都市軸」や、都市軸の結節点を中心に都市機能が集積する「拠点」を以下のとおり設定し、本市がめざすべき都市構造とします。

(1) ゾーニング(土地利用区分)

本市の都市構造は自然環境を保全すべき中央山間部と適切な規制と誘導のもと、良好な居住環境を保全・創造すべき市街地に大別されます。さらに、農地と一体となった古くからの集落地、大規模な新規開発地区など、4つのゾーンに区分し、適切な土地利用を図ります。

自然保全ゾーン：本市の豊かな自然環境を有する中央山間部を中心に設定し、保全を基調とした土地利用を図ります。特に、市街地に接する山麓部は「環境形成帯」に位置付け、市街地と山間部の緩衝帯としての役割を担います。

* 環境形成帯

環境形成帯は市街地からの良好な景観を形成するとともに、無秩序な市街地拡大を抑制することで、本市の都市イメージでもある「みどり豊かな」まちづくりを確かなものにしていくものです。

特に、北摂山系の南側斜面一帯の山麓部は、その南側に広がる市街地から眺める山なみ景観として、人々の心に安らぎと憩いを与えており、この貴重な資源を「山なみ景観保全地区」に位置付け、保全に努めています。

市街地ゾーン：良好な住環境を維持するため、計画的に土地利用を推進する地域として、きめ細かな土地利用の規制と誘導により住環境の維持や都市機能の更新を図ります。

農住ゾーン：古くからの集落地と一体となった農空間は、防災や景観など多面的な価値や機能を有しており、市街地との有機的なつながりを維持しながら保全を基調とした利用を図ります。

新市街地ゾーン：彩都や箕面森町といった計画的な面的整備によって市街地が形成される区域については、良好な住宅地を基本とした複合機能都市づくりを進めます。

(2) 都市軸

主要な道路沿いを都市軸として、景観形成や適切な施設立地など、一定の目的を持ったまちづくりをこの軸を中心に展開し、良好な市街地を形成しようとするものです。各道路の機能に基づき広域都市軸、生活都市軸、国土軸の3つを設定します。

広域都市軸：幹線道路沿いに各種ロードサイドショップなどが建ち並び、都市型サービス施設の集積があり、広域移動者との多様な交流の場となりながら、一層市民生活を支えるように、今後も周辺環境に配慮しながら、機能の充実を図っていく軸とします。

国道171号、国道423号（箕面グリーンロード含む）及び茨木箕面丘陵線沿道が該当します。

生活都市軸：地域に密着したサービス施設の集積が見られているか、また、そうなることが予測されている補助幹線道路沿いは、今後も市民生活の拠り所として機能の充実を図っていく軸とします。

箕面池田線、山麓線、中央線、小野原豊中線、萱野東西線、国文4号線、豊中亀岡線、千里2号線、小野原中村線、止々呂美東西線沿いなどが該当します。

国土軸：広域幹線道路として、近畿の都市間相互の連携を図り、産業振興、文化交流に寄与することが期待できる軸とします。
新名神高速道路が該当します。

(3) 拠点

拠点は、都市軸の結節点を中心として都市機能が集積されている地域とします。各地域の機能に基づき都市拠点と地域生活拠点を設定します。また、彩都と箕面森町では複合機能都市づくりをめざし、将来の地域生活拠点を形成するものとします。

都市拠点：広域都市軸の交差付近は、市街地ゾーンの中央部分にあたる地理的な特性を生かし、商業・業務機能に加え、文化・情報・知識が集積し、鉄道延伸やバス路線網の拠点となる広域交通の結節点として、広域的な交流を生み出す本市の中心核を担う地区とします。
かやの中央地区、船場地区が該当します。

地域生活拠点：市民の日常生活を支える商業・業務機能が面的に既に集積しているか、今後集積することが期待でき、市民の生活や地域活動の拠り所となる地区とします。なお、阪急箕面駅周辺の箕面地区は、以上の機能に加えて、観光をはじめとする広域交流拠点的な機能を有する地区とします。
阪急箕面駅周辺の箕面地区、桜井駅周辺の桜井地区、小野原地区の小野原豊中線沿線、彩都と連なる山麓線東端の粟生地区、そして箕面森町の止々呂美東西線沿いの地区、彩都の国文4号線沿いの地区が該当します。

■都市構造のイメージ図



3 土地利用構想

土地利用構想では、現状の土地利用を踏まえながら、本市が将来に向けて特色を備えた秩序ある都市空間の形成を図ることにより持続可能な発展ができるよう、望ましい土地利用のあり方を大きく次の4つに区分して示します。

住居系（低層住宅地、中高住宅地、その他住宅地）

住宅都市の基本として、安全・快適で便利な住環境や、みどり豊かで魅力的なまちづくりを進めます。

よりよい住環境をめざして、社会資源や地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

防災の観点からも狭隘道路の拡幅、緑地やオープンスペースの確保を図ります。多様な人々が安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。

商業・業務系（商業地、商業・業務地）

商業・業務系地域は、産業の振興及び市民ニーズの増大と多様化に対応しつつ、地域の特性を生かした都市機能の形成をめざします。特に、かやの中央地区や船場地区とその周辺部では、高度教育研究機能と連携した広域的な商業・業務機能の集積を図ります。

箕面森町や彩都の新市街地では、地域の課題を解決するため、既存の文化的・地理的資源や高度教育研究機能を生かし、都市機能の発展的拡充を図ります。

沿道サービス系（沿道サービス地）

主要道路の沿道地域については、人やものの移動にかかわる交通機能、オープンスペースとしての空間機能、快適性などにかかわる景観創出機能及び都市構造に合わせた適切な都市機能などを備えた集積的空間の形成を図ります。

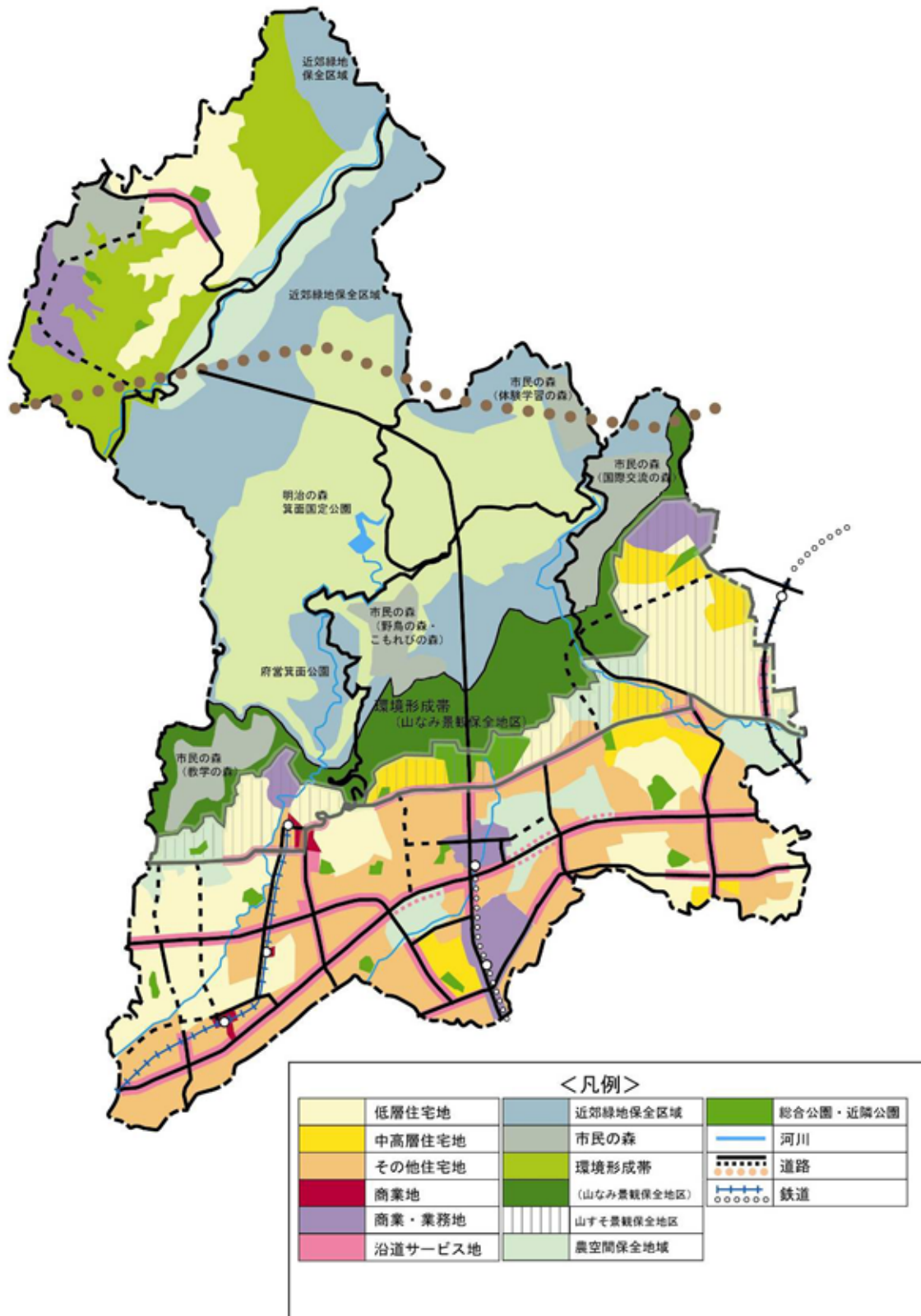
* 市街地の土地利用については、上記 ~ による区分に加えて、みどり豊かで良好なまちなみを形成するため、積極的に景観施策を展開します。特に、山すそ部は、「山すそ景観保全地区」に位置付け、建築物のデザインや色調が背景となる山なみ景観と調和するように誘導します。

自然保全系（近郊緑地保全区域、明治の森箕面国定公園、市民の森など）

明治の森箕面国定公園を中心とした中央山間部の豊かな自然と市街地における緑地などは、みどり豊かな箕面のブランドとして守り育てます。

環境形成帯のうち、市街地から眺望できる北摂山系南側斜面を景観法に基づく「山なみ景観保全地区」に位置付けており、その保全に努めます。

■土地利用構想のイメージ図



第2節 人口推計

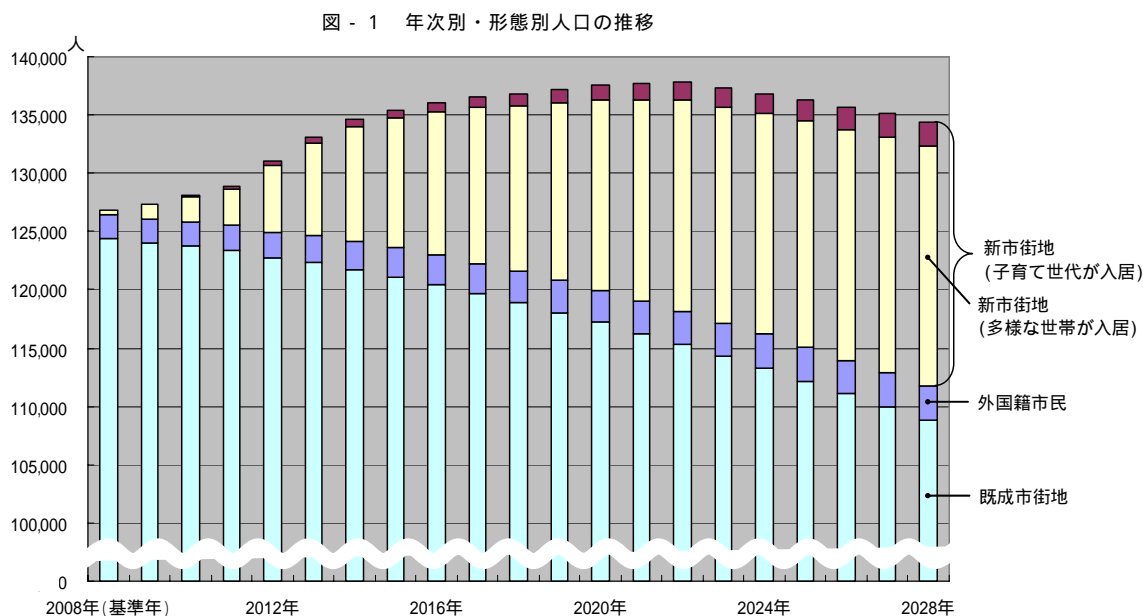
本市が行った人口推計では、第五次箕面市総合計画の目標年度である2020年度(平成32年度)における将来人口は、おおむね13万8千人、前期基本計画の最終年度である2015年度(平成27年度)には、おおむね13万5千人になると予測しています。

今後も、少子化の進行や近年の社会動態が継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にあります。新市街地の整備や子育て世代などの若年層を積極的に呼び込む政策効果などによって、2022年度(平成34年度)までは人口増加が継続すると予測しています。

特に、箕面森町、彩都、小野原西地区の新市街地プロジェクトは、徐々に住宅供給が進み、新たに居住者が定着していきます。これらの地区においては、第五次箕面市総合計画期間終了後に住宅供給が終了する予定であるため、計画期間中は、世帯数及び人口が増加すると見込んでいます。

しかし、近年の経済状況の悪化から、事業者の住宅供給計画の見直しや消費者の動向などの影響を考慮し、後期基本計画の策定時には流入人口を見直すことも想定しています。

各地区別の人口は、2020年度(平成32年度)で、西部地域が52,700人、中部地域が35,300人、東部地域が44,100人、北部地域が5,500人と想定しています。その後も、彩都や小野原西地区を抱える東部地域や箕面森町を抱える北部地域については、人口増がみられるものの、2022年度(平成34年度)以降は東部地域でも減少に転じ、北部地域を除くすべての地域で人口減少が進むと想定しています。



* 新市街地の人口は、年次別住宅供給戸数に入居世帯人員を乗じて推計しています。若年層を中心に「子育て世代が入居」した場合〔世帯人員3.09人(彩都は3.02人)と仮定〕及び高齢世帯なども含め「多様な世帯が入居」した場合〔世帯人員2.87人と仮定〕の2通りを示しています。

図 - 2 人口構成比率（3階層別）の推移

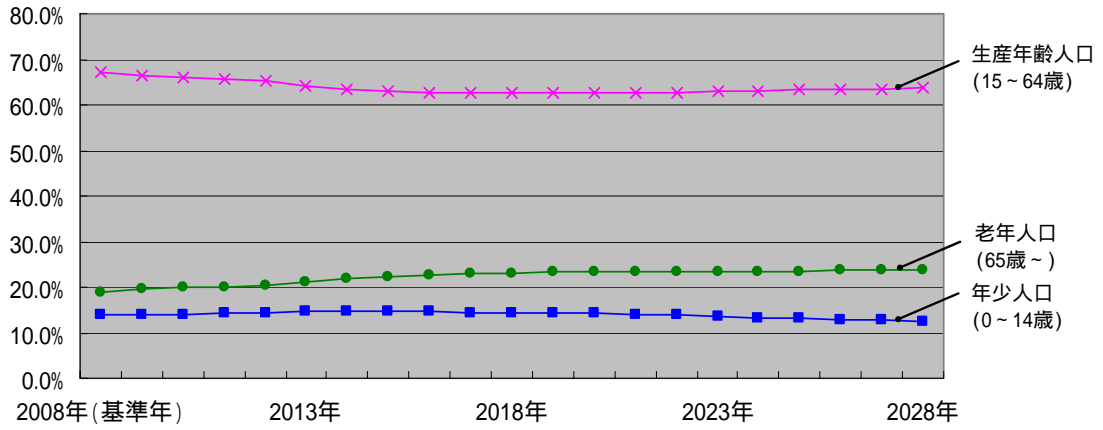
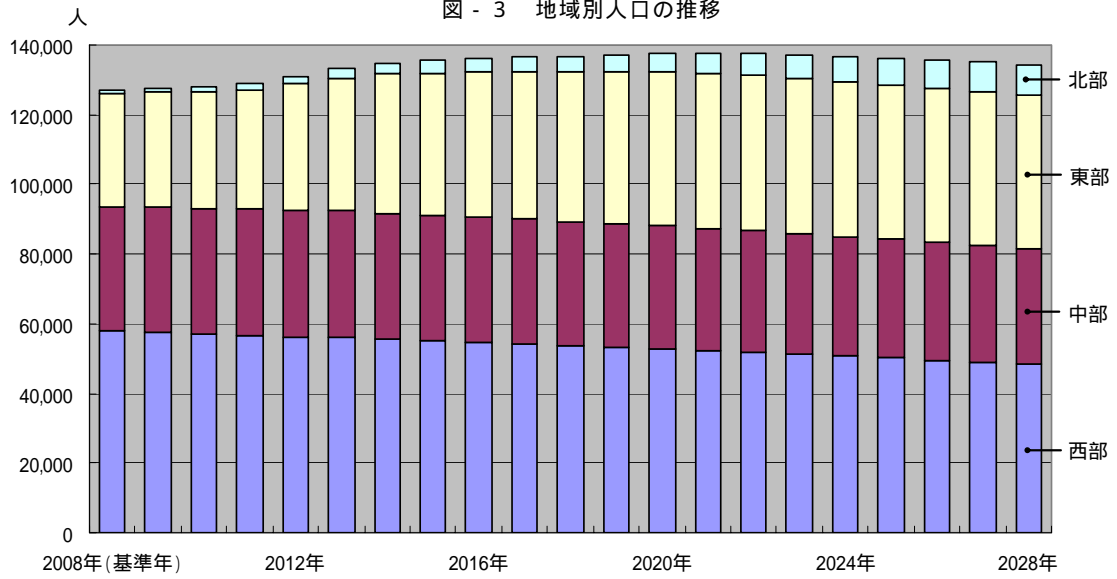


図 - 3 地域別人口の推移



第3節 財政運営の考え方

1 本市の財政状況

地方公共団体の財政状況は景気の低迷などの影響により、税収が大幅に減少するなど極めて厳しい状況となっています。さらに2008年(平成20年)秋以降の世界同時経済不況のあおりを受け、経済情勢の先行きは不透明感が増大しており、財政状況の好転は当面見込めない状況にあります。

本市においても、2007年度(平成19年度)決算において初めて経常収支比率が100%を越え、財政状況の悪化が極めて深刻化していることを裏付ける結果となりました。現在、「箕面市緊急プラン(素案)」などによる行財政改革に取り組んでいますが、今後も引き続き行財政改革を進め、次代を担う子どもたちに負担を先送りしない行政運営が求められています。

2 今後の財政運営

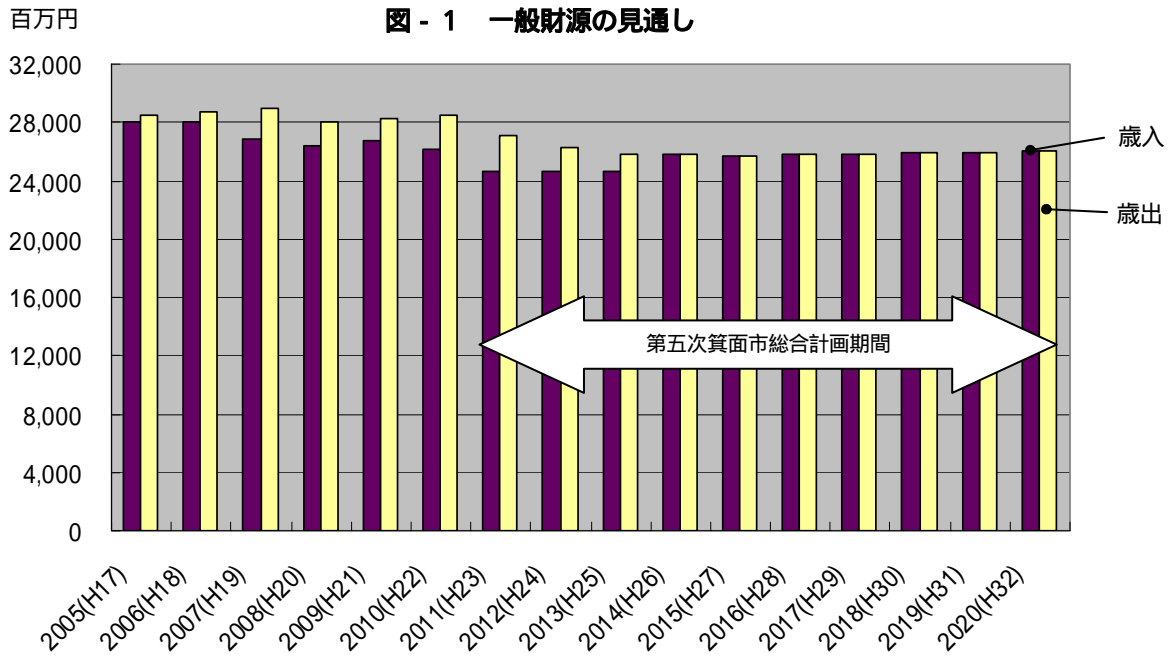
このような状況のもと、2011年度(平成23年度)からスタートする第五次箕面市総合計画においては、昨今の経済情勢に鑑み経済成長は見込まない(経済成長率0.0%)という前提に立つとともに、将来人口を計画期間の最終年である2020年度(平成32年度)の時点で概ね13万8千人とし、本市自ら用途を決めることができる一般会計の一般財源ベースで財政見通しを作成しました。

市税をはじめとする歳入については、経済動向など不透明な部分も多いですが、2010年度(平成22年度)予算(案)をもとに人口推計の人口増加分を考慮して一定の推計を行いました。一方、歳出見通しを立てることは、今後の経済動向に加え国・府の施策変更などと密接に関連することもあり、極めて困難です。したがって、財政運営は収支均衡すべきであるという前提に立ち、歳入の範囲で歳出を組むことを財政運営の基本的な考え方とします。

鉄道の延伸は、臨時的経費として、基金や市債で対応するため、一時的な一般財源への影響はほとんどありません。そのほかに大規模な建設事業を予定していないため、市債については今後減少傾向が続くと見込んでいます。また、基金のうち、財政調整基金については、将来の財政需要に備え、できる限り留保していきます。

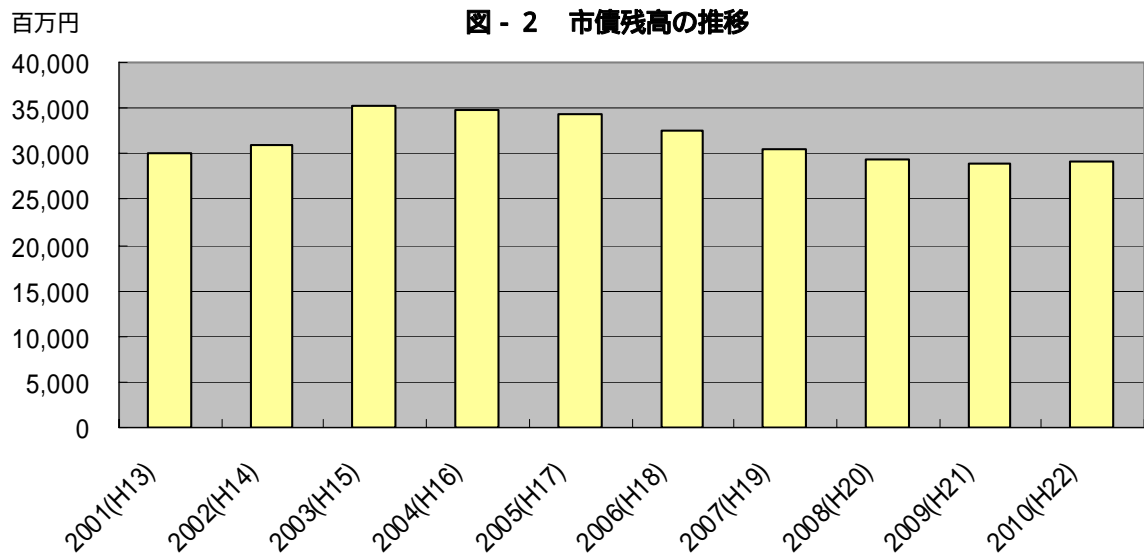
注) 歳入の一般財源とは、市税や地方交付税など、その用途を市の裁量で決められる財源を指します。反対に国・府支出金など用途の特定される財源を特定財源といい、また、歳出の一般財源ベースとは、事業費から特定財源を除いた額をいいます。

広報紙やホームページに掲載している各年度の予算や決算は、特定財源を含む一般会計の総額です。



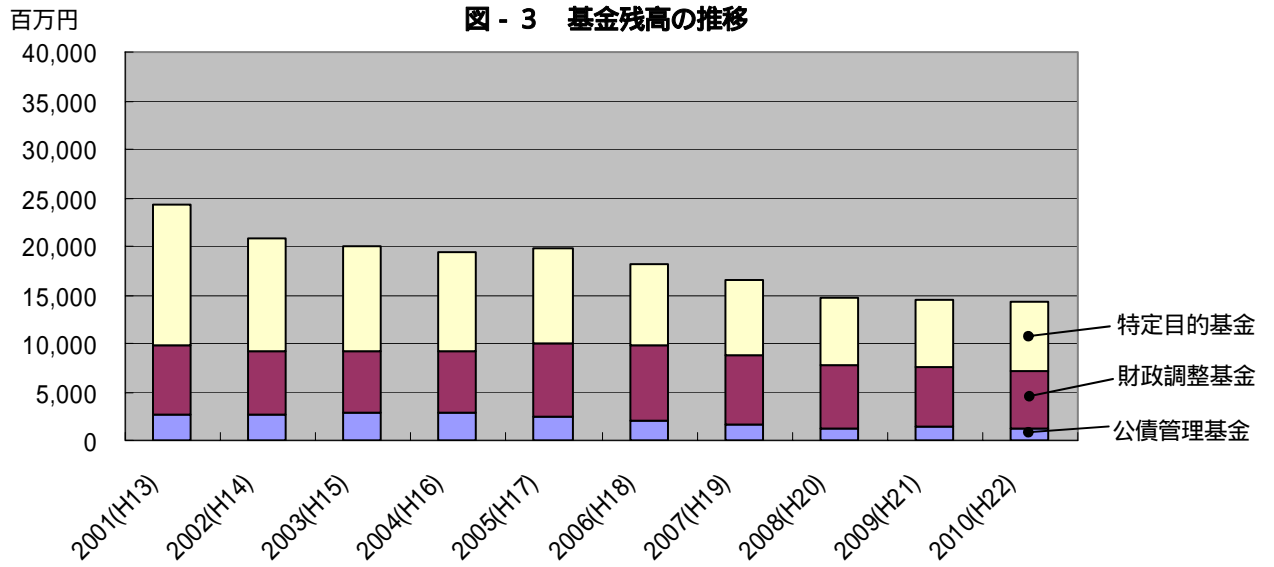
一般財源見通し

- * 2005年度（平成17年度）から2008年度（平成20年度）までは歳入歳出の実績値を使用し、2009年度（平成21年度）から2013年度（平成25年度）までは緊急プラン（ゼロ試算 Ver.3）の試算値を使用しています。
- * 2014年度（平成26年度）以降は、財政規律を守る大前提として、歳入一般財源の範囲で歳出一般財源を賄う（収支均衡させる）ことを基本としていきます。



市債残高の推移

- * 2001 年度(平成 13 年度)以降は、特例債である臨時財政対策債の発行などにより、市債残高は増加しています。しかし、2003 年度(平成 15 年度)をピークに大規模な施設改修がなかったことにより、市債残高は減少傾向にあります。
- * 今後の推移予測としては、予定していた小中学校施設の大規模改修などの事業を国の緊急経済対策を活用することで投資的経費の削減を図り、市債発行は抑制できる見通しです。

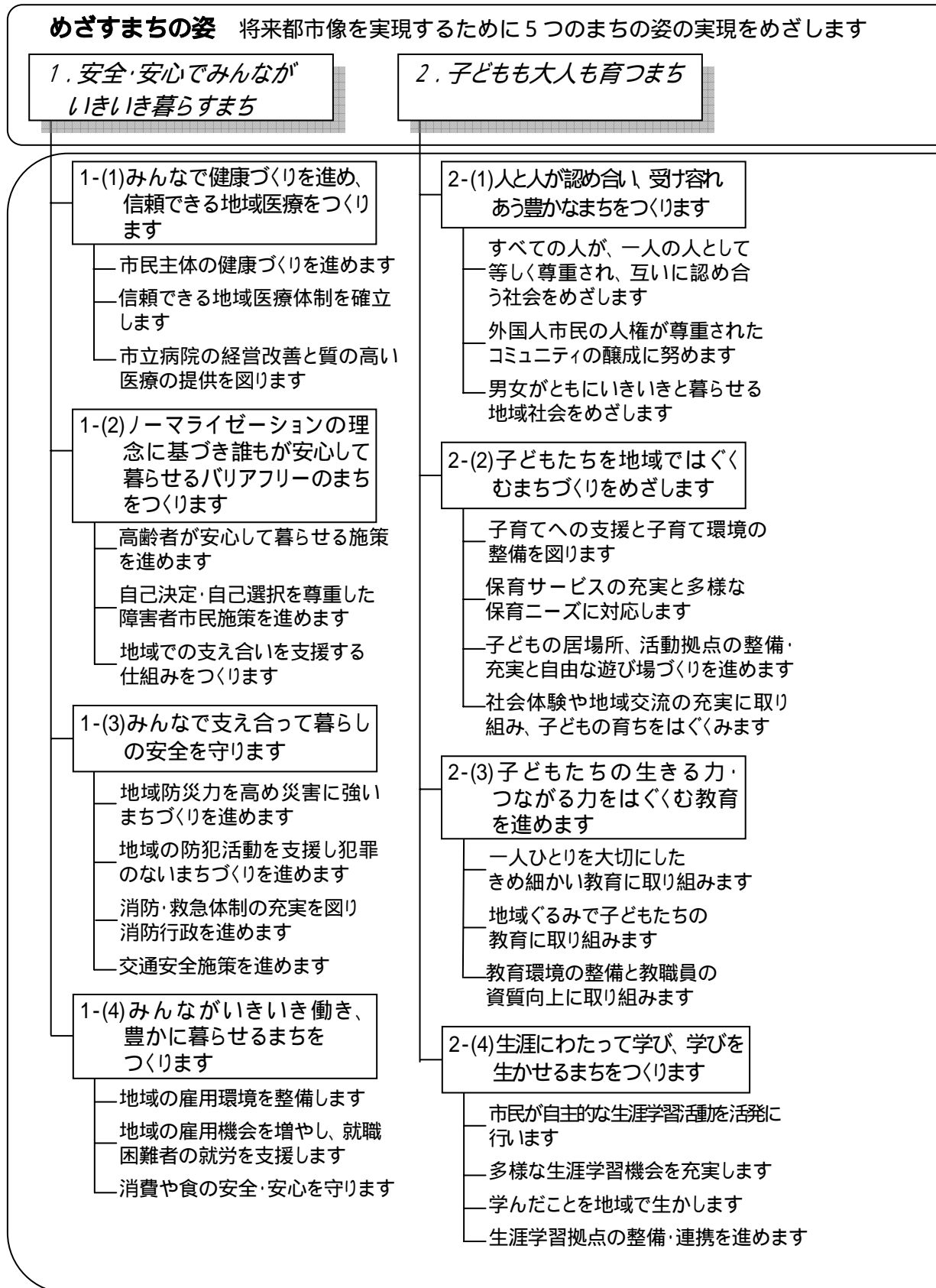


基金残高の推移

* 特定目的基金については減少していますが、財政調整基金については、将来の緊急的な財政需要に備え、極力留保していくこととしています。

第3章 計画の体系と実現方策

第1節 計画の体系



将来都市像

ひとが元気 まちが元気 やまが元気

～みんなでつくる「箕面のあした」～

3. 環境共生さきがけのまち

3-(1)環境にやさしい生活を 進めます

- 省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます
- ごみの3Rを進めます

3-(2)市街地における環境を 保全し、水とみどり豊かな まちをつくります

- みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます
- みどりや自然エネルギーを取り入れた環境共生型のまちづくりを進めます
- 地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

3-(3)人と環境にやさしい 交通体系を整えます

- 自動車による環境負荷を軽減します
- 歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます
- 鉄道・バスなど公共交通の充実を図ります

4. 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(1)山麓に代表されるみどり 豊かな自然環境を守ります

- 山間・山麓のみどりを箕面のブランドとして誇れるものにします
- 美しい河川を守り、水辺環境とのふれあいの機会を大切にしていきます

4-(2)住宅都市として培われて きた落ち着きのある安心 な住まい・まちなみ景観 を大切にします

- 美しいまちなみを守り育てていきます
- 安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます

4-(3)旧街道などの歴史や新 しい市民文化を後世に 伝えていきます

- 箕面の歴史・文化を学び、子どもたちに伝えていきます
- 市民の自主的な活動が新しい箕面文化として定着するよう支援します

4-(4)箕面の滝や紅葉に加え、 新たな魅力の創出によって 観光や産業を活性化します

- 四季を通じて魅力ある観光地とします
- 新産業の誘致をめざすとともに、商店街に活気を取り戻します
- 地産地消を推進し、農業を活性化します

4-(5)箕面らしい都市魅力をさら に高め、誰もが住んでみた いと思うまちをつくります

- 「箕面らしさ」を全国に発信します

5. 誰もが公共を担い、 みんなでつくるまち

5-(1)地域コミュニティが元気 で住みよいまちをつくり ます

- 自治会をはじめ地縁団体をより活性化します
- 地域の課題は地域の各団体が協力して解決していく仕組みを構築します
- 地域のビジョンや計画を策定し、地域主導で住民自治を進めます

5-(2)市民活動相互の連携を 強化し、公共の担い手を これまで以上に多様化・ 多元化します

- 多くの市民が市民活動に参加できるような社会基盤の整備を進めます
- 市民活動団体の組織化、自立化を進めます
- 市民活動団体相互のネットワークを強化します

5-(3)行政は市民とともに無駄 のない経営を進め、健全 な財政を次世代に継承し ます

- 市役所の業務を効率化し、組織も人もスリム化します
- 市民の意見を政策形成の過程に反映します
- 財政の状況を分かりやすく報告し、行財政運営の効率化を進めます

第2節 計画の実現のために

基本構想を実現するための「参画と協働のまちづくり」と「新たな地域経営によるまちづくり」に関する2つの方針は、今後本市が持続可能な発展を続け、将来都市像を実現するために欠かせない要素です。この2つの方針を具体化し、計画に基づいたまちづくりを進めるため、以下の取組を実施します。

情報提供・情報共有の推進

- ・ 広報紙やホームページ、コミュニティ放送（タッキー816）などのメディアを活用した情報発信や、図書館など公共施設における各種印刷物の配置を充実し、市民とまちづくりの課題を共有します。
- ・ ICT（情報通信技術）の活用により電子市役所としての機能を高め、市民の利便性を向上させます。
- ・ 市民ニーズを的確に把握するため、市民の声を聞く機会を増やすなど、マーケティング機能を強化します。

協働（パートナーシップ）によるまちづくりの推進

- ・ 市民活動団体や事業者などは、積極的な事業提案などを通じて、行政と協働する姿勢を高めます。
- ・ 行政は庁内のパートナーシップ推進員制度などを活用し、市民活動団体や事業者などとの協働意識を高め、協働によるまちづくり推進します。
- ・ 行政は、これまで培ってきた市民参加によるまちづくりの成果と課題を整理し、地方分権時代に求められる自治と協働のあり方を市民とともに検討することを通じて、自治と協働によるまちづくりの基盤を整えます。

行財政改革の推進

- ・ 財政の健全化を進めるため、受益と負担の適正化や資産の有効活用などを行い、歳入の確保をめざします。
- ・ 市役所の業務を見直し、再構築を図るとともに、民間委託や指定管理者制度、PFI事業などの制度を有効活用し、無駄のない効率的な業務を執行します。

柔軟な組織体制と人材の育成

- ・ 地方分権による権限移譲や新たな市民ニーズに対応するため、横断的かつ柔軟な組織体制を構築します。
- ・ 政策形成・政策法務能力を高め、地方分権時代をリードできる職員を育成します。
- ・ 市民は、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、自らまちづくりの担い手を育成します。

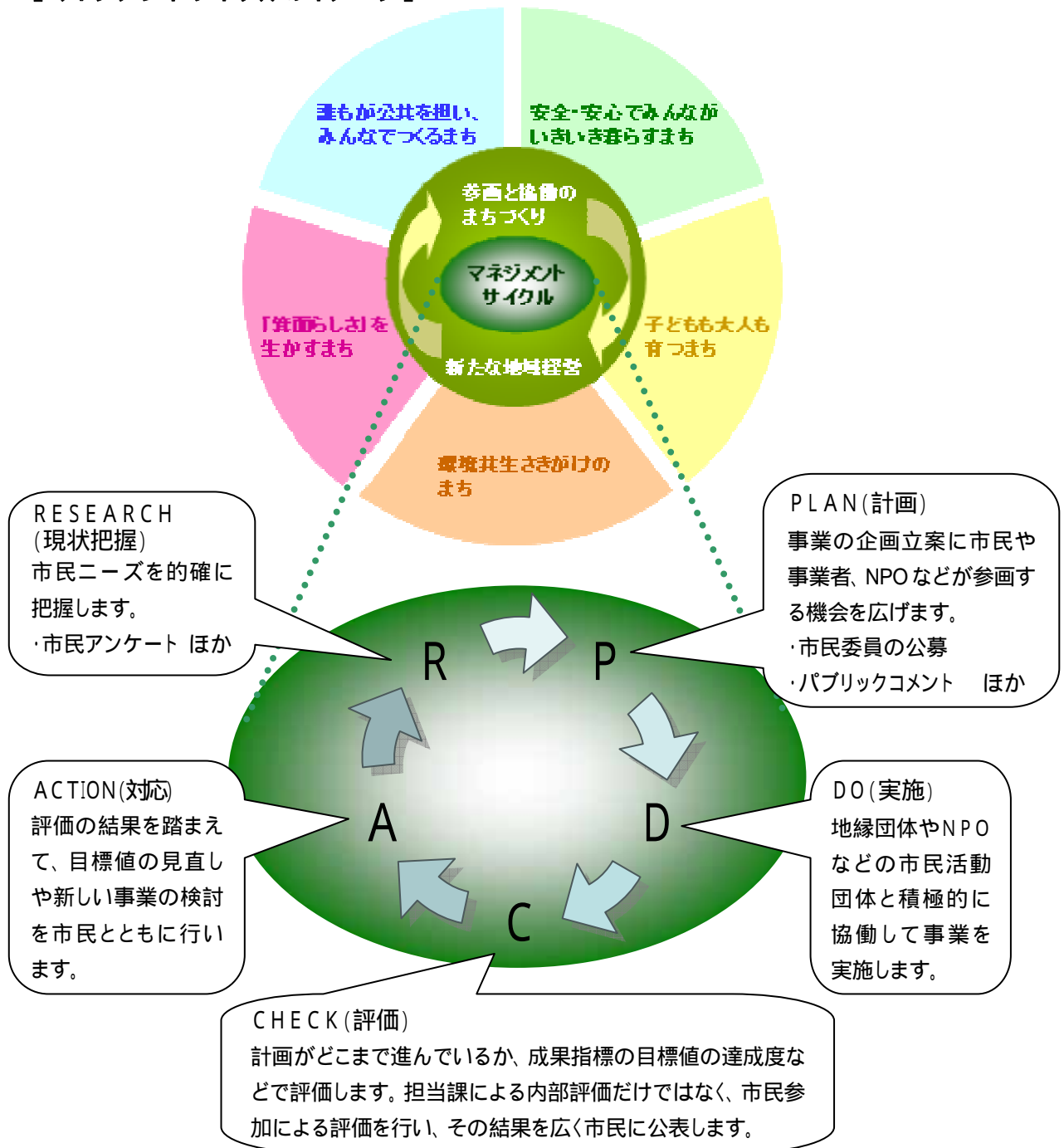
広域連携などの強化・推進

- ・ 広域的な視野に立ち、周辺都市との連携や機能分担を進め、共通の地域課題解決に向けて相互協力関係を強化します。
- ・ 市内や近隣の大学、企業など、それぞれの特性と強みをまちづくりに生かすため、相互に連携し合います。

成果指標の評価・検証

- ・RPDCA のマネジメントサイクルを行政活動の基本とし、総合計画に盛り込まれた施策や事業の進行度合いを評価します。
- ・行政は、取組や成果指標の達成度などについて、市民参画による評価・検証の仕組みを構築し、計画の進捗状況などについて毎年度評価します。市民はそうした機会を活用し積極的に市政に参画します。

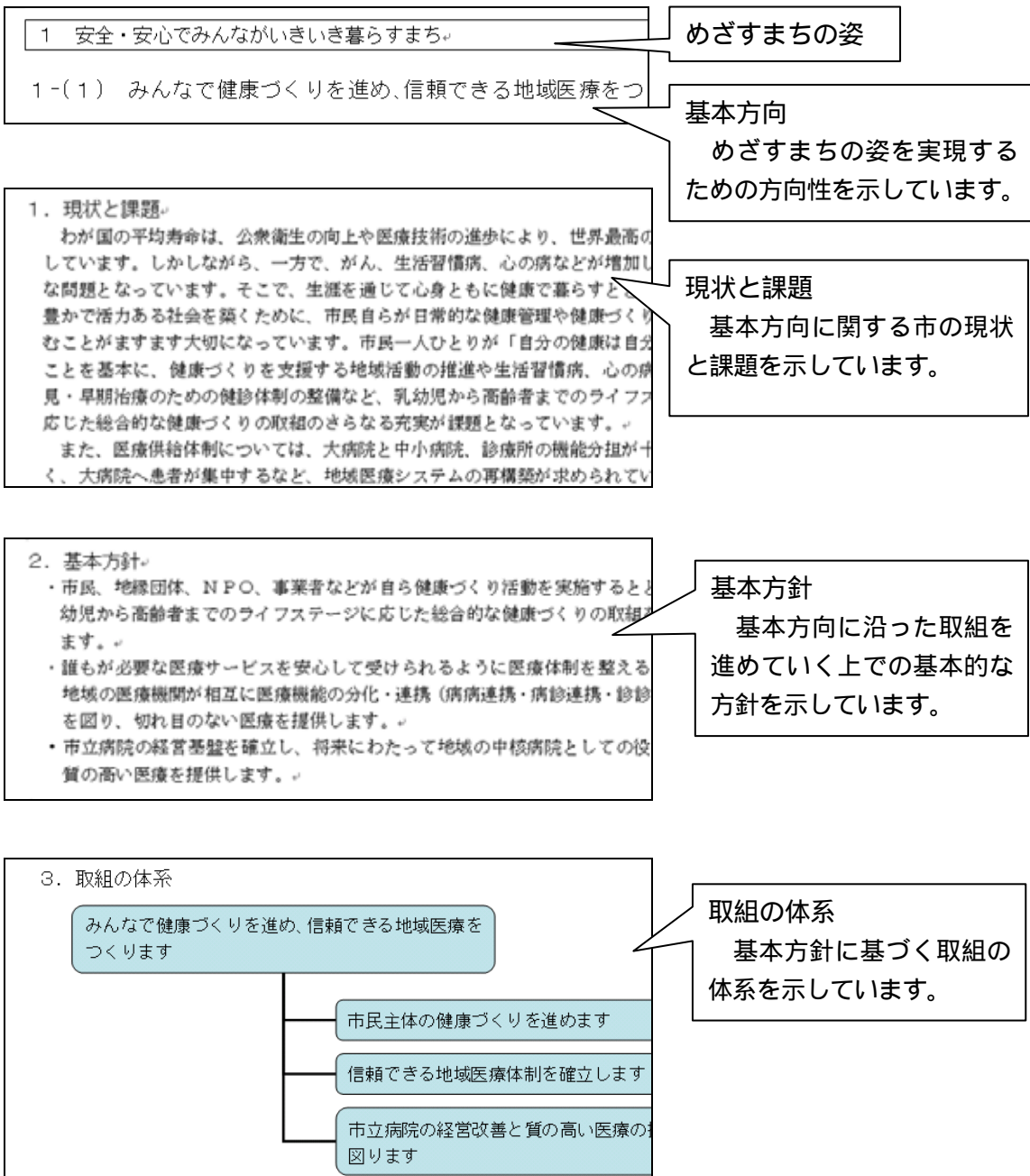
【マネジメントサイクルのイメージ】



第4章 分野別計画

第4章では、5つのまちの姿を実現するための取組を19の基本方向ごとに示します。すべての主体者が目標を共有し、協働のまちづくりを進めていくため、以下のとおり構成します。

本計画では、「参画と協働のまちづくり」と「新たな地域経営によるまちづくり」を基本方針として、多様な主体が公共を担うという考えから、「4．各主体の主な役割」や「5．成果指標」の主役度を記述しています。これらは市民の義務として設定するものではなく、行政が責任を果たすのはもちろん、多様な主体が自ら積極的に取り組むことによって、魅力あるまちづくりを進めるためのものです。



(取組の内容)

①市民主体の健康づくりを進めます
市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行政が連携して広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上とともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査など、整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

②信頼できる地域医療体制を確立します
救急医療の充実や、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療の

取組の内容
取組の内容を記載しています。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心をもち、自分の健康を自分で守る健康づくりを積極的に取り組みます。
- ・地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯科、かかりつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用します。

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- ・事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- ・医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うとともに習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- ・市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- ・みのおライフプラザを拠点として、母子・成人・高齢期の保健事業を推進し

各主体の主な役割
協働によるまちづくりの指針として、各主体別に課題解決のために担う役割を示しています。

成果指標
めざすまちの姿の実現に向けて目標を明確にし、その達成状況を評価するための成果指標を示しています。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度
1	自分が健康であると感じる市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★☆☆ 行政 ★★☆☆	77%	79%
2	健康診査を年1回受けている市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★☆☆	71%	
3	かかりつけ医を持っている市民の割合	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★☆☆	68%	72%
4	市立病院の救急医療に関する不満程度	市民 ★★☆☆ 事業者 ★☆☆ 行政 ★★☆☆	19.5%	18%
5	市立病院の外来患者紹介率	市民 ★★★ 事業者 ★★★ 行政 ★★☆☆	40%	47%
6	市立病院の経常収支比率	市民 ★☆☆ 事業者 ★☆☆ 行政 ★★☆☆	95.7%	98.8%

[成果指標設定の考え方]
1 主観的健康感(疾病の有無にかかわらず、自分は健康であると思う度合い)が高存率が高いという科学的根拠が示されていることから、その割合を指標とし、健康を。前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。

主役度
各成果指標に対応する取組を進めていくために、各主体がどれだけその役割を果たさなければならないかを3段階で表しています。ここでは、4.各主体の主な役割における【市民】と【自治会やNPOなど】を合わせて市民としています。

成果指標設定の考え方
指標設定の根拠を示しています。

【関連計画】

- 健康みのお 21
- 箕面市特定健康診査等実施計画
- 箕面市立病院改革プラン

関連計画
関連する個別計画を示しています。

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

1. 現状と課題

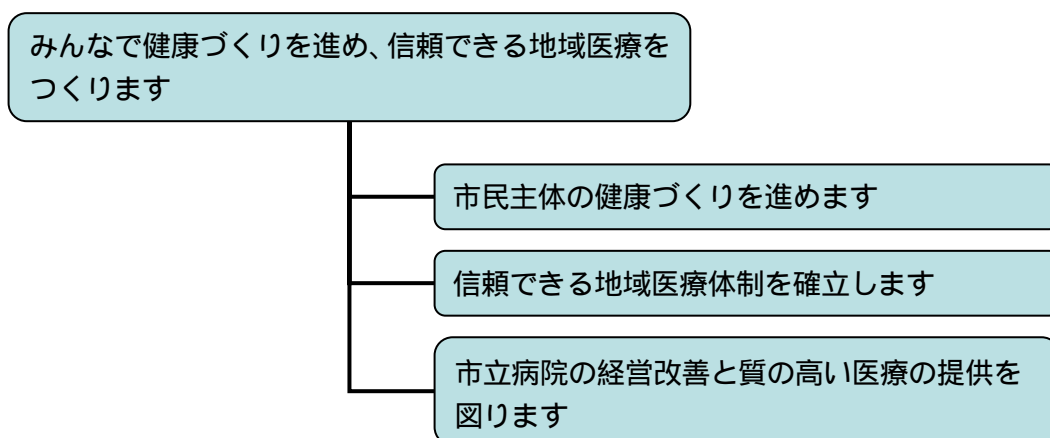
わが国の平均寿命は、公衆衛生の向上や医療技術の進歩により、世界最高の水準に達しています。しかしながら、一方で、がん、生活習慣病、心の病などが増加し、社会的な問題となっています。そこで、生涯を通じて心身ともに健康で暮らすとともに、より豊かで活力ある社会を築くために、市民自らが日常的な健康管理や健康づくりに取り組むことがますます大切になっています。市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康づくりを支援する地域活動の推進や生活習慣病、心の病の早期発見・早期治療のための健診体制の整備など、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組のさらなる充実が課題となっています。

また、医療供給体制については、大病院と中小病院、診療所の機能分担が十分ではなく、大病院へ患者が集中するなど、地域医療システムの再構築が求められています。

2. 基本方針

- ・市民、地縁団体、NPO、事業者などが自ら健康づくり活動を実施するとともに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた総合的な健康づくりの取組を推進します。
- ・誰もが必要な医療サービスを安心して受けられるように医療体制を整えるとともに、地域の医療機関が相互に医療機能の分化・連携（病病連携・病診連携・診診連携など）を図り、切れ目のない医療を提供します。
- ・市立病院の経営基盤を確立し、将来にわたって地域の中核病院としての役割を担い、質の高い医療を提供します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

市民主体の健康づくりを進めます

市民が自らの健康を積極的に維持・増進する健康づくり運動を市民と行政が連携して広げることによって、心身の健康づくりや介護予防に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の特色を生かした健康づくりを進めます。また、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細かな健康相談、健康教育、健康診査などの環境整備に取り組むとともに、その根幹となる食育の推進に努めます。

信頼できる地域医療体制を確立します

救急医療の充実や、医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療の基盤整備に取り組み、誰もが適切な治療を安心して受けられる医療体制を確立します。また、地域の中核病院としての市立病院と、日頃から安心して相談のできるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師が連携して地域医療体制の充実に向けた取組を進めます。

市立病院の経営改善と質の高い医療の提供を図ります

医師及び看護師など、必要な職員の確保に努めるとともに、知識と技術の習得に努め、医療の質とサービスの向上を図ります。また、安定した医療提供体制の整備と地域の医療機関などとの連携を深めることで、紹介患者を増やし、病床稼働率を高めるとともに、徹底した費用の削減を行い、経営の改善を図ります。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民一人ひとりが、健康に関心をもち、自分の健康を自分で守る健康づくり運動に積極的に取り組みます。
- ・地域での医療サービスの供給体制を認識し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を適切に確保するなど、自分の病状に適した医療機関を利用します。

【自治会やNPOなど】

- ・身近な場所で、みんなで支え合いながら、健康づくりを進めます。
- ・地域での健康づくりを推進するため、健康教室などを開催します。

【事業者】

- ・事業者は従業員やその家族に対して健康づくりの啓発及び周知を図ります。
- ・医療機関、薬局などの医療関係機関は、地域医療における役割を担うとともに、生活習慣病予防などの健康情報を発信します。

【行政】

- ・市民や地縁団体、NPOなどによる健康づくり活動を促進します。
- ・みのおライフプラザを拠点として、母子・成人・高齢期の保健事業を推進します。
- ・総合的な健康づくりの情報提供や啓発活動を推進します。
- ・地域の医療機関との連携を図るなど、地域医療体制を確立します。
- ・市立病院の救急総合診療部を充実するなど、救急医療体制を確保します。
- ・市立病院の経営の改善を図るとともに、質の高い医療サービスの提供に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	自分が健康であると感じる市民の割合	市民 事業者 行政	77%	79%	81%
2	健康診査を年1回受けている市民の割合	市民 事業者 行政	71%	73%	75%
3	かかりつけ医を持っている市民の割合	市民 事業者 行政	68%	72%	75%
4	市立病院の救急医療に関する不満足度	市民 事業者 行政	19.5%	18%	17%
5	市立病院の外来患者紹介率	市民 事業者 行政	40%	47%	50%
6	市立病院の経常収支比率	市民 事業者 行政	95.7%	98.8%	101.2%

[成果指標設定の考え方]

- 1 主観的健康感（疾病の有無にかかわらず、自分は健康であると思う度合い）が高い人ほど生存率が高いという科学的根拠が示されていることから、その割合を指標とし、健康増進に努める。前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。
- 2 市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康管理や健康づくりに取り組むことが、市民主体の健康づくりには欠かせない。市民意識の向上をはかる指標として定期的に健康診査を受診している市民の割合を設定し、前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を75%とする。
- 3 医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療体制の充実をはかる指標として、市民一人ひとりが日頃から安心して相談のできる医療機関を持っている割合を設定し、最終目標値を7ポイント増の75%とする。
- 4 自治体病院として幅広い市民に満足していただける医療を提供するため、不満足と思われる要素を取り除き、サービスレベルの底上げを図ることを目標として、市立病院の救急外来について不満に感じている市民の割合を指標に設定する。最終目標値を2.5ポイント減の17%とする。
- 5 地域の医療機関などとの連携を深めることが、地域医療体制の確立と安定した医療提供体制の整備につながることから、初診患者のうち紹介患者と救急車搬送数の割合を指標に設定する。最終目標値を10ポイント増の50%とする。
- 6 市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながることから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。経常収益/経常費用×100で算出し、企業会計では数値が高くなるほど経営状態が良いことを表している。

【関連計画】

健康みのお 21
箕面市特定健康診査等実施計画
箕面市立病院改革プラン

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(2) ノーマライゼーションの理念に基づき誰もが安心して暮らせる バリアフリーのまちをつくります

1. 現状と課題

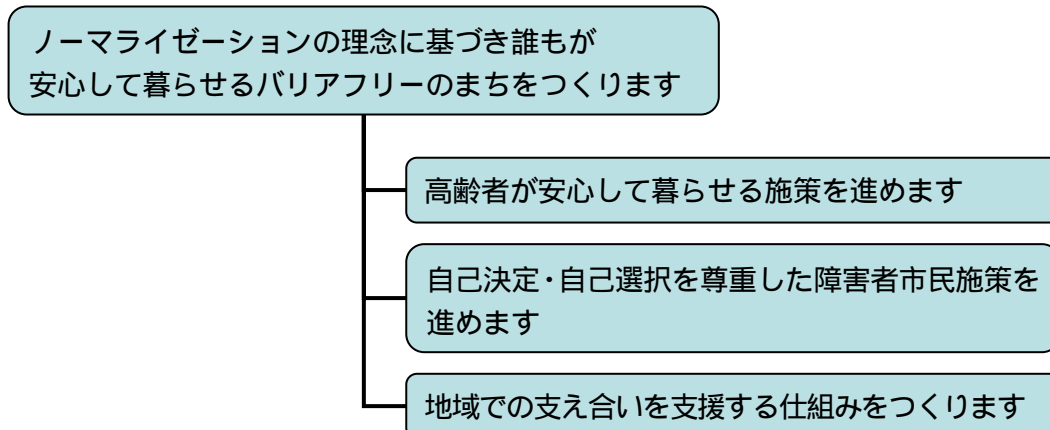
わが国では、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎える 2012 年(平成 24 年)から 2014 年(平成 26 年)には、高齢者が毎年 100 万人ずつ増加すると予測されています。また、2007 年度(平成 19 年度)における本市の高齢者人口は 23,221 人に達し、総人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は 18%を超えています。2014 年度(平成 26 年度)には、本市においても高齢者人口が 30,300 人(高齢化率 22.4%)になると見込まれるなど、これまで経験したことのないスピードで高齢化が進み、「前例のない超高齢社会」を迎えることとなります。

このような状況の中、子どもから高齢者、障害者市民など、すべての市民が人間として尊重され、地域で安心して日常生活を送り社会参加することができるノーマライゼーション社会の実現をめざして、何でも相談できる機関の充実、サービス提供基盤の整備、行政、相談機関、サービス提供事業者などの連携の強化、地域住民による支え合いの仕組みづくりなど、市民・事業者・行政の協働による取組が必要となっています。

2. 基本方針

- ・必要な人に必要なサービスが供給されるよう市民のニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるなど、ノーマライゼーションの理念に基づく高齢者・障害者市民施策の推進を図ります。
- ・誰もが優しく支え合い、障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心していきいきと生活できるよう「バリアフリーのまち」をめざします。
- ・高齢者や障害者市民にかかわる専門相談機関が、民生委員・児童委員、地区福祉会、医療機関などの地域における多様な支援機関や、住民による見守りや支え合いなどの自主的な活動と連携し、多面的・横断的な支援体制を構築します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

高齢者が安心して暮らせる施策を進めます

本市の地域特性、多様化する市民ニーズ、社会経済状況の変化に的確に対応し、基盤整備を計画的に進めるとともに、介護サービスや高齢者保健福祉サービスを効率的・効果的に提供します。

高齢者が心身の状態などに合ったサービスを自ら選択できるよう、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により、相談体制を充実します。また、「保健福祉苦情解決システム」における利用者の声や、「介護サービス評価専門員」による意見や評価などさまざまな情報を活用して、サービスの質の向上と適切なサービス利用を促進します。

自己決定・自己選択を尊重した障害者市民施策を進めます

障害者市民の生活は福祉、医療、教育、労働、生活環境などあらゆる分野にわたり、また乳幼児から高齢期に至るまでのすべてのライフステージにわたります。このため、ノーマライゼーションの理念を福祉施策にとどまらず、まちづくり全体の課題と位置付け、行政施策全体を見据えながら市民ニーズに対応した障害者市民施策を進めます。また、学校、相談支援事業者、サービス提供事業者、就労支援機関などが相互に連携して、障害者市民の地域生活を支援します。

地域での支え合いを支援する仕組みをつくります

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関が連携を強化することにより、高齢者や障害者市民を地域全体で支援する体制を充実します。

また、地域全体で高齢者などの見守り・支え合いが担えるよう、地域住民が自主的に活動しやすい環境を整えます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・「地域社会を構成する住民の一員」という自覚を持ちます。
- ・高齢者は、自分自身の日常生活の不安を取り除くため、健康づくりや介護予防など各種制度の説明会や取組などに積極的に参加します。
- ・支援を要する高齢者などの身近な相談や見守り、声掛けなど地域の福祉活動に積極的に参加します。
- ・ノーマライゼーションの考え方に対する理解を深めます。

【自治会やNPOなど】

- ・ノーマライゼーション社会の実現をめざして地域住民が参加する活動への協力・支援に努めます。
- ・健康づくりや介護予防などにかかわる団体の活動紹介や、情報の提供などを積極的に推進します。
- ・地域を中心に高齢者などの身近な相談、見守り、声かけなどのコミュニケーションを生かした活動の促進に努めます。
- ・ノーマライゼーションを啓発する活動を促進し、その活動の協力・支援に努めます。

【事業者】

- ・高齢者や障害者市民に対するサービス提供事業者は、専門的な視点と利用者の立場に立って民間活力を発揮し、より良いサービスを提供します。
- ・店舗などのバリアフリー化を進めます。

【行政】

- ・グループホーム・ケアホームをはじめ、障害福祉サービス基盤の安定運営と基盤の拡大を図ります。
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区福祉会、介護サービス提供事業者や医療機関などの地域における多様な支援機関との協力体制を構築します。
- ・行政施策全般において、ノーマライゼーションの考え方が浸透するよう職員研修を進めます。
- ・ノーマライゼーションの考え方について啓発を進めます。
- ・福祉サービスの利用について、分かりやすい情報提供を行います。
- ・生活困難者や認知症高齢者、独居高齢者などの把握に努め、地域住民や事業者と一体となった支援を行います。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	介護保険サービスを受けている人の中で、受けているサービスに不満足な人の割合	市民 事業者 行政	11.8%	9%	6.2%
2	障害者グループホーム・ケアホームの利用者数	市民 事業者 行政	78人	98人	118人
3	困ったときの相談相手がいない高齢者の割合	市民 事業者 行政	4.6%	3.8%	3%

[成果指標設定の考え方]

- 1 心身の状態に合ったより良いサービスを提供することが、高齢者が安心して暮らせることにつながることから、不満足と思われる要素を取り除き、サービスの底上げを図ることを目標として指標に設定する。前後期で2.8ポイントずつ低下することを目標とし、最終目標値を6.2%とする。
- 2 障害者が自己選択・自己決定に基づく自立した地域生活ができるようサービス基盤を整備することが重要であるため、グループホーム・ケアホームの利用者数を指標に設定する。前後期で20人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を118人とする。
- 3 身近な相談や見守り・声掛けによって、地域全体で支援する体制が充実することから、相談相手がいない高齢者が減るように、指標として設定する。最終目標値を3%とし、5年後はその中間値を目標とする。

【関連計画】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
箕面市障害者市民の長期計画

1 安全・安心でみんながいいきき暮らすまち

1-(3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります

1. 現状と課題

1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災以来、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震と各地で規模の大きい地震が発生し、また、各地で記録的な集中豪雨が人々の生活に甚大な被害をもたらすなど、自然災害をはじめとした多種多様な災害や事故は絶えず発生しています。この間、本市では、大規模災害は発生していませんが、このような災害の教訓に学び、地域の自主防災組織の結成を促進しています。2008年度(平成20年度)までの結成状況は、62団体で結成率18パーセントの状況であり、自主防災組織結成の必要性をさらに説明し推進していくことが大切です。

災害に強いまちづくりを進めるためには、「自分の命は自分で守る」という考え方に基づく「自助」、災害直後の救出・救護において近隣住民が助け合う「共助」、防災活動体制の充実や自治体間の広域連携を充実していくなど、行政が主体となる「公助」が十分に機能することが課題となっています。

また、日常生活にかかわる火災・救急などの消防体制は、暮らしや都市環境の変化により需要が高まっていることから、なお一層消防力の強化を進める必要があります。

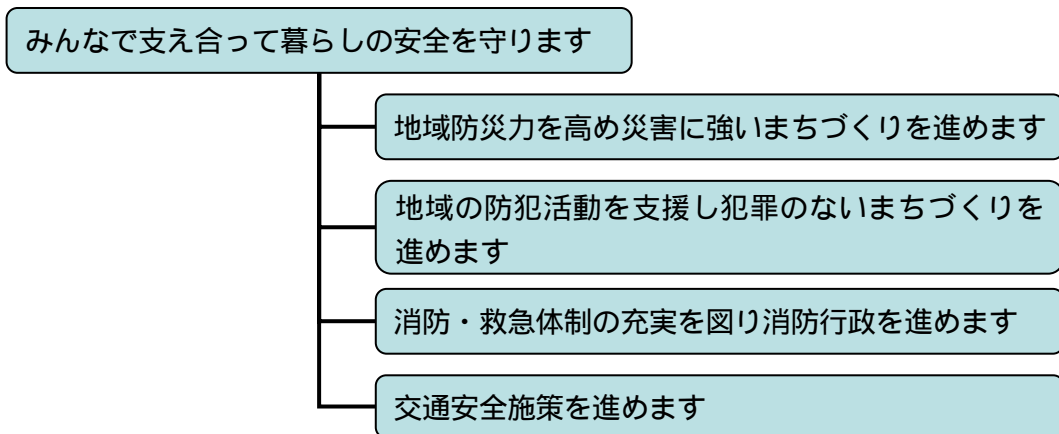
地域における防犯活動の取組により、犯罪件数は減少傾向にありますが、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、関係機関・団体と連携し今後も継続して推進する必要があります。

交通安全対策は、関係機関や団体と連携して取り組み、交通事故件数の減少に努めています。高年齢者の死亡事故が多発している状況から、今後ますます進行する高齢社会に向けての対策を推進する必要があります。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、補い合い協働することにより市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害などの発生に対しても市民の安全が守られるまちづくりを進めます。
- ・市民生活を脅かすさまざまな災害に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、自治体間の広域連携を推進することにより災害発生時の被害を最小限に抑えます。
- ・さまざまな災害から市民の生命・財産を守るため、消防・救急体制の充実・整備を図ります。
- ・地域の防犯活動を支援し、関係機関・団体との連携を深め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。
- ・交通事故防止のため、関係機関や団体の協力を得て引き続き交通安全施策を推進します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

地域防災力を高め災害に強いまちづくりを進めます

地震や風水害などの自然災害を最小限に抑え、市民の生命・財産を守るため、市民と行政が自然災害にかかわる最新情報を共有して災害防止策を講じるとともに、その限界と応急対策にかかわる情報を理解し、市民自らが備えを進める心構えを広げ、市内各地域において自主防災組織の結成を図ります。併せて道幅の狭い道路の拡幅など防災に強いまちづくりを推進します。

地域の防犯活動を支援し犯罪のないまちづくりを進めます

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、小学校区などを核とした地域防犯活動拠点の整備推進をはじめ、青色防犯パトロールの実施や子どもの安全見まもり隊などの地域安全運動の推進、安全・安心なまちづくりを目的とした地域団体との協定の締結など、関係機関との連携を強化し、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止や犯罪検挙率の向上を図るとともに、子どもや高齢者などを守る取組を推進します。

消防・救急体制の充実を図り消防行政を進めます

火災を未然に防止するため防火意識の啓発を図るとともに、高度救急に対応するため救急救命士の養成などを推進し、地域消防力の一翼を担う消防団の充実強化を図ります。さらに広域的な応援協力体制を強化し、暮らしや都市環境の変化に対応できる消防力を充実します。

交通安全施策を進めます

安全で快適な交通環境の実現をめざし、関係機関との連携を強化するとともに啓発活動の推進及び交通安全運動を定期的実施し、交通安全知識の普及と意識の高揚を図ります。また、市内通学路などの危険箇所点検など地域と協働した取組を強化し、交通事故の抑止対策を推進します。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・「自らの命は自分で守る」という意識を持ちます。
- ・避難場所の確認や地域で行う防災訓練などに積極的に参加します。
- ・災害発生時に各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- ・普通救命講習を受講するなど、応急手当の知識の習得に努めます。
- ・消防団や自治会活動などに積極的に参加します。
- ・防犯知識の習得に努めます。
- ・交通安全知識の習得に努めます。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の防犯・防災意識の高揚を図ります。
- ・地域の自主防災組織の結成や育成に努めます。
- ・地域での防災訓練の実施や、防災資器材の整備をします。
- ・地域の子どもや高齢者を犯罪や交通事故から守ります。
- ・地域の通学路などの危険箇所点検に努めます。

【事業者】

- ・防災体制の整備や事業所の耐震化を進めます。
- ・自主防災訓練を実施するとともに、地域への貢献の役割を認識し、地域での防災訓練に参加します。

【行政】

- ・市民の防犯・防災意識高揚のための啓発をします。
- ・避難所や避難経路の確保をします。
- ・崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所などについては、関係機関と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。
- ・消防力及び火災予防体制を強化します。
- ・警察ほか各関係機関と共に交通安全に取り組みます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	地震などの災害に備えて対策をとっている市民の割合	市民 事業者 行政	53.5%	80%	100%
2	自主防災組織の結成数	市民 事業者 行政	62 団体	160 団体	240 団体
3	窃盗犯認知件数（侵入犯・街頭犯罪）	市民 事業者 行政	1,240 件	1,050 件	890 件
4	出火率（人口1万人あたりの出火件数）	市民 事業者 行政	3 件	2.7 件	2.4 件
5	交通事故件数	市民 事業者 行政	714 件	640 件	570 件

[成果指標設定の考え方]

- 1 災害に強いまちづくりを推進するためには市民の防災意識の向上が重要であることから、災害に備えての対策をとっている市民の割合を指標とする。すべての市民が防災対策をとっていることを最終目標とする。
- 2 地域防災力の向上をはかる指標として、基盤となる自主防災組織の結成数を設定する。最終目標値を現状の4倍とし、5年後はその中間値を目標とする。
- 3 地域での見守り活動が窃盗犯などの犯罪防止に効果があることから、犯罪のない安全で安心なまちをめざし、身近な犯罪である窃盗犯の件数を指標に設定する。前後期で15%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を890件とする。
- 4 火災予防意識の向上をはかる指標として、人口1万人あたりの出火件数を指標に設定する。全国平均・大阪府平均からみても低い状況にあるが、更なる出火率の低減をめざす。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を2.4件とする。
- 5 交通安全施策を推進するにあたり、総合的に施策効果をはかるため、交通事故発生件数を指標に設定する。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を570件とする。

【関連計画】

箕面市地域防災計画

1 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

1-(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

1. 現状と課題

少子高齢化の進展によって労働力人口が減少する一方で、短期間雇用や非正規労働などによって不安定就労が拡大するなど、労働環境の構造的な変化が社会的な問題となっています。

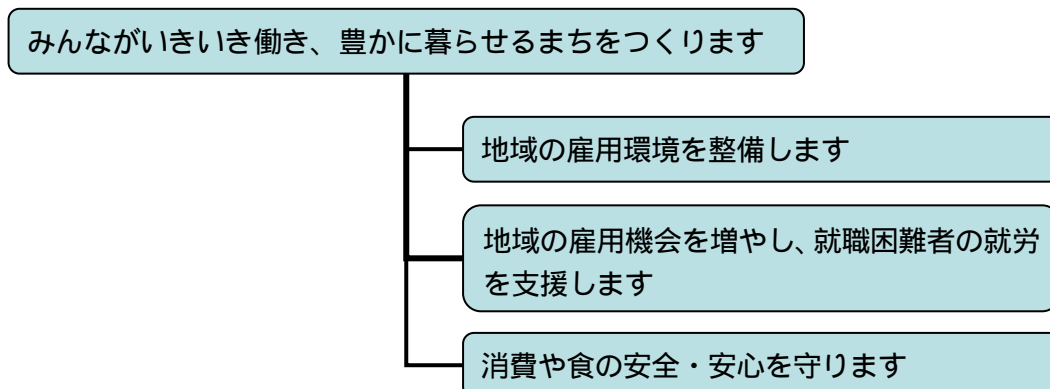
本市では、働く意欲がありながらさまざまな阻害要因のために働くことができない、いわゆる就職困難者を対象に、公共職業安定所、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなど、地域の関係機関と連携しながら雇用・就労を支援してきました。今後は、労働環境の変化に対応した労働施策や、就職困難者が身近な地域で就労できるよう、地域の雇用機会を増やすなど、地域に根ざした雇用・就労への取組を推進し、市民の誰もがいきいきと働くことができる社会を実現していくことが課題となっています。

また、安心して豊かに暮らせるよう、消費生活センターにおいて消費者の相談に応じるとともに、消費生活に関する情報提供を行っています。さまざまな制度の変化や情報化が進む中、複雑多様化している相談や苦情により一層的確に対応していくことが課題となっています。

2. 基本方針

- ・行政、事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の雇用環境の整備を図り、市民の誰もが安心して働けるまちづくりを進めます。
- ・起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やすとともに、国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援することにより、すべての市民が働く権利を実現できるまちづくりを進めます。
- ・国、府、事業者などと連携し、消費生活センターの機能を充実させることによって、市民の誰もが豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

地域の雇用環境を整備します

ニュースの発行やセミナーの開催などにより、労働基準法をはじめとする労働関係法規や雇用対策、勤労者福祉に関する制度の周知に努めます。また、労働問題が生じたときのセーフティネットとしての労働相談や、小規模事業所の勤労者に対する福利厚生面の支援を実施することによって、雇用環境の安定、改善を推進します。

地域の雇用機会を増やし、就職困難者の就労を支援します

商工会議所や包括協定を締結している大学などと連携し、起業支援や事業開拓支援などを行うことによって地域の雇用機会を増やします。また、就職困難者にはコーディネーターによる就労相談に併せ、介護や子育てなどの個別課題に対して多様な専門支援機関が横断的に対応するとともに、公共職業安定所、大阪府、(財)箕面市障害者事業団、(社)箕面市シルバー人材センターなどの関係機関と連携した取組を進めることによって、就労を支援します。

消費や食の安全・安心を守ります

相談業務に加え、消費関係機関との連携などにより消費生活センターの機能の強化を図り、新技術や新製品、新商法、食に関して発生する新たな被害情報についての迅速できめ細かな情報収集・提供を行うことによって、市民の自己防衛力や意識の向上など自助力の強化を図り、消費や食の安全・安心を守ります。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民、とりわけ就職困難者は、自立や社会への貢献、自己実現など、自らの意思に基づき働く権利を実現することをめざします。
- ・消費者問題に関心を持ち、啓発講座へ参加するなど、さまざまな学習機会を利用して、自己防衛を図ります。

【自治会やNPOなど】

- ・就職困難者の就労を温かく応援するとともに、ともに支え合う地域社会形成の理念を理解し、協力します。
- ・地域での連携を深め、情報交換を密にすることにより、消費者被害の拡大を防ぎます。

【事業者】

- ・労働基準法や消費者基本法をはじめとする労働及び消費生活に関する法令を遵守します。
- ・地域や社会への貢献の役割を認識し、勤労者の雇用維持や就職困難者の雇用機会の拡充に努めます。

【行政】

- ・勤労者の雇用環境を整備するため、啓発に努めます。
- ・市内における起業支援や事業開拓支援などによって、地域の雇用機会を増やします。
- ・国、府などの関係機関と連携し、就職困難者の就労を支援します。
- ・消費者被害の防止や救済のため、消費生活に関する情報提供や消費者教育、相談体制の充実に努めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	勤労者互助会の加入者数	市民 事業者 行政	1,497人	1,550人	1,600人
2	地域就労支援事業における相談者の就職率	市民 事業者 行政	15.7%	23.6%	25%
3	シルバー人材センターの就業率	市民 事業者 行政	84.2%	86%	90%
4	消費生活苦情相談の解決率	市民 事業者 行政	97.3%	99%	99%

[成果指標設定の考え方]

- 1 勤労者の福利厚生の充実をはかる指標として、小規模事業所で働く勤労者に対して総合的な福利厚生事業を行う箕面市勤労者互助会への加入者数を指標に設定する。前後期で50人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を1,600人とする。
- 2 就職困難者などに対する総合的な雇用・就労支援施策の推進をはかる指標として、地域就労支援事業での相談者のうち就職した人の割合を設定し、最終目標値を10ポイント増の25%とする。
- 3 シルバー人材センターへの就業を通じて高齢者の生きがいの充実や雇用の創出が図られることから、箕面市シルバー人材センターの会員のうち就業した人の割合を指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 4 消費者支援と消費者被害の防止の推進をはかる指標として、箕面市立消費生活センターでの消費生活苦情相談の解決割合を設定し、最終目標値を99%とする。

【関連計画】

箕面市就労支援基本計画

2 子どもも大人も育つまち

2-(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

1948年（昭和23年）に国連総会で世界人権宣言が採択され、人権に関して世界で達成すべき共通の基準が示されました。わが国ではこれらの国際的な潮流とともに、基本的人権の尊重を基調とした憲法のもとさまざまな人権問題への取組を進めてきました。本市においても、1993年（平成5年）に箕面市人権宣言を採択し、すべての市民が誰ひとりとして人権を踏みにじられることのない人権のまちづくりをめざしています。

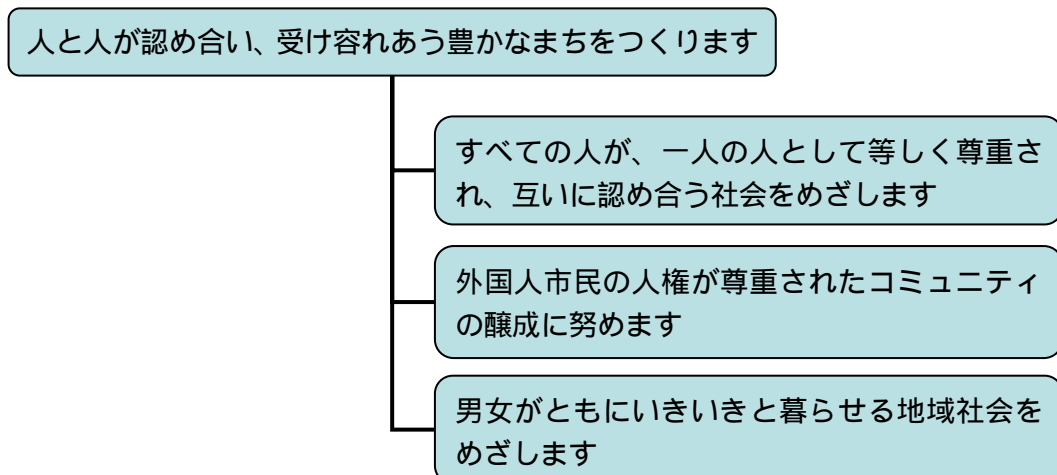
しかしながら、現実には未だに偏見や差別、暴力などの人権侵害が存在しており、同和問題や女性、障害者、高齢者、子ども、外国人などに関する多くの人権問題の早期解決が求められています。

本市では、お互いを認め合い、すべての人々がその能力や個性を十二分に発揮できる地域社会を構築するためにこれまで以上の取組が必要です。

2. 基本方針

- ・一人ひとりが十分に等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習との連携を図ります。また、総合行政としての人権行政を進める庁内体制のもとにまちづくりを進めます。
- ・外国人市民を含めた誰もが住みやすいコミュニティを醸成するために、外国人市民への行政サービス・相談体制を充実させます。また、市民主体の国際交流・国際協力を進めます。
- ・男女平等の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、ジェンダー格差が是正された社会の実現をめざします。女性の人権が確立され、男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします
総合行政としての人権行政を進める庁内体制を整備し、人権尊重に基づき業務を遂行します。市民主体の人権・平和啓発を行い、生涯学習と連携します。また、人権相談体制の整備と調整、相談事業の周知を進めます。人権救済の方策や人権の視点による行政評価についても検討を進めます。

外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます

外国人市民の人権を尊重し、行政サービスと社会環境の整備、「言葉の壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進を図ります。また、多文化共生社会の実現に向け、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、人権尊重のための学習と地域活動を進めます。国際交流については、市民主体の地域間交流を進め、市民活動団体、企業などとの連携を図ります。

男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします

性別にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる男女協働参画社会の形成をめざし、ジェンダー格差の是正をめざす社会システムの構築や女性の人権の確立を進めます。あらゆる施策に男女協働参画の視点を反映させ、幅広く市民に理解されるように啓発活動を行うとともに、自主的な活動の場や情報提供、相談事業の充実など女性のエンパワーメントを支援していきます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・性別にかかわらず、誰もが職場、家庭、学校、地域その他のあらゆる場面で能力や個性を發揮できる環境づくりを進めます。
- ・外国人市民と日本人市民が協働して、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・男女が互いに対等な構成員として協働し参画できる活動を実施していきます。
- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際化活動を実施していきます。
- ・さまざまな支援を必要とする市民の立場に立ったNPOなどの市民活動を実施していきます。

【事業者】

- ・誰もが働きやすい職場づくりに努めます。
- ・すべての人の人権が確立される環境づくりに努めます。

【行政】

- ・すべての人の人権が確立される社会づくりに努めます。
- ・男女協働参画施策を推進します。
- ・国際化施策のニーズ把握に努め、各種サービスなどの情報提供も積極的に行います。
- ・NPOなどの市民活動団体が主体となっていくいきと活動できるよう協働に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	人権は非常に大切なことだと認識している市民の割合	市 民 事 業 者 行 政	51%	66%	80%
2	国際交流協会で活動しているボランティア数	市 民 事 業 者 行 政	286 人	360 人	430 人
3	行政委員会及び附属機関の女性委員の割合 (年度当初)	市 民 事 業 者 行 政	23.2%	35%	40%

[成果指標設定の考え方]

- 1 一人ひとりが等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざして取組を進めた結果、人権は非常に大切なことだと市民が認識している割合を指標に設定する。最終目標値を現状値の1.5倍の80%とする。
- 2 多文化共生社会の実現に向け、市民主体の国際交流・国際協力を進めることをめざし、箕面市国際交流協会で活動しているボランティアの人数を指標に設定する。最終目標値を現状値の1.5倍の430人とする。
- 3 男女協働参画社会の実現に向け、男女が互いに対等な構成員として参画することをめざし、行政委員会及び附属機関（法令又は条例に基づいて設置されるもの）の女性委員の割合を指標に設定する。最終目標値を16.8ポイント増の40%とする。

【関連計画】

箕面市人権のまち推進基本方針

第3期箕面市国際化推進計画

第5期箕面市男女協働参画推進計画

箕面市人権教育基本方針改訂版

箕面市生涯学習推進基本計画

箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画（後期計画））

2 子どもも大人も育つまち

2-(2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします

1. 現状と課題

核家族化やひとり親家庭の増加などにより、子育てに不安や悩みを持つ保護者が増加するとともに、働く女性の増加に伴う保育ニーズの高まりにより、保育所の待機児童が増加しています。本市では、子育て相談などをはじめとした子育て支援策や保育所の整備、保育定員の拡大などに努めてきましたが、新市街地・既成市街地における今後の保育ニーズを的確に把握しつつ、子育て支援策の充実や保育所の待機児の解消、保育サービスの充実を図る必要があります。

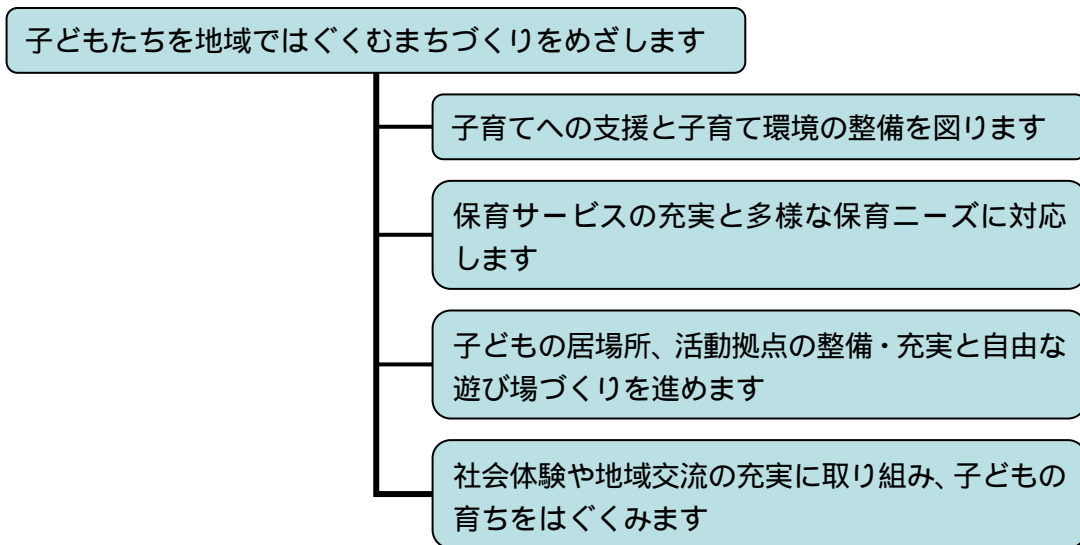
また、子どもたちの安全を脅かす事件・事故が相次ぐ中、本市では、地域の青少年健全育成団体を中心とした見まもり活動など、子どもの安全を守る取組や文化・スポーツ・自然体験などさまざまな取組が、従来から活発に行われてきました。今後は、そうした取組を継続・拡大していくための活動の輪の広がりとして、育成者、指導者の育成が課題となります。また、「地域の子どもは地域で育てる・守る」という基本的認識のもとに、家庭・地域・学校などがより一層つながりのある取組を展開していく必要があります。

特に、家庭や地域での関係が希薄になりがちなか、子ども自身が、まわりの人々と上手にかかわっていく力が育ちにくくなっています。自ら「つながる力」(自分自身と友だちを好きになり、友だちのことも認めつつ、自分の意見を表現できる力)をはぐくむことを大切にしていける必要があります。

2. 基本方針

- ・少子化傾向がさらに強まる社会にあって、子育てを家庭の問題としてだけでなく、社会全体の課題としてとらえ、家庭・地域における子育てへの支援、保育サービスの充実や多様な保育ニーズへの対応など、家庭と社会をつなぐ機会の充実に取り組みます。
- ・子どもたちの意思を尊重するとともに自主性や感性をはぐくみ、自ら「つながる力」を育てるため、さまざまな社会体験や自由に遊べる場づくり、地域交流の充実を進めます。地域では、このような学びの機会を提供するなかで、地域全体で子どもたちを育てる意識の醸成に努めます。
- ・子どもたちのさまざまな可能性を導き、健やかな成長に向けたさまざまな活動ができる機会の提供、自立へ向けた支援を行うなど子どもの育ちをはぐくみます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

子育てへの支援と子育て環境の整備を図ります

子育て支援センターなど家庭での子育てを支援する場を充実し、ゆとりをもって子育てができる生活環境づくりを進めます。また、支援が必要な子どもと家族に対する支援体制の充実を図り、家庭における子育ての支援と地域における子育て環境の整備に取り組みます。

保育サービスの充実と多様な保育ニーズに対応します

保育所の待機児童解消に向けた保育枠の拡大や、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育など保育所の保育サービスを充実させるとともに、幼稚園での預かり保育や長時間保育を推進し、就学前保育の保障を図ります。また、学童保育も利用数の伸びに応じた入所枠の確保を図ります。

子どもの居場所、活動拠点の整備・充実と自由な遊び場づくりを進めます

子どもの居場所や活動の場づくりを進めるとともに、保育所・幼稚園・学校・生涯学習施設・コミュニティセンターなどを利用して、子どもの自由な遊び場と時間を確保します。また、子育てサークル、子育て世帯への情報提供により、輪を広げる機会をつくります。

社会体験や地域交流の充実に取り組み、子どもの育ちをはぐくみます

子どもの伸びやかな成長を願う市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域に合わせて展開します。また、子どもたちのさまざまな可能性を導き、健やかな成長をはぐくむため、多様な自然体験・社会体験ができる活動の場や機会を増やすとともに、子どもの意見をまちづくりに反映する機会の確保に努めます。

。子どもたちが伸びやかに育つ環境づくりや問題行動への適切な予防対策などには、家庭はもとより、学校や地域での取組が必要であり、その連携体制を強化するとともに、進路相談、就労のための情報提供など、自立に向けての支援を行います。

4．各主体の主な役割

【保護者・家庭】

- ・子どもとのコミュニケーションを大切にし、生活習慣を身に付け、さまざまな体験を通して、豊かな心、健康・体力、確かな学力、つながる力が身に付くよう、子育てに関する責任の自覚のもと、保護・養育します。

【自治会やNPOなど】

- ・「地域の子どもは地域で育てる・守る」という意識を持ち、地域環境の整備に係る取組を進めます。
- ・安全・安心や子どもの居場所づくりの取組を実施します。
- ・子育て支援などにおけるNPOなどの市民活動を実施していきます。

【事業者】

- ・事業者のこども110番の設置や企業の情報技術の提供など、地域と協力して子どもの安全・健全育成に努めます。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めます。

【行政】

- ・保育所の待機児童解消に向けた取組を進め、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・子どもの居場所、子育て支援や子どもの安全・安心に係る施設整備・点検を進めます。
- ・地域・関係機関との協働のもと、子どもへの虐待防止策・子どもの育ちを見守る地域ネットワークを積極的に進めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	子育て支援センター1館あたりの平均利用組数	市民事業者行政	5,300組	5,500組	6,000組
2	保育所の待機児童数(年度当初)	市民事業者行政	59人	0人	0人
3	自由な遊び場開放事業の平均利用割合	市民事業者行政	12%	15%	18%
4	子どもが参加できる場や機会の数	市民事業者行政	17回	20回	23回

ここでは、【保護者・家庭】【自治会やNPOなど】を合わせて市民としています。

[成果指標設定の考え方]

- 1 家庭での子育てを支援する場の充実をはかる指標として、子育て支援センターを利用する親子の数(親と子で1組)の1館あたりの平均組数を設定し、最終目標値を6,000組とする。
- 2 就学前保育の保障を図るためには、保育枠の拡大や多様な保育サービスの充実が重要である。保育所の待機児童数を指標に設定し、最終的には待機児童の100%解消を目標とする。
- 3 放課後、家にいる子どもの割合を減らし、友だちと遊ぶ機会を増やすことを目標として、学童保育を除いた学校児童数のうち、自由な遊び場開放事業(放課後に小学生が自由に遊べるよう、市立小学校の体育館や運動場、余裕教室を開放する事業)を利用する子どもの平均人数の割合を指標に設定する。前後期で3ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を18%とする。
- 4 子どもたちが自主的に参加し活動できる場や機会をつくること、子どもの健全育成・自立支援にとって重要であることから、市民団体などの子ども向け講座・イベントの回数を指標に設定する。前後期で3回ずつ増加することを目標とし、最終目標値を23回とする。

【関連計画】

箕面市新子どもプラン(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))

2 子どもも大人も育つまち

2-(3)子どもたちの生きる力・つながる力をはぐくむ教育を進めます

1. 現状と課題

各保育所・幼稚園・学校においては、子どもたちの豊かな育ちと確かな学びを支援し、生きる力をはぐくむ教育を推進するため、創意工夫を凝らした教育課程を編成し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進してきました。

また、本市の教育及び教育施策の成果・課題を検証し、その改善を図るため「全国学力・学習状況調査」に参加・協力するとともに児童・生徒の体力の実態把握に努め、学校を核とし、地域社会全体で体力づくりを推進する一助とするため「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」についても参加・協力しています。

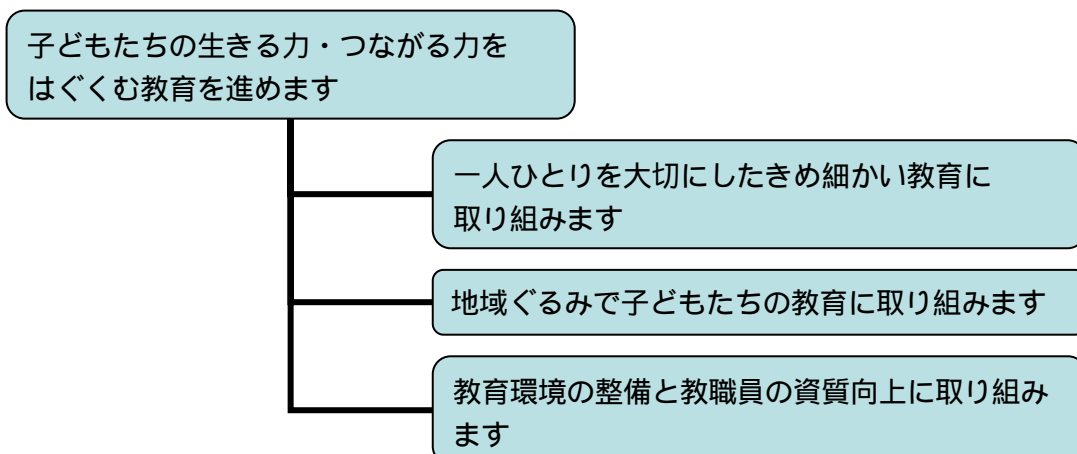
さらに、大規模改修や耐震化など、施設の計画的な整備に努めてきました。

今後は、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を十分に踏まえ、保護者や地域住民と連携した取組をより一層進めるとともに、小中一貫教育を積極的に推進して、知・徳・体のバランスがとれた子どもたちをはぐくむことや、安全で快適な教育環境の整備が課題となっています。

2. 基本方針

- ・「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、小中一貫教育による小学校・中学校の相互連携や、保育所・幼稚園との連携を深めることにより、子どもたちの豊かな人間形成に向けた教育を充実させます。
- ・すべての子どもたちの自己実現と豊かな人権感覚など「生きる力」をはぐくむ特色ある学校づくりをめざします。
- ・学校の情報を積極的に発信し、保護者や地域住民の学校への積極的な参画を促進するとともに、保護者・地域住民の願いの反映に努めます。
- ・安全・安心で、学びへの意欲や創造性をはぐくむ教育環境づくりの推進に努めるとともに、教職員の意識改革や資質向上を図る研修・研究、教育関係の情報収集・発信や教育相談の支援体制の充実に努めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

一人ひとりを大切にしたいきめ細かい教育に取り組みます

すべての中学校区で小中一貫教育に取り組み、少人数指導・習熟度別指導など指導方法を一層、工夫します。また、教育課程の創意工夫・改善をするとともに、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や、学校図書館を活用する授業、食育に関する授業など、自ら学ぶ意欲と喜びを喚起するような個性重視の授業改善に取り組みます。併せて、子どもが自ら問題を発見し、自分の考えを他の人に伝え、他の人の考えを理解する教育に努めます。

地域ぐるみで子どもたちの教育に取り組みます

校長のリーダーシップのもと、自主的・自律的・組織的な学校経営・運営を推進します。全小・中学校に設置されている学校協議会を積極的に活用し、保護者や地域で学習活動をしている住民などの支援を得て、ホームページや学校だよりなど学校の取組や実践を発信する機会を増やします。学校教育活動が保護者や地域住民のニーズなどを的確に把握し、反映しているか、学校教育自己診断結果に基づいて分析し、保護者・地域住民との協働のもと、学校経営・運営を充実します。

教育環境の整備と教職員の資質向上に取り組みます

既存の教育施設などを最大限活用して校舎・設備・教材を整備し、安全・安心で快適な学校づくりを推進します。また、教職員の意識改革や資質向上を図る研修や各学校における教育活動を支援するため、教育関連の情報の収集・発信や教育相談など、教育センターの機能を充実します。

4. 各主体の主な役割

【市民・NPO】

- ・地域で子どもたちの健やかな成長と安全を支援します。
- ・学校などの運営に積極的に参加します。
- ・総合的な学習の時間などを活用する「わがまちみのお」の学習活動に協力します。
- ・学校と連携可能なボランティア活動に主体的に参加します。

【保護者やPTAなど】

- ・家庭教育の重要性を認識し、子どもたちに規則正しい生活習慣などを身につけさせます。
- ・学校などの運営に積極的に参加します。
- ・総合的な学習の時間などを活用する「わがまちみのお」の学習活動に協力します。
- ・学校と連携可能なボランティア活動に主体的に参加します。

【行政】

- ・一人ひとりの豊かな育ちと確かな学びをはぐくむ小中一貫教育の推進・充実に努めます。
- ・地域に開かれた特色ある保育所・幼稚園・学校づくりを推進・充実します。
- ・安全で安心な教育環境を整備・充実します。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	中学校1年生の不登校出現率(千分率)	市民 事業者 行政	11.7‰	9.7‰	7‰
2	学校教育自己診断の実施率	市民 事業者 行政	20%	60%	100%
3	箕面市学力・学習状況調査(8項目)結果(国の平均正答率以上の項目率)	市民 事業者 行政	75%	100%	100%
4	箕面市体力・運動能力、運動習慣等調査(8種目)結果(国平均以上の種目率)	市民 事業者 行政	50%	100%	100%

ここでは、【市民・NPO】【保護者やPTAなど】を合わせて市民とし、事業者は学習塾やスポーツクラブなどを想定しています。

[成果指標設定の考え方]

- 1 中学校進学時に不登校が急増することから、中学1年生の在籍生徒数1,000人あたりに占める不登校生徒数の割合を指標に設定する。前後期で2ポイントずつ減少することを目標とし、最終目標値を7‰とする。
- 2 保護者、地域の声を学校運営に生かし、学校教育への信頼を高めることを目標として、保護者、児童生徒、教職員、管理職を対象としたアンケート調査による学校教育自己診断の実施率を指標に設定する。学校によって実施が隔年、3年ごと、不定期など異なるため実施率は年度により変動するが、最終的には全校で毎年実施することをめざす。
- 3 児童・生徒の基礎的学力の習熟度や達成状況を把握するため、市が実施する学力・学習状況調査の結果、8項目のうち国の平均正答率を上回っている項目の割合を指標に設定し、最終目標値を100%とする。
- 4 児童・生徒の基礎的体力の状況を把握するため、市が実施する体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、8種目のうち国の平均値を上回っている種目の割合を指標に設定し、最終目標値を100%とする。

【関連計画】

- 箕面市教育実施方針
- 箕面市教育改革プログラム
- 箕面市小中一貫教育推進計画
- 箕面市人権教育基本方針
- 箕面市新子どもプラン(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))

2 子どもも大人も育つまち

2-(4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります

1. 現状と課題

本市では、「いつでも」「どこでも」「誰でも」生涯にわたって学習活動ができる環境醸成のため、「ライフステージ」に対応した学習機会の整備が取り込まれ、また、市民の自主的な活動が活発に行われることによって充実してきました。

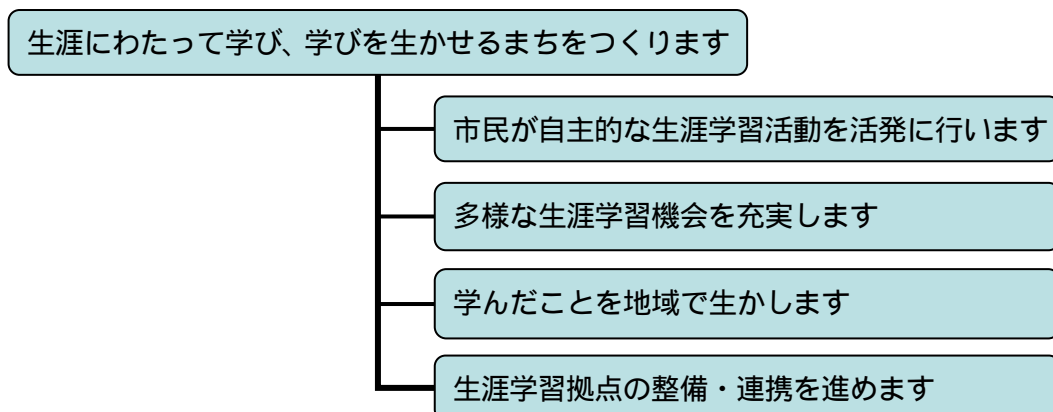
しかしながら、現代社会の変化は激しく、高齢者層、子育て層、青年層、学齢期などいずれの年齢層においても、豊かにさまざまなことを学ぶことが必要となっており、また、地域においてもさまざまな課題があり、生涯学習の役割が一層重要となっています。

このような状況の中、人生や社会のことを知り、世代を超えた交流を促し、みんなで力を合わせて地域の課題を発見し支えあっていくための生涯学習の推進がこれまでも増して求められています。市民が自主的に学び、交流する学習・スポーツ機会が保障されるとともに、学んだことが地域で生かされる取組や地域社会の多様性、つながり、支えあいを生み出すことのできる地域づくりが課題となっています。

2. 基本方針

- ・市民、行政は、多様な媒体を活用して生涯学習情報を分かりやすく、かつ、学習意欲を喚起するよう提供します。
- ・地域の多様性を尊重しながら、ともに生きる地域づくりの課題発見や学習機会を提供するとともに、激変する社会のさまざまな課題について学習する機会提供を充実します。年齢階層別にも課題を的確にとらえ、必要な学習機会の提供を充実しつつ、年齢を超えた交流やつながりも促進します。
- ・学習成果の発表機会を充実させるとともに、学習ニーズと成果活用ニーズをうまく組み合わせる取組を行います。
- ・行政は、安全で使いやすい施設運営を図り、市民は施設の運営に協力します。施設の窓口では、生涯学習の進め方や学んだことの生かし方などを気軽に相談ができるよう取組み、市民は自らのノウハウを生かし、生涯学習を広げます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

市民が自主的な生涯学習活動を活発に行います

市民が自主的に生涯学習を活発に行います。その活動を保障、促進するために、行政は、活動の場の提供や生涯学習にかかわる相談業務を充実します。また、行政主催はもちろん市民による活動を含めた講座情報などの提供の充実を図ります。

多様な生涯学習機会を充実します

変動の激しい社会にあって、よりよい生活を保障するためにも、社会的課題の学習機会の充実が求められています。行政は、公民館、生涯学習センターの講座などの充実を図るとともに、大学などとの連携を進めます。市民は、市民企画に積極的に参画したり、自ら社会的課題を含めた多様な学習機会の充実を行います。

行政は、各種スポーツ教室や市民体育大会の開催などを通じて、健康の保持増進、体力向上や世代を超えた交流の促進を図るとともに、市民は、市民が主体となる総合型地域スポーツクラブの設立、運営を行い、身近な地域で子どもから高齢者まで生涯にわたって気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

図書館は生涯学習の基盤であり、子どもの豊かな育ちと市民の自己学習、地域のまちづくりを支える情報拠点として、図書館利用の利便性を高めるとともに、デジタル情報も含めた資料提供・相談機能の強化など、暮らしに役立つ図書館として充実を図ります。

学んだことを地域で生かします

生涯学習を通じて学んだことを、より多くの人と共有したり、地域に環流する取組を強化するため、学んだことを地域で生かす機会づくりや学習ニーズと成果活用ニーズをうまく組み合わせる取組を行います。また、地域課題についての学習機会を充実し、豊かな地域づくりにつなげます。

生涯学習拠点の整備・連携を進めます

行政は、生涯学習施設の利便性向上のため公共施設予約システムを利用したサービスの拡大・施設連携の充実を図ります。また、身近なところで生涯学習が行える拠点として小野原西地区に小規模生涯学習拠点を整備するとともに、止々呂美地域・箕面森町においては、交通利便性の向上も踏まえ、隣接する豊能町との広域連携・共同利用の促進を図ります。また、大学や企業が所有するスポーツ施設などの市民利用の拡大を図るため、大学や企業との連携を進めます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・いきいきとした暮らしのために、新しいことを知り、楽しみを増やすよう、生涯にわたって学び続けます。
- ・自主的に学びの場をつくり学習の輪を広げます。
- ・学んだことを地域で生かします。

【自治会やNPOなど】

- ・コミュニティセンターなどを活用しながら、地域の人たちの学習機会を広げます。
- ・地域課題の発見・解決に向けた学習や活動に取り組みます。

【事業者】

- ・包括協定を締結した大学では、地域住民の学習機会の充実などに取り組みます。
- ・働く人たちのリカレント教育の大切さを踏まえ学習の支援を図ります。
- ・公開講座を開催するなどして専門知識などを広く市民の学習に提供します。

【行政】

- ・市民の自主的な生涯学習活動を促進します。
- ・多様な生涯学習機会を充実します。
- ・学んだことを地域で生かすことのできる機会や場をつくります。
- ・生涯学習拠点の整備・連携を進めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値 2008(平成20)年度	目標値 2015(平成27)年度	目標値 2020(平成32)年度
1	生涯学習活動に参加している市民の割合	市民 事業者 行政	45.6%	50%	55%
2	図書館の貸出冊数 <個人・団体>	市民 事業者 行政	1,435,589冊	1,470,000冊	1,500,000冊
3	スポーツ施設の稼働率	市民 事業者 行政	79.2%	80%	81%
4	スポーツ施設の利用人数	市民 事業者 行政	396,656人	400,656人	404,656人
5	生涯学習センターなどの稼働率	市民 事業者 行政	51.1%	56%	61%
6	生涯学習センターなどの利用人数	市民 事業者 行政	342,225人	356,000人	370,000人
7	近隣自治体・大学などの広域連携により市民利用可能な施設	市民 事業者 行政	3カ所	5カ所	7カ所

[成果指標設定の考え方]

- 1 市民の自主的な生涯学習活動をはかる指標として、継続的に習い事や趣味の活動を行っている市民の割合を設定し、最終目標値を 55% とする。
- 2 図書館利用の利便性向上、資料提供・相談機能の強化など、生涯学習の基盤としての充実をはかる指標として、箕面市立図書館の貸出冊数を設定し、最終目標値を 150 万冊とする。
- 3 スポーツ活動の機会の充実や拠点整備・連携を進める指標として、箕面市立総合運動場の稼働率を設定し、前後期で 1 ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を 81% とする。
- 4 市民の自主的なスポーツ活動の充実を図るため、活動の場の提供を行っていることから、箕面市立総合運動場の年間利用人数を指標に設定する。前後期で 1% (4,000 人) ずつ増加することを目標とし、最終目標値を 404,656 人とする。
- 5 生涯学習の機会の充実や拠点整備・連携を進める指標として、公民館や生涯学習センターなどの稼働率を設定し、前後期で 5 ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を 61% とする。
- 6 市民の自主的な生涯学習活動を促進し、多様な生涯学習機会の充実を図るため、生涯学習の場の提供を行っていることから、公民館や生涯学習センターなどの年間利用人数を指標に設定する。前後期で 14,000 人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を 370,000 人とする。
- 7 生涯学習活動が身近に行える環境整備を進める指標として、近隣自治体・大学などとの広域連携により市民が利用できる施設の数を設定し、最終目標値を 7 カ所とする。
稼働率 = 総利用件数 / { 総施設数 × 3 コマ (午前・午後・夜間) }

【関連計画】

箕面市生涯学習推進基本計画

箕面市子ども読書活動推進計画

箕面市スポーツ振興指針

箕面市スポーツ振興計画

箕面市新子どもプラン (次世代育成支援対策行動計画 (後期計画))

3 環境共生さきがけのまち

3-(1) 環境にやさしい生活を進めます

1. 現状と課題

温室効果ガスの増加による地球温暖化はさまざまな問題を発生させ、本市にも大きな影響を及ぼす可能性があります。本市においては温暖化問題に取り組む NPO が他市にさきがけて立ち上げられ、小学5年生を対象に地球環境問題の授業や環境家計簿の活用を促進するなど先進的な取組が行われてきました。本市も公共施設環境家計簿などの取組を進めています。しかし、依然として本市の温室効果ガスの排出量は大きな値を示しています。

また、全国にさきがけて大型ごみの再生を行う市民工房を設置したほか、資源物の集団回収や経済的手法を活用するなど、さまざまな発生抑制、再使用、再資源化に取り組み、ごみの減量は進みつつあるものの、まだ多くのごみが焼却されています。

これらの環境問題について、市民・事業者の意識は向上していますが、必ずしも、実際の行動にはつながってはいません。

このような現状を克服するためには、限られた資源やエネルギーを有効に活用し、自然エネルギーへの切り替えや消費行動の見直し、緑の保全、公共交通機関への転換を行うなど、環境にやさしいライフスタイルへの変革が必要であることを認識し、行動につなげていくことが重要です。これまで行ってきたさきがけとなる取組についても改善を図るなど、温室効果ガスの削減に向かって、さらに推進する必要があります。

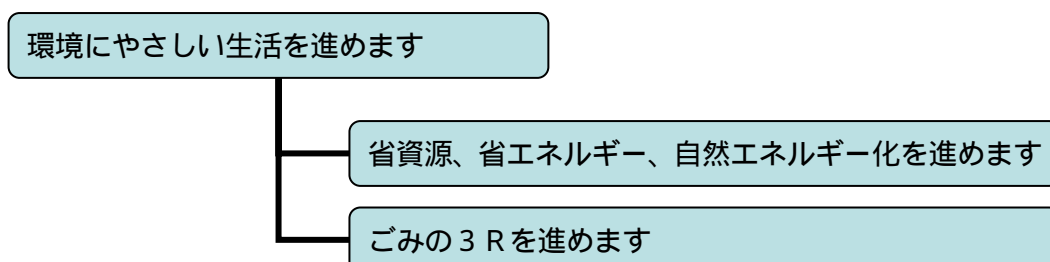
併せて、ごみの発生抑制や再使用、再資源化を推進する循環型社会への転換を実現していく必要があります。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政は、エコライフ・エコオフィスの取組を進め、省資源化・省エネルギー化をはじめ、自然エネルギーの利用など、環境にやさしいライフスタイルへの変革を進めます。
- ・市民、事業者、行政は、大量消費、大量廃棄を行う生活や事業活動などを見直し、ごみの3R（発生抑制、再使用、再資源化）、分別排出を実践し、循環型社会への転換を進めます。

なお、温室効果ガスの削減には、緑の保全や公共交通機関への転換は大きな柱ですが、これらの方針などについては、3-(2)・(3)で取り扱います。

3. 取組の体系



(取組の内容)

省資源、省エネルギー、自然エネルギー化を進めます

市民、事業者、行政は、地縁団体やNPOなどとともに、環境学習、市民講座、さまざまなメディアなどを通じて、電気やガス、水道などの無駄を減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進めていきます。また、太陽光発電などの自然エネルギーや雨水の活用などの取組を広げ、温暖化対策や生活環境への配慮など、低炭素社会の実現に向けた環境にやさしいライフスタイル・事業活動を拡大します。

ごみの3Rを進めます

市民、事業者、行政は、それぞれの果たすべき責任と役割を共有し、資源物の集団回収や不要物の有効活用、容器包装の削減を図るなど、家庭ごみや事業系ごみの3Rに努め、自らのライフスタイルや事業活動の見直しを進めます。また、やむを得ず廃棄物となるものは、市などが公害防止などに配慮しながら焼却や埋立を行うなど適正に処理します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・エコライフの情報収集に努め、自然エネルギーや雨水を活用するなど、電気やガス、水道などの無駄を減らし、環境にやさしい生活をめざします。
- ・家電・機器の買替や住宅の建替、改修にあたっては、省エネルギー化を進めます。
- ・大量消費、大量廃棄を行う生活を改め、物を大事にする生活を実践します。
- ・生ごみ堆肥化などのバイオマスの活用やマイバッグの利用などでごみの発生を抑制するとともに、資源物の集団回収に参加するなど、ごみの分別の徹底や再使用、再資源化を進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・個人で取り組みやすい節約のノウハウやエコライフの情報などを普及させます。
- ・エコライフ・エコオフィスの知識や情報の共有化を進めます。
- ・学校や地域での環境学習を推進します。
- ・資源物の集団回収や分別収集、バイオマスの活用の取組など、再使用・再資源化の推進役をめざします。

【事業者】

- ・電気、ガス、水道などの無駄を減らし、資源の有効活用や省エネ機器への切り替えを行うなどエコオフィス化を進めます。
- ・公害を防止するとともに、生活環境にも配慮した事業活動を行います。
- ・事業系廃棄物減量等計画書を策定し、実行します。
- ・レジ袋の廃止や簡易包装に努め、不要物の有効利用を図るなど、事業系ごみの発生抑制や再使用、再資源化を図ります。
- ・やむを得ず排出するごみは適正な分別を行います。
- ・廃食用油や生ごみなどのバイオマスの有効活用を進めます。

【行政】

- ・省エネ住宅、省エネ家電、自然エネルギー機器の普及・促進に努めます。
- ・市民や事業者、学校、地域でのエコライフ・エコオフィスの取組を支援します。
- ・公共施設などの省エネルギー化や自然エネルギーの導入を進めます。
- ・分別収集を徹底し、ごみの発生抑制や資源化を推進します。
- ・集団回収団体・回収業者の再生資源回収の取組を奨励し、集団回収制度を促進します。
- ・事業系ごみの資源化推進モデルとして、公共施設などの剪定枝・生ごみの堆肥化や廃食用油などのバイオマスの有効活用を進めます。
- ・現環境クリーンセンター・リサイクルセンターの長期活用を図るため、施設の計画的な管理・保全に努めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	地球環境保全のために意識・行動している市民の割合	市民 事業者 行政	45.9%	60%	90%
2	積極的にごみ減量・資源化に取り組んでいる市民の割合	市民 事業者 行政	52.6%	60%	90%
3	温室効果ガスの削減	市民 事業者 行政	別途策定される第2次箕面市快適環境づくり計画で設定された数値とする。		

[成果指標設定の考え方]

- 1 環境にやさしいライフスタイル・事業活動の拡大のためには、市民一人ひとりが身近な問題としてとらえることが必要であることから、箕面市市民満足度アンケートにおける地球環境保全意識の向上と行動の推進状況を指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 2 環境保全のための具体的な取組として、ごみ減量や資源化などに取り組んでいる市民の割合が増えることが環境にやさしいまちづくりに貢献するものとして指標に設定し、最終目標値を90%とする。
- 3 環境負荷を低減させるための取組状況を示すものとして、温室効果ガスの削減目標値を指標とする。

【関連計画】

- 箕面市快適環境づくり計画（2010年度終了）
- 箕面市地球環境保全行動計画（2010年度終了）
- 第2次箕面市快適環境づくり計画（策定中、箕面市地球環境保全行動計画を含む）
- 箕面市ごみ処理基本計画

3 環境共生さがけのまち

3-(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

1. 現状と課題

市街地には、社寺林などの林や巨木が点在しています。こうした資源は地域のシンボルとして市民に親しまれ、一部は市が保護樹林や保護樹木に指定しています。公園や緑地では、市民による美化・緑化活動が展開されています。また、住宅や店舗などの新築、増改築時には、まちづくり推進条例などにより一定基準の緑化が行われているほか、旧来からの住宅地では、生垣などによる緑化が行われています。

しかし、こうしたみどりが維持継続されるためには、市民による地道な取組が必要で、市街地の田畑についても農業者の高齢化や後継者不足などによって、年々減少傾向にあります。

市街地のみどりの保全・育成は、山間・山麓部のみどりとともに、地球環境保全や豊かな住環境の大きな要素であり、市民の不断の努力により保全・育成されるものです。市民の身近なみどりに対する意識の高揚と、地域性や土地利用状況に応じた取組を活発にし、分散・点在しがちな市街地のみどりを線や面として繋げていくことが必要です。

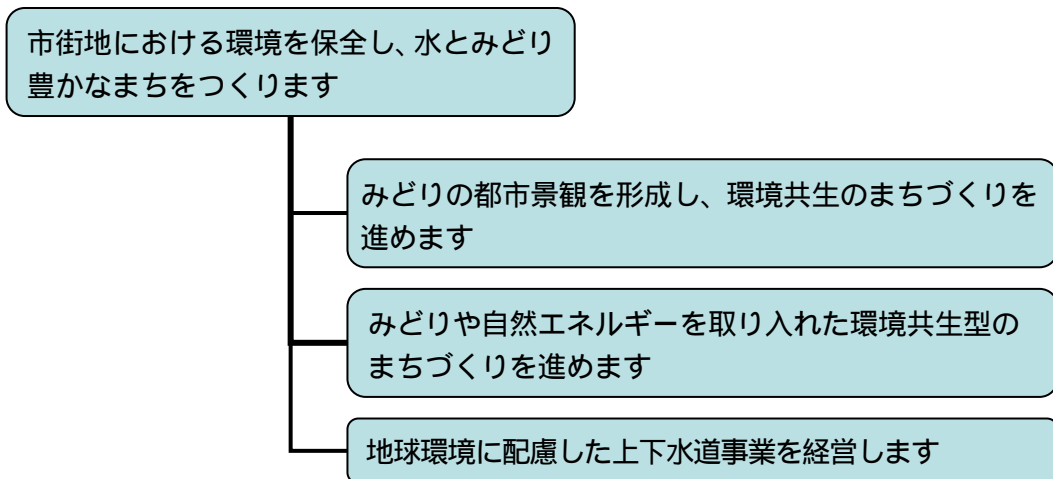
今後、残された空閑地や既成市街地での土地利用の変更に際しては、緑化や緑地の保全を図るとともに、環境共生型の建物の普及に努めることなどが課題となっています。

また、重要なライフラインの一つである上水道・下水道の整備はほぼ100%に達していますが、今後は、安全性や安定性の確保とともに環境への配慮が重視されます。

2. 基本方針

- ・市街地の緑化や市街地における緑地、水辺環境の保全を進め、みどりあふれる都市景観の形成とともに、ヒートアイランド対策としての効果を高めます。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ互いに連携することにより市街地の緑化や緑地の保全を進めるとともに、みどりや自然エネルギーを生活に取り入れた、快適で環境にやさしい循環型のまちづくりを進めます。
- ・地球環境に配慮しながら、安全、安心が持続する上下水道事業を計画的に推進します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

みどりの都市景観を形成し、環境共生のまちづくりを進めます

公園、道路、河川などの公共空間のみどりと水辺環境を市民協働で心安らぐみどり空間として適切に保全します。また、社寺林などのまとまったみどりや住宅敷地内のみどりなど民有空間のみどりについても地域や個人での積極的な保全活動を支援します。農地についても貴重なみどり空間として維持していけるよう、農業者だけでなく市民とも連携した取組を推進します。

みどりや自然エネルギーを取り入れた環境共生型のまちづくりを進めます

地球環境保全などの市民・事業者の意識を高めるとともに、国、府の補助金支援施策などを積極的に活用することによる省エネルギー化やみどりや風・太陽光などの自然エネルギーを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進に努めることを通じて快適で環境にやさしい循環型のまちづくりを推進します。

地球環境に配慮した上下水道事業を経営します

上下水道事業は、計画的な改築・更新、効率的な維持管理を図り、環境・エネルギー対策と同時に低コストの事業運営に努め、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインとして、安定的、継続的な経営を行います。

4．各主体の主な役割

【市民】

- ・自宅の庭や生垣、ベランダなどでの植栽活動など家庭での緑化や環境共生型住宅への転換に努めます。
- ・身近な緑地や水辺環境保全の取組に積極的に参加します。
- ・農地を農業者以外の市民も含め市民協働で支えていく活動、地産地消などを促進します。
- ・農業者は優良な農地の保全と安全・安心な農産物の安定供給に努めます。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。

【自治会やNPOなど】

- ・まとまった林や巨木などを地域ぐるみで守っていく活動を行います。
- ・地域の身近な公共施設である公園や街路樹などの自主管理活動を通じたみどりの維持、保全活動を行います。
- ・市街地のみどりを守るため、情報やノウハウを共有し情報発信するコーディネーターの役割を担い、相互にネットワークを広げます。
- ・地域における緑化協定などのルールづくりを行います。
- ・市民や事業者に対して環境共生型建物の普及・啓発に努めます。
- ・地域における緑地や水辺環境保全に取り組みます。
- ・市民や事業者に対して、雨水活用の普及・啓発、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水を啓発します。

【事業者】

- ・寄附、市民活動への支援などを通じて、緑化における地域貢献を積極的に行います。
- ・事業所の緑化や環境共生型事業所への転換に努めます。
- ・地域における緑地や水辺環境保全の取組に協力します。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。

【行政】

- ・市民や企業が行う緑化活動を支援します。
- ・公園、道路、河川などの計画的整備と市民協働による維持管理を推進します。
- ・条例などの適正な運用や地域の取組を支援することにより、市街地の緑化を誘導します。
- ・環境共生型建物の普及に努めます。
- ・地域と共に市街地の緑地保全や水辺環境の保全に取り組みます。
- ・雨水の散水利用や地面への浸透、水道水の節水及び下水（汚水）の適切な排水に努めます。
- ・上下水道施設の計画的・効率的な整備・保全に取り組み、経済的な事業運営に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	緑化空間面積	市民 事業者 行政	2,651ha	2,708ha	2,756ha
2	まちなかのみどり支援制度助成件数	市民 事業者 行政	77件 (保護樹木・樹林)	120件	150件
3	長期優良住宅の認定戸数	市民 事業者 行政	80戸	560戸	960戸
4	上水道経費回収率	市民 事業者 行政	93.5%	96%以上	100%以上
5	下水道経費回収率	市民 事業者 行政	106.1%	105%以上	105%以上

[成果指標設定の考え方]

- 1 市街地におけるみどりの保全・育成により、まちなかのみどり空間を増やすことは、みどり豊かな都市景観を形成することにつながるため、箕面市みどりの基本計画に基づく緑地（都市公園、自然公園、近郊緑地など）面積の合計を指標に設定する。前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を2,756haとする。
- 2 山間・山麓部のみどりとともに市街地に広がる農地や公園、街路樹など身近なみどりを守り育てることが豊かな環境をはぐくむため、まちなかのみどり支援制度（市街地の民有空間のみどりを守り育てる取組への助成）で助成した件数を指標に設定し、最終目標値を150件とする。
- 3 安心して住み続けられる住宅を的確に表す制度として長期優良住宅認定制度があるため、長期優良住宅の認定戸数を指標に設定する。年80戸の増を目標とし、最終目標値を960戸とする。
- 4 上水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率（上水道料金でどれだけ給水原価を回収できているかを表すもの）を設定する。今後、更新費用が発生するので、最終目標値を100%以上とする。
- 5 下水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率（下水道使用料でどれだけ下水処理原価を回収できているかを表すもの）を設定し、最終目標値を105%以上とする。

【関連計画】

箕面市都市計画マスタープラン

箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方

箕面市都市景観基本計画

箕面のみどりの基本計画

箕面市新農業基本指針

箕面市地球環境保全行動計画

箕面市上下水道事業経営ビジョン

箕面市快適環境づくり計画

3 環境共生さきがけのまち

3-(3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます

1. 現状と課題

本市の交通は、国道 171 号や 423 号など主要な道路が縦横に結ばれ、都心へのアクセス性は公共交通（鉄道・バス）よりも自動車によるアクセスが良いこともあり、自動車に過度に依存している状況です。

また、高齢化の進展や環境問題の深刻化が進む中で、歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮した交通ネットワークの拡充・保全などを図ることも課題となっています。

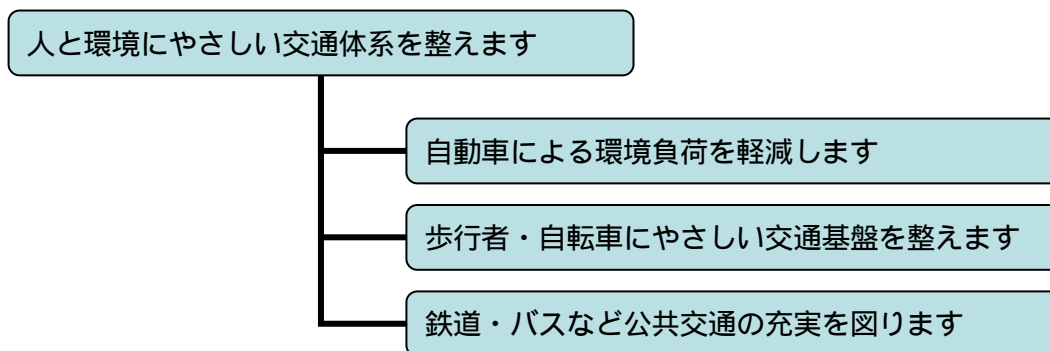
今後、高齢化の進展により、自家用車の運転を控える市民が増えることや環境負荷の軽減などを図るために、鉄道やバスなどの公共交通の充実がますます重要となります。

しかし、都市における鉄道の延伸は、事業費が巨額となることから、市財政への影響が懸念されます。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより低公害車の普及と公共交通への転換を進めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保や環境に配慮しながら円滑な交通ネットワークの形成を進めます。
- ・利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。

3. 取組の体系



(取組の内容)

自動車による環境負荷を軽減します

自動車から発生する温室効果ガスを削減するため、鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上や積極的な情報提供などにより、自動車から公共交通機関への利用転換が進むように、市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携し、低公害車の普及及び公共交通利用促進を進めます。

歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整えます

歩行者・自転車の市内移動に関して、安全性や快適性・利便性の向上が図れるよう歩行者空間や自転車走行空間の環境整備を行うことで自転車のみちなどの道路ネットワークを形成することや駐輪場の整備改修を進めます。

また、環境に配慮しながら計画的な道路整備と円滑な道路交通ネットワークの拡充・保全を進めます。

鉄道・バスなどの公共交通の充実を図ります

利用者である市民、公共交通を運行する交通事業者と行政が協力・連携し、鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実を図ります。特に、鉄道の延伸に関しては、過度な財政負担とならないよう関係者と協議を進め、新駅を中心とした総合交通体系の確立をめざします。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、自家用車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・市民や事業者に対して、低公害車への転換や公共交通の利用促進に向けた啓発に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事などに協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力するとともに、地域住民・市民・事業者への啓発に努めます。

【事業者】

- ・低公害車への転換に努めるとともに、通勤、業務時の車の利用を控えバスなどの公共交通の利用に努めます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制などに協力します。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に協力します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に向けた取組に積極的に参加、協力します。

【行政】

- ・低公害車の普及に努めるとともに、公共交通の利用促進策に取り組みます。
- ・歩行者・自転車の安全確保に向けた整備・改修工事や交通規制及び駐輪場の整備改修などに取り組みます。
- ・円滑な道路交通ネットワークの形成に向けた整備・改修工事に取り組みます。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実に取り組みます。また、公共交通の利用者である市民と一体となって取り組むため、積極的な情報提供に努めます。
- ・広域的な交通基盤の整備にあたっては、環境への配慮に努めるとともに、過度な財政負担の軽減に向けて事業費の縮減や負担の平準化に取り組みます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	自家用車の利用率	市民 事業者 行政	28%	26.5%	22.4%
2	徒歩・自転車で移動する人の割合	市民 事業者 行政	19%	20.9%	22.8%
3	鉄道・バスの1日の乗降客数	市民 事業者 行政	鉄道 36,669人	38,500人	89,800人
			バス 30,795人	31,400人	27,000人

[成果指標設定の考え方]

- 1 自動車から公共交通機関への利用転換が進むことが、自動車による環境負荷の軽減につながることから、主な外出先へ行く時の交通手段のうち自家用車の割合を指標に設定し、最終目標値を22.4%とする。
- 2 歩行者・自転車でやさしい交通基盤を整備した結果、徒歩・自転車で移動する割合が増えると考えられることから、歩行者・自転車の交通量の割合を指標とする。前後期で1.9ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を22.8%とする。
- 3 鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実は、鉄道・バスの乗降客数に反映されることから、1日の乗降客数を指標に設定し、最終目標値を鉄道89,800人、バス27,000人とする。

【関連計画】

- 箕面市交通体系マスタープラン（2010年度終了）
- 箕面市道路整備指針
- 箕面市自転車のみちネットワーク化計画

4-(1) 山麓に代表されるみどり豊かな自然環境を守ります

1. 現状と課題

北摂山系は府内でも有数の自然環境が残る貴重な自然の宝庫であるとともに、山麓部のみどりは、本市のシンボルでもあります。さらに、市街地の大規模な公園や農地、社寺林などは「みどりの拠点」となり、中小河川や街路樹は「みどりの軸」として山間山麓部から市街地への連続性を確保しています。これらのみどりは、市民生活に安らぎや癒しをもたらす、水源の涵養、良好な景観、防災や環境保全、生きものの生息空間として重要な役割を果たしています。

かつての北摂山系は、身近な里山や林業地として活用されていましたが、高度成長期を経て、その必要性が低下し、植生は変化し、開発圧力が高まりました。

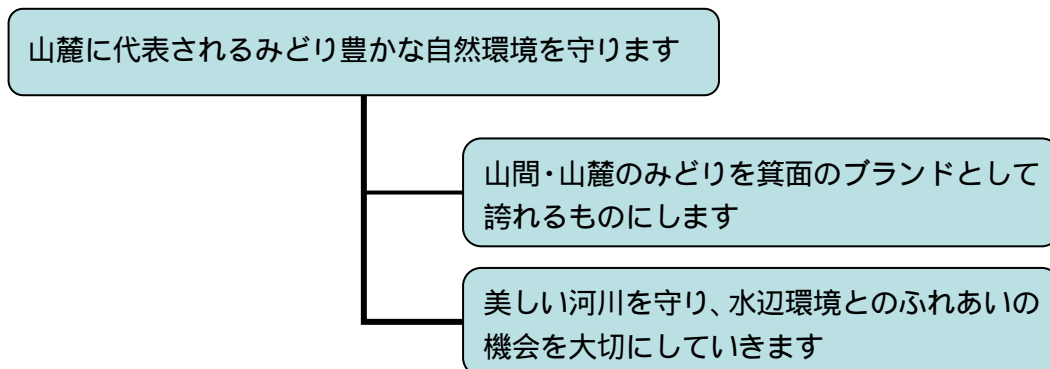
これらの豊かな自然環境を保全するため、山間部では、「国定公園特別地域」などの指定、山麓部では「山なみ景観保全地区」の指定、「山麓保全アクションプログラム」の策定、公益信託「みのお山麓保全ファンド」の創設など、さまざまな法規制や活動支援の仕組みが整えられました。

こうした仕組みを活用した山麓保全活動は一定の広がりを見せていますが、山間部を含めるとまだまだ十分とは言えない状況にあります。今後とも市民、事業者は単にみどりの恩恵を享受するだけでなく、日ごろからみどりをもたらす多面的な価値を再認識し、みどりにかかわることが求められています。

2. 基本方針

- ・みどり豊かな自然環境を、箕面のブランドとして守り育てます。自然環境からの恩恵を享受するだけでなく、自然環境がもたらす多面的な価値を再認識し、保全と創出に努めます。
- ・河川やため池を水に親しみ潤いを感じることでできる水辺環境として、ふれあいや体験の機会を大切にしながら保全していきます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

山間・山麓のみどりを箕面のブランドとして誇れるものにします

箕面のブランドとして大きな要素となっている山間・山麓部のみどりを、山林所有者・市民・行政が協働で保全する取組を進めます。森林とのふれあいを通じた人との共生を図る観点から森林施業を推進するとともに、市街地から眺望できる山なみ景観を今後も市民の宝として保全します。

美しい河川を守り、水辺環境とのふれあいの機会を大切にしていきます

山から市街地へみどりや自然の恵みを運ぶ河川やため池を、水に親しみ潤いを感じることのできる水辺空間として、環境づくりを行います。

地域としてのかかわりを深めるために、市民主体による河川清掃、ふれあいの機会や学習・体験の機会を増やします。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・自らの生活と豊かな自然環境とのかかわりについて認識を深めるよう努めます。
- ・環境林としての活用や市民参加型の森づくりを進めることで、親しみながら豊かなみどりを守り育てます。
- ・山間・山麓部や河川などでの清掃や自然保護活動に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域に暮らす市民の立場で、自治会やNPOなどが協力して自然環境の保全に努めます。
- ・みどり豊かな自然環境を保全するための啓発を、市民や行政、事業者などと連携して推進します。

【事業者】

- ・企業市民として、地域における市民の取組の支援や協力・連携を図るなど、自然環境の保全に努めます。

【行政】

- ・国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全をはじめとしたみどり行政を推進します。
- ・山林所有者、市民、NPO、事業者と連携し「山麓保全アクションプログラム」を推進します。
- ・森林の水土保全機能を維持するとともに、市民などに憩いと学びの場を提供するための森林整備を推進します。
- ・河川とのふれあいの機会を増やし、適正な維持管理を推進します。
- ・箕面らしい自然環境の保全と創出にむけて、制度や法的枠組みを整えます。
- ・生態系への影響を少なくするための方策を積極的に取り入れて、自然環境の保全に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	山なみのみどりに対する満足度	市民 事業者 行政	81.6%	83%	85%
2	山なみ景観保全地区のうち、自然緑地の指定に同意が得られた面積の割合	市民 事業者 行政	41.1%	45%	50%
3	市民による河川、ため池での清掃美化活動箇所数	市民 事業者 行政	11カ所	15カ所	20カ所

[成果指標設定の考え方]

- 1 豊かなみどりに親しみ、愛着を持つことが、みどりを保全する取組につながることから、山なみのみどりについて満足している市民の割合を指標に設定し、最終目標値を85%とする。
- 2 山林所有者、市民、行政が協働で取り組む山麓保全活動がどの程度進んだかの指標として、山なみ景観保全地区面積のうち、所有者が自然緑地の指定に同意した面積の割合を設定し、最終目標値を8.9ポイント増の50%とする。
- 3 水辺環境とのふれあいの機会の増加をはかる指標として、市民やNPOなどが、河川やため池などの清掃活動などにかかわっている箇所数を設定する。前後期で5カ所ずつ増加することを目標とし、最終目標値を20カ所とする。

【関連計画】

箕面市都市計画マスタープラン

箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方

箕面市都市景観基本計画

箕面のみどりの基本計画

箕面市山麓保全アクションプログラム

箕面市森林整備計画

箕面市快適環境づくり計画

4-(2) 住宅都市として培われてきた落ち着きのある安心な 住まい・まちなみ景観を大切にします

1. 現状と課題

本市は、独自条例により、山間・山麓部の保全を図りつつ、自然環境を生かした個性ある良好な住環境をもった、落ち着きのある市街地を形成してきました。

既成市街地における課題は、建替えなどの土地利用更新時に、いかにしてまちなみや住環境を維持・向上させていくかであり、市民との協働により地区レベルでのルールづくりを行うなど地区の特性を生かしたまちづくりを実現していく必要があります。

新市街地においては、箕面森町、彩都などで建設事業が進められていますが、良好なまちなみ、住環境の形成と生活利便施設の誘導や公益施設の整備など魅力的なまちづくりを事業者と十分に調整しながら進めていく必要があります。

また、まちなみ景観には、地域で受け継がれてきた資源や特性、人々の暮らしが映し出されることから、地域の環境を良くする取組の中で、景観にも目を向け、暮らしを快いものにしていくことが不可欠です。しかし、快適で魅力のある暮らしが重視されるようになった一方で、建築様式、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、特性を見出しにくい地域が増えています。また、遠方からの見え方を重視したロードサイドショップの意匠やチェーン店の画一的な意匠には、本市の地域性である北摂山系の山なみを背景としたみどり豊かなまちなみ景観にそぐわないものもあります。

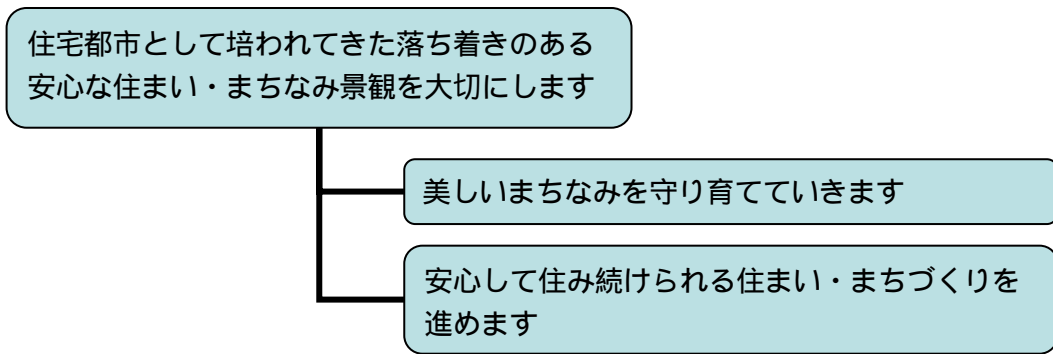
まちなみ景観を形成する要素の大半は住宅や事業所、広告物などであるため、行政だけでなく、市民や事業者も景観形成の主体として重要な役割を担っていることを認識し、今後、主体的な取組が広がり、めざすべき景観を共有することが求められています。

また、少子・高齢化が進行する中で、活力と魅力のある住宅地を維持していくため、多様な人々が安心して住み続けられる住まい・住環境を築いていく必要があります。

2. 基本方針

- ・既成市街地では、地元の合意に基づいた地区計画、建築協定、都市景観形成地区などの活用により、良好なまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進めます。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地では、事業者と協力・調整しながら都市計画などの手法を活用し、まちなみ景観や住環境に優れた生活利便のあるまちづくりを進めます。
- ・山なみのみどりと一体となったみどり豊かなまちなみ景観を形成します。
- ・地域の特性を伸ばし、いきいきとしたまちなみ景観をはぐくみます。
- ・高齢者・障害者市民や子育て世帯など、多様な人々がそれぞれのライフスタイルやライフステージに応じて安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます。

3. 取組の体系



(取組の内容)

美しいまちなみを守り育てていきます

景観計画及び都市景観条例を適切に運用し、これまではぐくまれてきた地域特性を生かしつつ、景観重要建造物などの良好な景観資源を適切に保全・活用し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、市街地の山すそ部を「山すそ景観保全地区」とし、建築物のデザインや色調を山なみ景観と調和するよう誘導するなど、山なみと調和したみどり豊かで魅力的なまちづくりに取り組みます。

また、市民・事業者・行政の協働で、地区の特性に応じた魅力あるまちづくりを推進するため、NPOや景観整備機構などと連携して、景観に対する市民、事業者の意識高揚を図るとともに、市民主体による地区の住環境に関するルールづくりを推進します。

安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます

バランスのとれた地域社会の形成のため、高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など、多様な世帯が安全に安心して住生活を営める環境を整備します。また、これまでに造られてきた良質な住宅ストックを有効に活用するため、空き家の有効活用や、現在居住している住宅の耐震化など適切な維持管理や改善ができる環境を整備します。

地域が持つ魅力を生かしながら課題を解消していくため、市民、事業者、行政がそれぞれの特徴や能力を発揮できるよう、的確な役割を示すとともに、情報提供を行う仕組みを構築し、住生活を持続的に支える取組を進めます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・住まいやライフスタイルがまちの景観を創り、自らが景観形成の主体であることを認識します。
- ・宅地内の緑化など、周辺に配慮した良好な環境づくりに努めます。
- ・住まい周辺の景観や住環境に関心を持ち、地域の特性を多くの人と共有するとともに、地区の住環境に関するルールづくりやまちづくり活動に参加します。
- ・住まいの耐震性の確保や環境への配慮を行うことで、自らの住生活の向上とともに、社会財となる住宅ストックの形成に寄与します。
- ・住み慣れた住宅に住み続けられるよう、バリアフリー化などを進めます。

【自治会やNPOなど】

- ・タウンウォッチングや地区の安全点検、景観資源の点検など地区住民自ら地区内の環境を確認する取組を進めます。
- ・地域の個性を生かした住環境に関するルールを検討します。
- ・市民が主体となった景観形成の取組について広く啓発します。

【事業者】

- ・まちづくり推進条例や都市景観条例を遵守し、本市にふさわしい良質な住まいの供給と適切な運営管理を行うとともに、事業所の外観や広告物などについて周辺のまちなみへの配慮を行います。
- ・地域の特性や、長い時間をかけて親しまれてきた景観資源、あるいは地域のコミュニティへの理解を深め、地域性に配慮した開発・建設を行います。
- ・地域に愛され、人々の暮らしににぎわいや活力を与える景観をはぐくみます。
- ・高齢者や障害者市民、子育て世帯などが民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう協力や支援を行います。

【行政】

- ・良好なまちなみ景観や住環境を誘導するため、まちづくり推進条例にもとづく規制誘導や都市景観形成事業を推進するとともに地元住民発意の地区独自のルールづくりなどの取組を支援します。
- ・高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など誰もが安全に安心して暮らせる住まい・住環境に関する施策を推進します。
- ・箕面森町、彩都などの新市街地については、事業者とも調整を行いながら、地区計画の策定など魅力あるまちづくりを進め、着実な人口定着をめざします。
- ・都市景観基本計画の実現に向け、都市景観条例や景観法など各種制度を適切に運用し、箕面らしいまちなみの形成に努めます。
- ・高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯など誰もが安心して暮らせるよう、市民や事業者に対する情報提供などを行います。
- ・良質な住環境の形成と多様なタイプの住宅供給が両立するよう、地域の特性に応じた規制誘導をめざします。
- ・公的住宅のストック活用を進め、住宅の確保に配慮が必要な世帯の居住の安定に努めます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	まちなみの美しさに対する満足度	市民 事業者 行政	69%	71%	73%
2	地区まちづくり計画の数	市民 事業者 行政	20 件	22 件	24 件
3	長期優良住宅の認定戸数 (再掲)	市民 事業者 行政	80 戸	560 戸	960 戸
4	住宅の耐震化率	市民 事業者 行政	74% (2007 年)	90%	92%

[成果指標設定の考え方]

- 1 美しいまちなみを守り育てる取組を行った結果をはかる指標として、まちなみの美しさについて満足している市民の割合を設定する。前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を73%とする。
- 2 景観に対する市民の意識高揚を図った結果、市民主体による地区の住環境に関するルールづくりがどの程度進んだかの指標として、市民が自主的につくった地区のまちづくり計画の数を設定する。前後期で1割ずつ増加することを目標とし、最終目標値を24件とする。
- 3 安心して住み続けられる住宅を的確に表す制度として長期優良住宅認定制度があるため、長期優良住宅の認定戸数を指標とする。年80戸の増を目標とし、最終目標値を960戸とする。
- 4 安心して住み続けられるような住宅とするためには、住宅の耐震化を進める必要がある。全住宅のうち耐震性を満たす住宅の割合を指標に設定し、最終目標値は、国の目標値を適用した。

【関連計画】

箕面市都市計画マスタープラン

箕面市の市街化調整区域における土地利用の基本的なあり方

箕面市都市景観基本計画

箕面市山麓保全アクションプログラム

箕面市みどりの基本計画

新・箕面市住宅マスタープラン

箕面市耐震改修促進計画

箕面市営住宅ストック活用総合計画

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(3) 旧街道などの歴史や新しい市民文化を後世に伝えていきます

1. 現状と課題

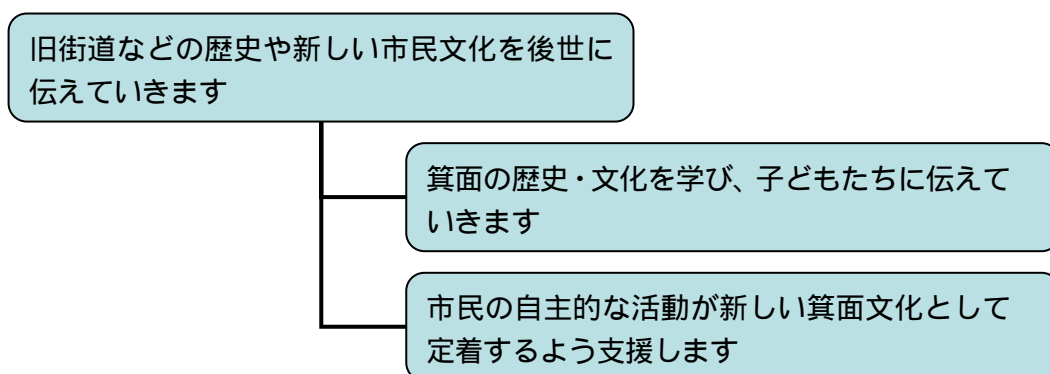
本市には、山岳信仰の場として知られる名勝箕面山をはじめ、地域に伝わる祭りや行事など、市内各地に豊かな歴史と伝統が残っています。近年は、地域の市民やNPOの力によって、途絶えていた行事が復活するなどの動きも出ています。また、文化振興の分野においては、市民の自主的な活動への援助を通して市民文化の高揚を図ってきました。

歴史と伝統を後世に伝えていくためには、文化財や歴史資料の保存はもとより、市民が箕面の歴史や文化について知り、触れる機会をつくることや、地域の市民や団体などと協力して伝統的な行事などが引き継がれるような取組が必要です。一方で、市民の自主的な文化活動が、新しい箕面の文化として定着し、さらに発展していくような仕組みづくりを行っていくことが必要です。

2. 基本方針

- ・市民が箕面に愛着と誇りを持てるよう、文化財や歴史資料は貴重な財産として保存し、広く展示するとともに、本市の歴史や文化に触れ、学べる機会を増やします。
- ・市民の自主的な文化活動が、世代や地域を越えた人の交流を生み出す新しい箕面の文化として定着し、さらに発展するよう支援制度を整え、箕面の新たな魅力として発信します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

箕面の歴史・文化を学び、子どもたちに伝えていきます

箕面の歴史・文化について学び、誇りを持って子どもたちに伝統を守ることの大切さや貴重な価値について正しく伝えていけるよう、市内各地に残る伝統的な行事を紹介していきます。また、文化財や歴史資料の収集・保存を進め、郷土資料館の企画展などの取組を通して、知り、触れる機会を充実させます。

市民の自主的な活動が新しい箕面文化として定着するよう支援します

箕面の歴史・風土をもとに、伝統に根ざした市民の自主的な活動が新しい文化を創造し、箕面文化として定着するよう取組を行います。その新しい箕面文化が、郷土の誇りとして長く受け継がれるよう、人・団体・活動の輪を広げるための情報提供や、さらなる発展に向けた仕組みづくりを行います。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・箕面の歴史や文化について学び、誇りを持って子どもたちに伝えていきます。
- ・地域の伝統的な行事などに積極的に参加します。
- ・人・団体・活動の輪を広げます。

【自治会やNPOなど】

- ・地域の伝統的な行事などに協力し、後継者を育てる環境をつくります。

【事業者】

- ・地域とともに伝統文化の継承、新しい文化の発展を支援します。

【行政】

- ・文化財や歴史資料の保存とともに、展示やセミナーを通して、市民が箕面の歴史や文化に触れる機会を充実させます。
- ・市民の自主的な文化活動を推進する仕組みをつくります。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	郷土資料館企画展の来場者数	市民 事業者 行政	17,000人	19,000人	20,000人
2	市民協働で実施する(財)文化振興事業団主催の文化イベントの数	市民 事業者 行政	14件	20件	25件

[成果指標設定の考え方]

- 1 箕面の歴史・文化を知り、触れる機会をはかる指標として、郷土資料館企画展の来場者数を設定し、最終目標値を20,000人とする。
- 2 市民の自主的な活動が新しい文化として長く受け継がれることをはかるための指標として、財団法人箕面市文化振興事業団が市民協働で実施する文化イベント数を設定し、最終目標値を25件とする。

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(4) 箕面の滝や紅葉に加え、新たな魅力の創出によって 観光や産業を活性化します

1. 現状と課題

本市の観光・産業のあり方については、まず観光において、従来の「通過・消費型」「飲食・宴会を楽しむ」観光から、近年、「触れ合い型」「滞在型」「地域文化を観る」などの観光へと変化しています。このように人々の趣向の変化により、自然やまちの歴史・文化など、その地域の特性を生かした観光振興などの取組が課題となっています。

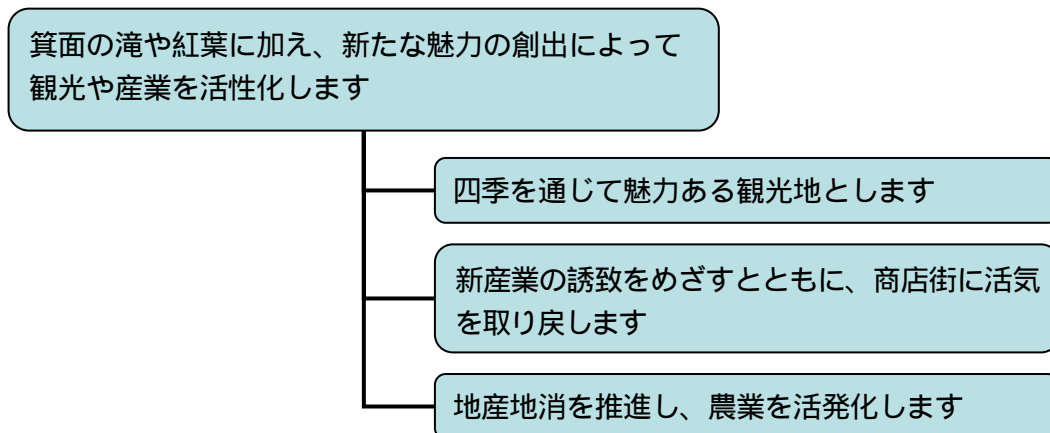
一方、産業では、地域商業の核である商店街が、近年の経済不況や店主の高齢化などにより、空店舗の増加や退店など厳しい経営環境に置かれています。このため、地域商業をまちづくりの重要な担い手として位置付け、市民と商業者が協働して地域に貢献することで、地域商業の活性化をめざす取組が必要です。

また、農業については、近年の農業従事者の高齢化と担い手不足、後継者問題が深刻です。一方「食の安全」、「自給率向上」など農業に対する市民意識も高まっています。各主体が協力して地産地消の取組を進め、持続可能な営農支援などの農業政策の取組が必要です。

2. 基本方針

- ・市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、地域の特性を生かした観光・産業の振興を図り、農業の継続にも配慮します。
- ・滝道を訪れる多くの観光客に自然を満喫してもらうとともに、併せてまちなかに誘導を図り、回遊性を高め、観光と商業の両面からまちを活性化し、賑わいを創出します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

四季を通じて魅力ある観光地とします

紅葉の時季だけでなく、四季を通じて観光客を誘致するため、豊かな自然や歴史を背景に地域資源を再評価し、新たな観光スポットや回遊コースを創出します。

市内各所に点在する地域資源に興味を持ってもらうことにより、観光地としての魅力や価値を再認識してもらいます。また、事業者は来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、おもてなしの心を醸成し、市全体が一体となっておもてなしすることができる環境を整えます。

新産業の誘致をめざすとともに、商店街に活気を取り戻します

近隣に集積する大学や研究機関、鉄道の延伸などの「知の利」と「地の利」を生かして、ベンチャー企業などの新産業の誘致をめざすとともに、地域の商業サービスの核として、また地域コミュニティの要としての商店街に、活気、活力を取り戻します。そのために、空き店舗の積極的な利活用、個店の経営強化や人材育成、地域資源の活用による観光業・農業との連携などの方策を取り、商店街に人の集う賑わいのある場づくりを進めます。商店街の魅力の向上が、地域のつながりやふれあいの要であることを共有し、賑わいづくりの一員として商店街に活気をもたらします。

地産地消を推進し、農業を活発化します

農地の持つ癒し・みどり空間などの多面的な機能を保全・育成するため、農業従事者の高齢化と担い手不足などの後継者問題を解消します。農業サポーター制度などを活用し、農業者が営農を継続しやすい環境を整備するとともに、農業に関心を持つ方には、技術習得や農業者と交流する機会を提供し、かけがえのない農業を守ります。

また、遊休化した農地を市民農園として活用し、市民が農業に親しむ機会を提供するとともに、地元でとれた新鮮な野菜を提供する朝市の積極的なPRや、学校などでの食育の推進を通して、農業への市民の関心を高め、地産地消を推進します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民自らわがまちを再発見し、地域への愛着の醸成や内外への情報発信に努めます。
- ・地域商業は、まちに欠かすことができない存在であることを再認識します。
- ・市民が朝市や農業体験などを通じて地産地消に積極的に協力し、農業の大切さや関心を高めます。

【自治会やNPOなど】

- ・箕面の新たな魅力づくりのため、市民や事業者などと連携するとともに、コミュニティビジネスなど、新たな事業の実施主体として活動します。

【事業者・生産者】

- ・来訪者へのおもてなしの心を醸成します。
- ・個店の魅力を高め顧客のニーズへの対応を図るとともに、コミュニティの場づくりを進めます。
- ・食の安全に根ざし、農薬管理指導士の養成と農業者へのトレーサビリティ（生産履歴）の徹底を図るなどして、安定的な農産物の供給に努めます。

【行政】

- ・四季折々の魅力を市内外に発信し、本市に「住みたい」「住み続けたい」と思う人を増やします。
- ・各種関係機関と連携し、ベンチャー企業などの起業や商業者づくり・人材育成を支援します。
- ・農業への市民の関心を高めるとともに、営農支援策の実施と農業基盤の整備・改善を図り、営農が続けられるよう支援します。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	明治の森箕面国定公園の観光客数	市民 事業者 行政	266 万人	273 万人	280 万人
2	商店街の空き店舗数	市民 事業者 行政	40 店舗	30 店舗	20 店舗
3	農業サポーター登録者数	市民 事業者 行政	53 人	100 人	150 人
4	市民農園数	市民 事業者 行政	14 力所	20 力所	25 力所

[成果指標設定の考え方]

- 1 観光地としての魅力が上がった結果として、観光客数の増加につながることから、本市を象徴する観光名所を含む明治の森箕面国定公園の観光客数を指標に設定する。前後期で 3% ずつ増加することを目標とし、最終目標値を 280 万人とする。
- 2 商店街の賑わい創出の結果として、18 商店街の空き店舗数を指標に設定する。前後期で 10 店舗ずつ減少することを目標とし、最終目標値を 20 店舗とする。
- 3 農業者の営農継続には、市民参画（ボランティア）による支援も有効なため、農業サポーター登録者数を指標に設定する。前後期で 50 人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を 150 人とする。
- 4 市民が農業に親しむ機会の提供、市民の農業への関心を高めることをはかる指標として、市民農園の数を設定し、最終目標値を 25 力所とする。

【関連計画】

- 箕面市商業活性化ビジョン
- 箕面市中心市街地活性化基本計画
- 箕面市新農業基本指針

4 「箕面らしさ」を生かすまち

4-(5) 箕面らしい都市魅力をさらに高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくります

1. 現状と課題

本市の都市としての魅力は、豊かな自然環境、良好なまちなみ景観、豊かな歴史と伝統などを基盤とし、観光や農業その他の産業が加わって、総合的に極めて高いものとなっています。

しかしながら、これらの地域資源は、とかく壊れやすく失われやすいものです。かけがえのない市民の財産としてこれらの地域資源を次世代に引き継いでいかなければなりません。

また、さらに都市の魅力を上げるためには、これらの地域資源を活用し、磨きをかけることに加えて、それらを「箕面らしさ」として全国に発信し、本市の評価を高める取組が必要です。他市の人から羨ましがられるまちにしていくことが求められています。

2. 基本方針

- ・「箕面らしさ」を全国に発信し、箕面のブランド力を高めます。
- ・既存の地域資源を協働して守り育てるとともに、新たな箕面の魅力を上げる取組を進めます。

3. 取組の体系

箕面らしい都市魅力をさらに高め、誰もが住んで
みたいと思うまちをつくります

「箕面らしさ」を全国に発信します

(取組の内容)

「箕面らしさ」を全国に発信します

かやの中央や船場地区、箕面森町や彩都をはじめとする各地区の新しいまちづくりの取組など、市民・事業者が行う箕面の魅力を上げる取組を支援し、報道機関などへの情報提供活動を強化するとともに、市外の各種イベントへの参加などを通じて、新たな都市の魅力を積極的にPRします。また、市内の伝統行事、名所旧跡や物産など既存の地域資源のPRとともに、中心市街地の活性化の取組を支援します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・箕面の魅力を他市の人にPRします。
- ・箕面市民として誇りを感じて行動します。
- ・地域のイベントや活動に積極的に参加します。

【自治会やNPOなど】

- ・地域資源の発掘に協力します。
- ・地域の課題を自ら発見し、地域での解決に努めます。

【事業者】

- ・箕面の魅力を高める取組、イベントなどに協力します。
- ・箕面の魅力を高める商品開発や店舗展開に努めます。

【行政】

- ・あらゆる機会をとらえて箕面の魅力を全国にPRします。
- ・箕面の魅力を高める市民や事業者などの取組を支援します。
- ・地域資源を生かした地域振興策を推進し、「箕面らしさ」を発掘します。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	住んでみたい街ランキング (関西圏)	市民 事業者 行政	19位	10位	5位
2	住みよさランキング (全国)	市民 事業者 行政	58位	30位	15位
3	新聞などで箕面市関連の 話題が報道された件数(事 件・事故を除く)	市民 事業者 行政	170件	200件	230件

[成果指標設定の考え方]

- 1 住んでみたい街ランキングは、箕面のブランド力を表す指標として測定しやすく明解であるため、これを指標に設定し、ベスト5を目標とする。
- 2 住みよさランキングは、箕面のブランド力を表す指標として測定しやすく明解であるため、これを指標に設定し、15位を目標とする。
- 3 「箕面らしさ」を全国に発信する取組の結果をはかる指標として測定しやすく明解であるため、四大紙やテレビなどに掲載・放映された件数を指標に設定し、最終目標値を230件とする。

5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

5-(1) 地域コミュニティが元気で住みよいまちをつくります

1. 現状と課題

地域コミュニティは、住民の自治会離れ・地域離れが進む一方、従来から地域の公共を支えてきた各種市民活動団体の組織活動に加え、教育や環境などテーマ性を持つ住民の自主的な活動が芽生えてきています。こうした中、小学校区など一定のまとまりをもった地域の視点から見ると、各団体間の役割や活動を相互に調整する機能がないため、結果として団体間の活動の重複や災害時の対応などの地域課題が顕在化してきています。

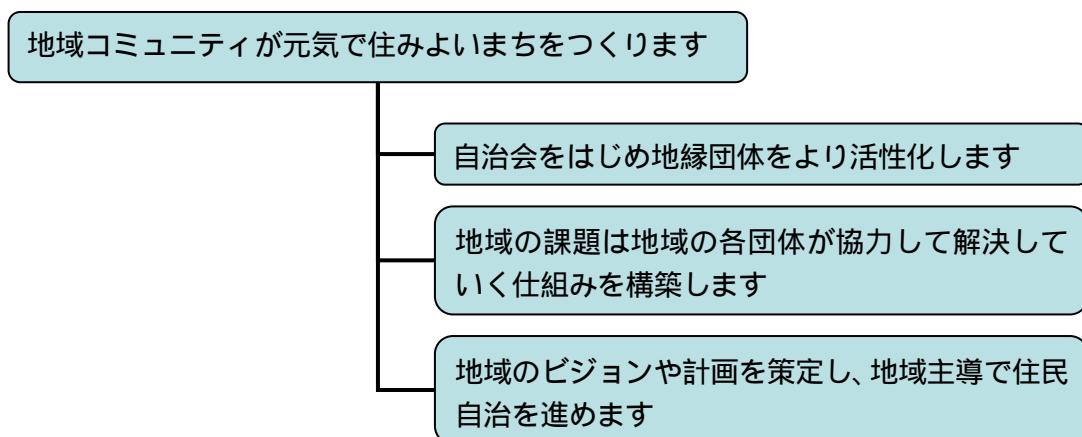
これは、行政が縦割りのまま各団体との調整を進めてきた結果でもあり、今後地域主体のまちづくりを進めるにはこうした弊害をなくし、行政も地域もともに横の連携を図りながら地域コミュニティ再生の方向を探る必要があります。

そこで、「自分たちのまちは、自分たちで住みよいまち、元気なまちにしていく」という地域の住民自治の考え方に基づき「新たな地域コミュニティの確立」をめざしたまちづくりを進めていくことが求められています。具体的には、各小学校区を基本単位とした「地域自治」の仕組みづくりをめざして、地域が「自助・共助・公助」の枠組みを市民主体で構築し、新しい「地域と行政」の関係を構築することが課題となっています。

2. 基本方針

- ・自治会活動をはじめ地域のさまざまな団体が協力して助け合いの輪を広げます。
- ・地域と行政の連携や協働によるまちづくりを進めます。
- ・地域の将来像やまちづくりプランなどを地域コミュニティが中心となって策定します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

自治会をはじめ地縁団体をより活性化します

自治会をはじめ地縁団体への市民参画を高めることにより、地域の人々の間に顔の見える関係をつくり、“互助・共助”のネットワークを形成することによって、住民自らが地域活動の活性化をめざします。併せて、住民と地域をつなぐ機会を提供し、人と人とのつながりを強くしていきます。

地域の課題は地域の各団体が協力して解決していく仕組みを構築します

コミュニティセンターを拠点とする小学校区程度の地域を単位として、市民、行政、地縁団体、NPOなどが連携し、地域コミュニティの抱える課題を集約して解決していく仕組みを構築します。

地域のビジョンや計画を策定し、地域主導で住民自治を進めます

地域課題を解決するときの方向性やプランを地域主体で策定します。また、自治会など地縁団体で活動している人たちと共に、住民間の調整をしながら地域課題の解決を促し、地域をコーディネートする人材を養成するための研修を行い、それらの人材を核としながら、住民自らがまちづくりに取り組みます。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・安心・安全・快適な生活環境を守り、創りあげるのは、地域に住む市民が担っているという意識と互助・共助の意識を高め合います。
- ・自治会などの地縁団体に参画し、地域活動の活性化に取り組みます。

【自治会やNPOなど】

- ・地縁団体は地域内外のNPOなどとも協調・連携を図りながら、地域力を高め、地域の課題解決に取り組みます。
- ・行政などと連携しながら、地域課題の解決を促し、地域をコーディネートする人材の育成を進めます。

【事業者】

- ・地域を支える構成員として、またCSR（企業の社会的責任）の一環として、地域活動に参画・協働します。

【行政】

- ・地域コミュニティの再構築を重要課題とし、地域や行政の組織体制のあり方などを地域とともに研究し、地域コミュニティづくりに向けた施策を総合的に推進します。
- ・地域の課題を担当する部署の庁内連携を図るとともに、地域への予算配分制度の枠組みを構築するなど、住民自治の確立に向けた制度構築に取り組みます。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	地縁団体の世帯加入率	市民 事業者 行政	53.3%	60%	70%
2	コミュニティセンターの利用者数	市民 事業者 行政	307,228 人	350,000 人	385,000 人
3	シニア・ナビ紹介件数	市民 事業者 行政	0 件	270 件	540 件

[成果指標設定の考え方]

- 1 自治会など地縁団体への市民参画の度合いをはかるものとして、全世帯のうち自治会、マンション等管理組合に加入している世帯の割合を指標に設定し、最終目標値を70%とする。
- 2 地域コミュニティへの参画、地域活動の活性化をはかる指標として、地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの利用者数の合計を指標に設定し、最終目標値を385,000人とする。
- 3 地域の新たな担い手となる団塊世代の方々が、地域活動等に関わっていくことを示す指標として、シニア・ナビを通じて紹介した件数を設定し、最終目標値を540件とする。

【関連計画】

箕面市コミュニティ施設整備計画

箕面市地域福祉計画（策定中）

5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

5-(2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します

1. 現状と課題

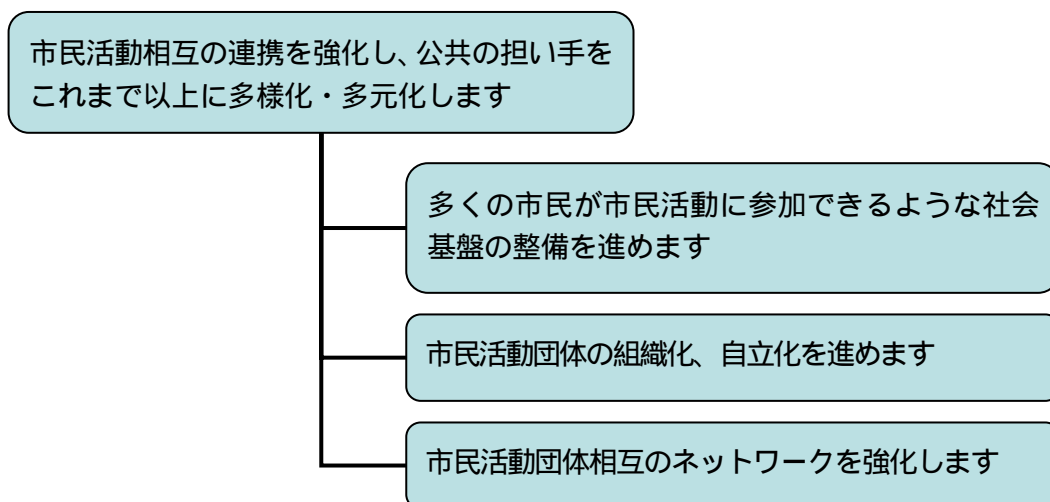
本市では、非営利公益市民活動促進条例（NPO条例）を1999年（平成11年）に制定し、多くのNPOやボランティア団体などの市民活動が公共サービスの分野で重要な役割を担っています。こうした草の根の公益的な市民活動は、地域に密着した活動ができるという強みがある反面、各団体の活動の発展性や専門性、組織力などの点においては課題も多く持ちあわせています。そこで、今後本市の市民活動を育成し発展させていくためには、これらの各団体が団体間のつながりを広げ、相互に協力関係を構築していくことにより、より多くの市民の参画を得て、地域社会を支える力をつけることが必要です。そして子どもたちから高齢者まであらゆる世代がさまざまな形で市民活動を支える「市民共助」の仕組みを根付かせていくことが大きな課題です。

また、市民活動団体が地域に密着し、地域コミュニティとのつながりを深めることにより、市民の多様なまちづくりの機会をつくることも必要です。

2. 基本方針

- ・市民が持つ知識、経験、技能などが生かされる環境を整えることで、多くの市民が市民活動団体などを通して、主体的に地域のまちづくりに参画します。
- ・中間支援組織を強化し、市民活動団体の自立化を促進するとともに、行政は、協働事業の洗い出しを行い、公共の役割分担を明確にします。
- ・市民活動団体のネットワークを形成し、活動のさらなる活性化をめざします。
- ・市民活動団体の行政への政策提案や参画の機会を整備します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

多くの市民が市民活動に参加できるような社会基盤の整備を進めます

市民活動のすそ野を広げるために、団塊の世代を中心とした人たちに地域活動を紹介するシニア・ナビの設置など相談窓口を充実するとともに、みのお市民活動センターの機能を強化することにより、市民活動を活発化させる環境整備を進めます。

市民活動団体の組織化、自立化を進めます

みのお市民活動センターの機能を強化し、人的・財政的支援を行って団体の自立を促し、公共サービスの担い手を育成します。意見交換会を開催するなど行政情報を積極的に提供し、企画提案型協働事業や市民活動団体への公募委託などにより、市民活動団体とともにまちづくりについて考え、行動します。

市民活動団体相互のネットワークを強化します

市民活動団体相互の出会いの場づくりや、情報発信・共有の機会提供を増やすことによって連携・協力が強まり、社会的な課題に留まらず、地域間のさまざまな課題に対し、よりよい解決に向け自主的に取り組めるよう支援します。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・ NPOやボランティア活動をはじめとする地域課題の解決に関心を持ち、活動に積極的にかかわります。

【NPOなど】

- ・ NPOが担っている公共サービスの質と内容を充実していくため、事業遂行の専門的能力や情報収集・発信力、組織マネジメント力を高めます。
- ・ 協働に意欲的な団体や社会起業家を育成するとともに、活動分野を越えたNPOのネットワークを構築します。各団体の支援、新規活動の機会の拡大や情報の一元化・公開を進めます。
- ・ 地域コミュニティとの連携を進めます。

【市民・行政が協働】

- ・ 行政サービスのあり方を見直し、NPOなどへの委託・事業移管などを計画的に進めます。
- ・ さまざまな公共的課題について、コミュニティビジネス化など、地域での新たな取組手法も用いながら解決にあたります。
- ・ 協働事業の効果・効率をはかる評価尺度の指標化など、客観的な視点から総合評価を行います。
- ・ 行政と市民活動団体とが相互の信頼関係を高めながら、地域社会における公共的課題の共有化を図ります。

【行政】

- ・市民活動団体を発展させるため、行政の関係部署が連携・協働して総合的な支援を行います。
- ・シニア・ナビを通じて、団塊の世代を中心とした人たちに、地域団体や市民活動センター、国際交流協会などのネットワークと連携しながらさまざまな地域活動を紹介し、新たな地域の担い手を増やします。
- ・市民活動団体の市政への参画機会を拡大し、協働によるまちづくりを進めます。

5. 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	みのお市民活動センター利用件数	市民 事業者 行政	2,918 件	3,200 件	3,700 件
2	シニア・ナビ紹介件数 (再掲)	市民 事業者 行政	0 件	270 件	540 件
3	NPO 条例登録団体及び 市内に主たる事務所をお く NPO 法人数	市民 事業者 行政	121 団体	130 団体	135 団体
4	NPO 協働事業数 (委託・指定管理)	市民 事業者 行政	34 事業	45 事業	50 事業
5	市民活動センター相談件 数(ネットワーク関係)	市民 事業者 行政	217 件	225 件	250 件

ここでは、【市民】【NPO など】を合わせて市民としています。

[成果指標設定の考え方]

- 1 市民活動を支援する各種ソフト事業の実施による同センターの利便性向上、利用促進の結果として、貸部屋(有料)の年間利用件数を指標に設定し、最終目標値を 3,700 件とする。
- 2 地域の新たな担い手となる団塊世代の方々が、地域活動などにかかわっていくことを示す指標として、シニア・ナビを通じて紹介した件数を設定し、最終目標値を 540 件とする。
- 3 市民活動の活発化と団体の自立促進の結果として、NPO 条例登録団体及び市内に主たる事務所をおく NPO 法人数を指標に設定し、最終目標値を 135 団体とする。
- 4 市民と行政の協働によるまちづくりの推進をはかる指標として、市が委託または指定管理した事業数を設定し、最終目標値を 50 事業とする。
- 5 多様な主体のネットワークの広がりを示す指標として、市民活動センターに寄せられるネットワーク関係の相談件数を設定し、最終目標値を 250 件とする。

【関連計画】

みのお市民社会ビジョン 2 1

NPO との協働に関するガイドライン

5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち

5-(3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

1. 現状と課題

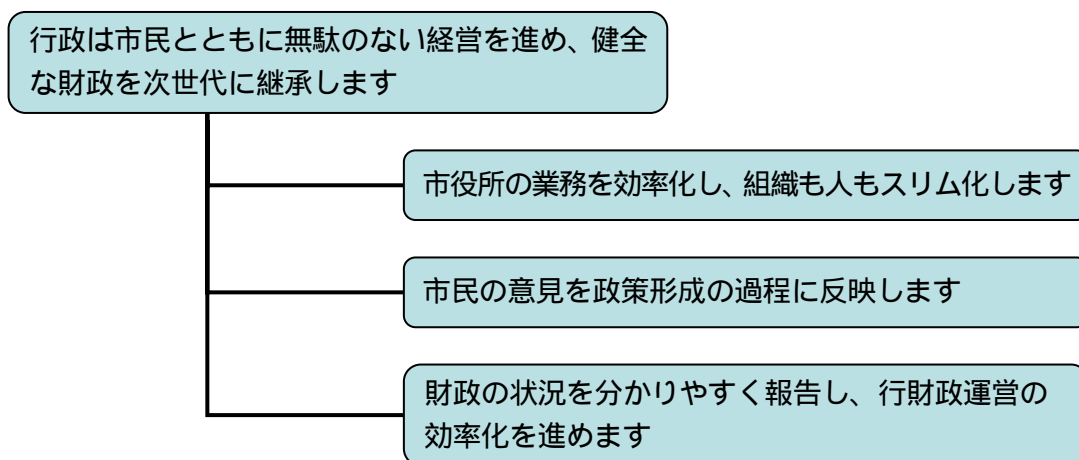
地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係経費の自然増などにより、深刻な状況が続いています。本市においても、三位一体の改革による税源移譲において、税収構造の特性から税収入などの一般財源が大幅に減少する中、2007年度（平成19年度）決算においては経常収支比率が100%を超えるなど極めて厳しい財政状況となっています。

このような財政危機の中、毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続して行くためには、市税などの滞納対策の強化や市が所有する資産の利活用、広告事業などによって収入の増加を図るとともに、総花的な行財政運営ではなく、将来に向けた子育て、福祉、防災、公共交通整備などの重要施策に重点的に資源を配分するなど、効率的な自治体経営を行い、持続可能な魅力あるまちづくりの実現が大きな課題となっています。

2. 基本方針

- ・「自助・共助・公助」の役割分担（補完性の原則）のもとに、市民、地域、事業者、行政が対等なパートナーシップ（協働の視点）を築き、公共サービスを分担します。また、市役所業務の効率化、組織のスリム化をめざします。
- ・市職員の政策形成・実行能力の向上を図り、まちづくりのプロデュース力・コーディネート力を強化するとともに、市役所の組織力を強化します。
- ・行財政運営の状況が市民により理解されるように広報・周知し、行財政運営に対する市民の意見をより一層市政に反映します。

3. 取組の体系



(取組の内容)

市役所の業務を効率化し、組織も人もスリム化します

豊かな地域社会の形成に向けて、行政と市民・地域・事業者とが対等なパートナーシップに基づき公共サービスを共有・分担していく「新しい公共」をめざします。そのためにも、行政はあらゆるサービスを直接提供するという役割から転換し、市民・NPO・事業者などと協働する際のプロデューサー・コーディネーターとしての機能を充実させ、行政と市民の間のICT化を推進します。また、効率的な行財政運営を行うために、専門家の助言を得てBPR（業務過程改善）を行い、組織をスリム化・効率化し、組織力を強化します。

市民の意見を政策形成の過程に反映します

行財政運営の状況を積極的に広報周知するとともに、新たな施策・事業を構築・見直し・廃止などする場合は、必要に応じて市民へのアンケートや説明会の実施、パブリックコメントなど市民意見を把握するチャンネルを多様化し、市民ニーズをできる限り市政に反映します。

財政の状況を分かりやすく報告し、行財政運営の効率化を進めます

予算編成過程の「見える化」を推進し、予算・決算など財政情報を充実させ、市民に分かりやすく説明するとともに、施策・事業の必要性を検討し、優先順位化を図り予算編成を行います。

4. 各主体の主な役割

【市民】

- ・市民は、「自助・共助・公助」の考え方に立ち、これまで行政が担ってきた役割であっても、市民ができることは市民が担います。
- ・市民は、地域コミュニティや行政と相互に補完し、協力し、一体となって地域におけるさまざまな生活課題の解決を図ります。

【自治会やNPOなど】

- ・自治会、NPO、地域ボランティア団体など地域のさまざまなコミュニティは、「自助・共助・公助」の考え方に立ち、これまで行政が担ってきた役割であっても、これらのコミュニティが担います。
- ・地域のさまざまなコミュニティは、市民や行政と相互に補完し、協力し、一体となって地域におけるさまざまな生活課題の解決を図ります。

【行政】

- ・行政は、「新しい公共」の役割分担の明確化を図り、個人の意思を尊重し、市民個人ができることや、各種コミュニティでできることは、それぞれの自助・共助に任せ、それぞれで解決不可能、あるいはその単位では非効率的なもののみ、行政が「公助」すべきであるとの考え方に立ち、効率的・効果的な行財政運営を行います。
- ・行政は、市民・地域・事業者との協働の視点に立ち、あらゆるサービスを直接提供するという役割から転換し、市民・NPO・事業者などと協働する際のプロデューサー・コーディネーターとしての機能を発揮します。

5 . 成果指標

	成果指標名	主役度	現状値	目標値	目標値
			2008(平成20)年度	2015(平成27)年度	2020(平成32)年度
1	経常収支比率(臨時財政対策債を除く経常収支比率)	市民 事業者 行政	105.5%	98%	95%
2	市立病院の経常収支比率(再掲)	市民 事業者 行政	95.7%	98.8%	101.2%
3	上水道経費回収率(再掲)	市民 事業者 行政	93.5%	96%以上	100%以上
4	下水道経費回収率(再掲)	市民 事業者 行政	106.1%	105%以上	105%以上
5	基金残高(普通会計ベースの積立基金残高)	市民 事業者 行政	147億円	87億円	102億円
6	市政に市民の意向が反映されていると考える市民の割合	市民 事業者 行政	26%	40%	50%

[成果指標設定の考え方]

- 1 経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費などの経常的経費に市税などの経常的に収入される一般財源が、どの程度の割合で充当されているかを示すもので、2013年度(平成25年度)に緊急プランで想定している100%以下を達成した上で、2020年度(平成32年度)には更に、5ポイント下回る95%とし、その中間年度である2015年度(平成27年度)については、その中間値である98%の設定とする。
- 2 市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながることから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。
- 3 上水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(上水道料金でどれだけ給水原価を回収できているかを表すもの)を設定する。今後、更新費用が発生するので、最終目標値を100%以上とする。
- 4 下水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(下水道使用料でどれだけ下水処理原価を回収できているかを表すもの)を設定し、最終目標値を105%以上とする。
- 5 安定的な財政運営のためには、一定額の基金の留保は必要である。基金残高は、2015年(平成27年)までは減少する見込みであるが、その後は改革の成果により得た資金を基金に留保していく。2015年度(平成27年度)の目標値は、交通施設整備基金28億円の取り崩しを想定している。
- 6 市民意見を把握し、市政へ反映させる行政運営の効果をはかる指標として、市のまちづくりに市民の意見や考え方が取り入れられていると考える市民の割合を設定し、最終目標値を50%とする。

第5章 地域別の特性と今後の施策展開

本市は、地域が歩んできた歴史や地理的条件などの特性から、北部・東部・中部・西部・中央山間の5つの地域に分けられます。

本章では、第4章までの市全体のまちづくりとの整合を図りながら、これら5つの地域の特性を生かしたまちづくりを進めるため、地域ごとに現状と課題を整理し、めざすべき施策展開の方向性を示します。また、これら地域のまちづくりにおいては、地域住民の参画と協働を進めながら、本市の魅力アップを図っていきます。

第1節 北部地域

(1) 地域特性

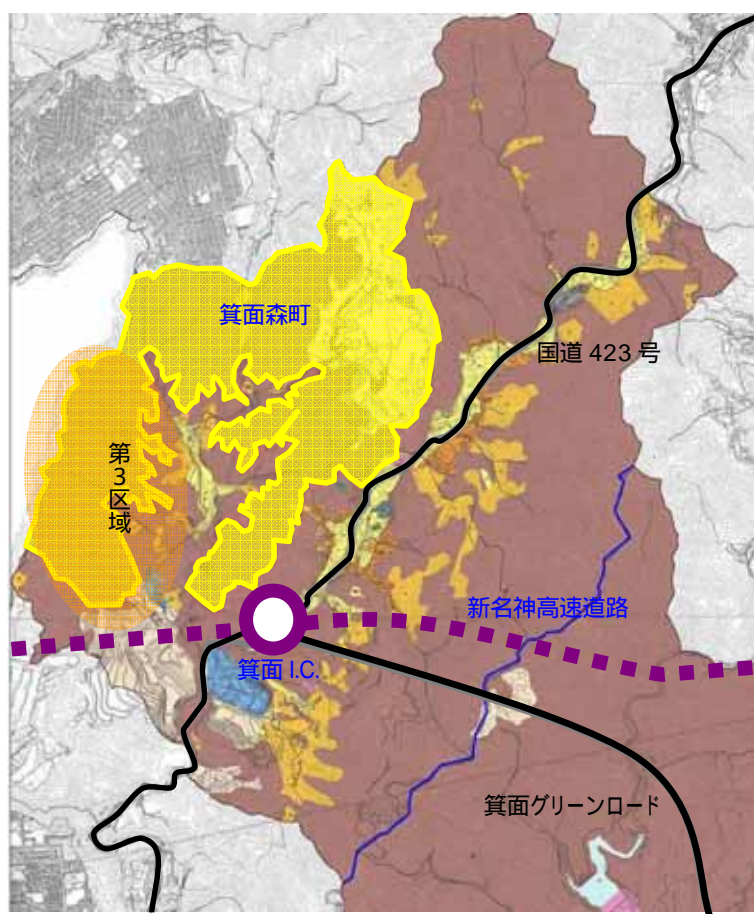
市北部の山間地域に位置し、地域の大半が樹林地で豊かな自然環境を有する地域です。地域中央部を流れる余野川沿いの止々呂美地区には農地と昔からの集落が広がっており、水量が豊富な余野川では溪流釣りが楽しめます。

産業は主に稲作と、柚子・びわ・梅・栗などの伝統ある果樹栽培など農林業が中心に行われており、のどかな里山の風景が残っています。

人口は、市の他の地域に比べて少なく、旧集落地である止々呂美地区では人口減少と高齢化が進行しており、農業の後継者不足が深刻化しています。

一方で、地域西側の丘陵地では、大阪府が箕面森町の整備を進めており、2007年度(平成19年度)のまち開き以降人口が増加し、多世代共生・環境共生・地域共生をコンセプトとしたまちづくりが進んでいます。

これまで懸案であった交通の利便性については、箕面グリーンロードや市道止々呂美東西線などの開通に加え、今後整備される新名神高速道路の整備により、更なる利便性の向上が期待されます。



(2) 現状と課題

北部地域は、昔からの集落と新しいまちが共存する地域へと変わりつつあります。箕面森町では、とどろみの森学園（箕面市立止々呂美小・中学校）が2008年(平成20年)春に開校しており、2011年(平成23年)春には同一敷地内に認定こども園（保育所と幼稚園が一体化した施設）が整備されることから、若年層の入居が見込まれており、人口増に伴う保健・福祉サービスや消防・救急対策など安心・安全の確保や、これまでの止々呂美地区と新しいまちの交流や新たなコミュニティの醸成が課題です。

箕面森町の隣接地で予定されていた余野川ダムは、事業を当面実施しないこととなったことから、豊かな自然を有するダム用地の活用が課題となっています。同時に、止々呂美地区の豊かな自然や特産品を活用した地域の活性化が求められており、旧止々呂美小中学校跡やダム用地を活用した地域の交流拠点づくり、活性化の拠点づくりが課題です。

箕面森町は現在、第2区域で民間企業が造成工事を進めています。第3区域の取扱いについては、2012年度末(平成24年度末)に大阪府が判断することになっていますが、周辺の自然環境に調和した秩序ある土地利用がなされるよう働きかける必要があります。また、2016年度(平成28年度)には新名神高速道路の開通が予定されており、(仮称)箕面I.C.が設置され、箕面グリーンロードと直結されると、近隣のI.C.と比較して、大阪都心部へのアクセス性の良さが格段に優れていることから、その周辺で流通の利便性を生かした企業の立地需要が高まることが期待されます。

(3) 施策の展開

交通の利便性の向上と、観光客の増加への期待を踏まえ、有害鳥獣対策や農業後継者育成などの農業振興策により、栗、柚子、びわ、山椒など地元特産物の生産拡大を図ります。

箕面森町への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、子育て支援施策を進めます。

止々呂美地区と箕面森町の地域交流を促進し、新たなコミュニティの醸成を図ります。

近隣市町との連携を進め、止々呂美地域の行政サービスや利便性を高めるための取組を進めます。

箕面森町の第3区域については、2012年度(平成24年度)の大阪府の判断を注視し、箕面森町のコネクトにかなった土地利用がなされるように取り組みます。

旧止々呂美小中学校跡を活用した「(仮称)止々呂美ふるさと自然館」を建設し、地域の賑わいや活性化の核施設として活用します。併せて、余野川ダムの用地に「野外活動場」を整備し、豊かな自然環境や親水空間と触れ合える空間として活用します。

第2節 東部地域

(1) 地域特性

東部地域は、勝尾寺川や箕川沿いを中心に昔からの集落と農地が残されており、その周辺部で民間開発などによる市街地整備が進んだ地域です。地域北部の粟生間谷地区では、1970年(昭和45年)頃から民間企業や日本住宅公団(現「都市再生機構」)が行った大規模な住宅開発による住宅団地が形成されています。

国道171号沿道には郊外型店舗の立地が進み、商業・サービス施設が沿道に軒を連ねています。地域の南部にあたる小野原地区では、土地区画整理事業などによる計画的な宅地造成が行われ、良好な住宅地が形成されつつあります。さらに、地域北部の丘陵地では、茨木市域と一体的に都市再生機構が彩都の整備を進めており、既に人口の定着が進み、美しいまちなみが形成されています。

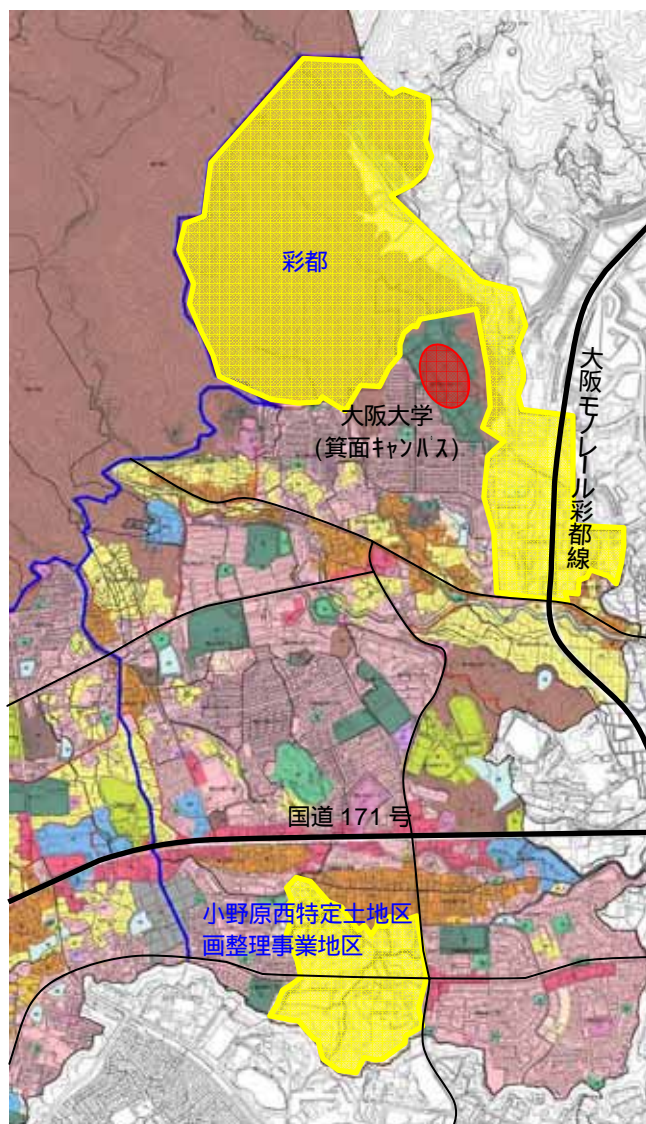
また、粟生間谷地区には大阪大学(箕面キャンパス)が、小野原地区には千里国際学園があり、外国人留学生なども多く居住する地域で、東部地区の外国籍市民の比率は市全体の約2倍となっています。

(2) 現状と課題

東部地域は、従来、人口の伸びが高い地域でしたが、現在は、彩都や小野原西地区を除くと一時期の著しい人口増加はおさまり、横ばい、もしくは、減少傾向にあります。

今後、彩都や小野原西地区の新市街地で人口が増加し、生活サービス施設の立地が促進されるなど、東部地域の利便性の向上に寄与することが期待されますが、同時に、急速な市街化の進展と整合のとれたバス路線網の整備や子育て環境の整備、新たな地域コミュニティの醸成などが課題となります。

懸案であった公共交通の充実については、彩都の整備に伴い大阪モノレール彩都線が整備されていますが、箕面市側からのアクセスは十分とは言えず、東部地域での移動手段の改善が求められます。



また、国道 171 号以南の小野原地域は、他の地域と比較して公共公益施設の整備が十分ではないため、改善を図る必要があります。

(3) 施策の展開

彩都や小野原西地区への若年層の入居に伴い、子どもの増加が想定されるため、教育や子育ての環境整備に努めます。

彩都やその周辺では、施設地区と住宅地区を適切にゾーニングすることにより、多様な都市機能とみどり豊かな公園都市にふさわしいまちづくりを進めます。

大阪大学（箕面キャンパス）や船場地区の企業など多彩なプレーヤーとの連携を強化し、多文化共生社会の実現に向けた国際化施策を推進するとともに、若者同士のネットワークづくり、地域活動への参加による世代間交流など地域活性化施策を進めます。

彩都、小野原西地区及び既成市街地の新旧の地域コミュニティの活性化を図るため、生涯学習機能の充実、地域活動への参加を通しての三世代交流などを進めます。

小野原地域における公共公益施設の整備のあり方を十分に検討し、整備を進めます。

市内バス路線網の充実のため、交通事業者などと連携し、新たなバス交通や路線バスを維持・発展させるとともに、鉄道の延伸時には、かやの中央を結節点とするバス路線網を再編し、バス交通の利便性を高める取組を進めます。

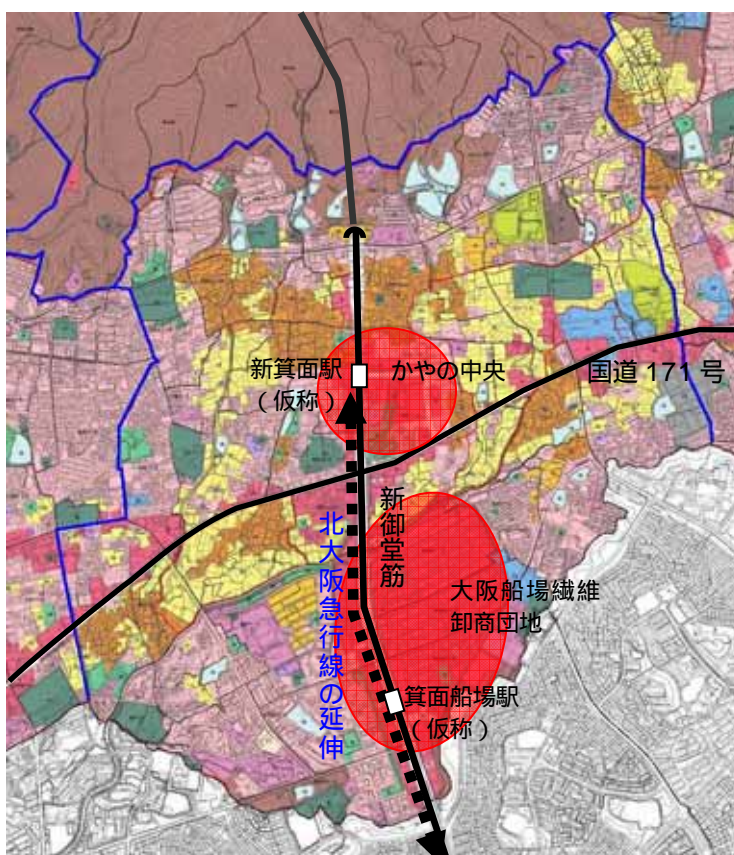
第3節 中部地域

(1) 地域特性

農地と昔からの集落で構成されていた中部地域は、東西の都市軸である国道 171 号と南北の都市軸である国道 423 号の整備とともに、大阪船場繊維卸商団地を中心に市街化が急速に進行した地域であり、農地など田園的な土地利用と都市的な土地利用が共存する地域となっています。

国道 171 号と国道 423 号が交差する中部地域は、地理的には本市の中心に当たる交通の要衝で、都市的に発展する潜在力が高い地域です。2003 年(平成 15 年)にまち開きした「かやの中央」は、周辺に広がる住宅地や自然と共存しながら箕面らしい都市核を形成しており、北大阪急行の延伸を実現することによって、その可能性がさらに増幅し、船場地区から千里中央につながる広域的な都市拠点形成ができます。

また、地域の南部には、市立病院、豊能広域こども急病センター、総合保健福祉センター、医療保健センター、市立介護老人保健施設などがあって、全市的な保健・医療・福祉の拠点施設が集積しています。



(2) 現状と課題

かやの中央に開業した多機能型商業施設は年間 900 万人を集客しており、周辺住宅地の土地利用も進んでいます。一方で、開業後 40 年を経た船場地区はまちの更新期を迎えつつあり、北大阪急行の延伸と併せて、新たなまちづくりの方向性を描く必要があります。

北大阪急行の延伸は、本市と大阪都心部を直結する大動脈で、公共交通の利便性を向上させるだけでなく、かやの中央や船場地区の活性化に寄与するとともに、住宅都市としての本市の価値を全体的に高めるものです。併せて、東西方向への道路整備を充実することにより、本市の積年の課題である東西方向の交通利便性が高められ、かやの中央を拠点とするバス路線網が効果的に再編できます。

また、かやの中央の東西に残る市街化調整区域の農地は、市街地に残された貴重な空間で、本市の特色であり、都市としての魅力を高める重要な要素でもあることから、無秩序な土地利用を防ぐとともに、農地を維持するための対策を進めます。

(3) 施策の展開

かやの中央と船場地区、更には千里中央とを有機的に連携し、お互いの相乗効果による商業・業務・産業の発展を推進します。

地元の関係団体、関係者とともに船場地区の活性化を図り、繊維卸売業を根幹としつつ、大阪大学など近隣にある知的資源を活用し、産・官・学の連携により、商業施設やベンチャー企業などを誘致するまちづくりを推進します。

環境負荷を軽減しながら大阪都心とのアクセス強化やまちの活性化などを図るため、財政状況を十分に勘案の上、鉄道の延伸に向けた取組を進めます。

鉄道の延伸に併せて、東西方向への道路整備の充実や、かやの中央を拠点とした市内循環型のバスネットワークの整備再編を進めます。

かやの中央を中心とした計画的な土地利用を推進するとともに、周辺部に残る市街化調整区域の農地や山麓のみどり、古くからのまちなみとの調和に配慮した魅力ある都市景観を保全します。

第4節 西部地域

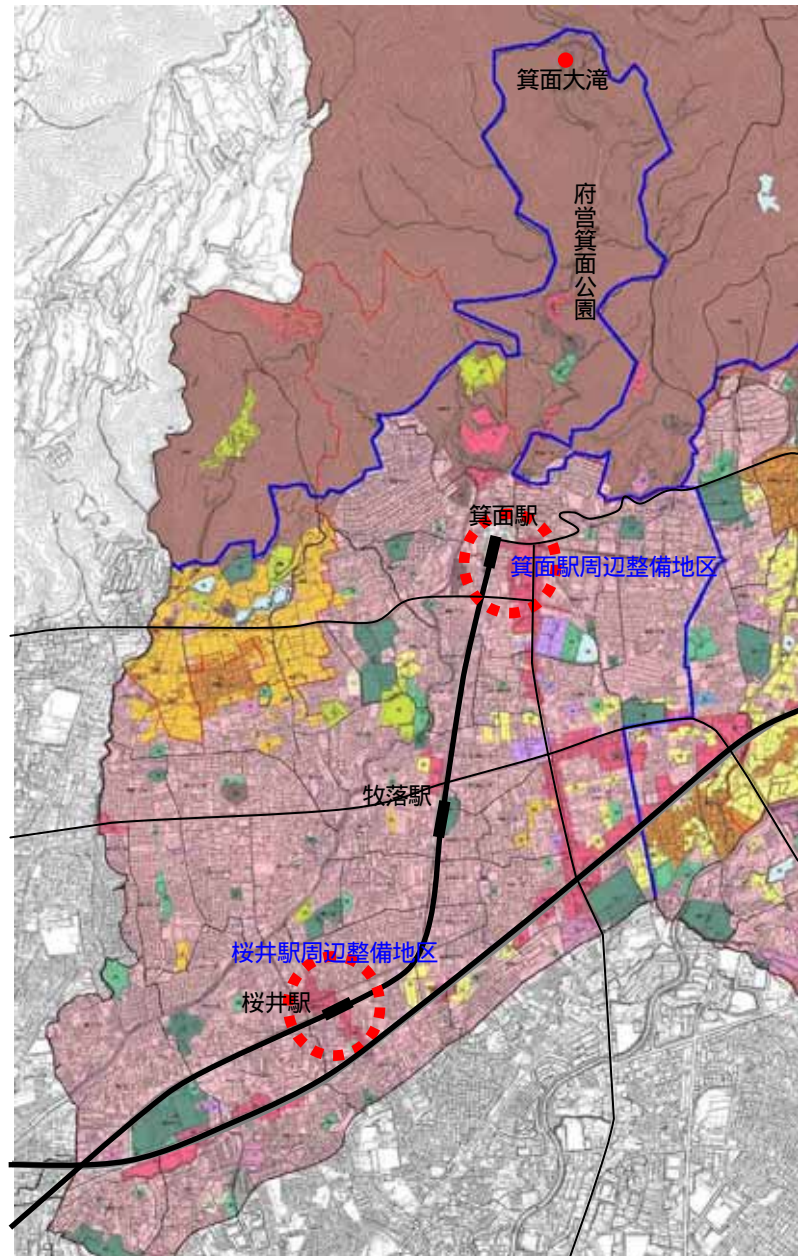
(1) 地域特性

西部地域は、箕面川が南西方向に流れ、それにほぼ並行して阪急電鉄箕面線が走っています。1910年(明治43年)に箕面有馬電気軌道(現在の阪急箕面線)が開通して以来、大阪近郊の住宅地として早くから良好な市街地の形成が進んできました。また1922年(大正11年)に桜ヶ丘地区で開かれた「住宅改造博覧会」の瀟洒な洋館スタイルの家並みが今も受け継がれ、周囲の住宅地と良好なまちなみ景観を形成しています。

一方、箕面駅から瀧安寺、箕面大滝にかけての府営箕面公園一帯は、古くから観光地として知られており、市外から多くの来訪者があります。

また、箕面駅周辺は商業施設が集積するとともに、文化・行政施設などが立地していることから生活文化の拠点となっており、桜井駅周辺も買回り品を中心とする商業地となっています。

西部地域は、本市で最も早くから市街化した地域で、戸建住宅を中心とした落ち着いたまちなみを形成していますが、まちの更新期を迎えつつあります。



(2) 現状と課題

西部地域は、市街化の進展により、商業施設をはじめとするさまざまな都市機能が発達してきましたが、近年は、少子高齢化の急速な進行、施設の老朽化、商業の衰退など都市機能の空洞化が課題となっています。本市は、箕面・桜井地区を含む区域を中心市街地と位置付け、箕面商工会議所やTMO組織などと連携を図りながら活性化を図っていますが、今後はこの取組を一層強化する必要があります。

まちづくりの面では、早くから住宅地として開発が進み、敷地規模の大きい良好な住宅地が多く存在しますが、まちの更新期を迎え、建て替えなどの際には、これまで築かれてきた良好なまちなみをできる限り維持し、向上させる取組が必要です。また、桜井駅は、駅前広場が未整備で、駐車場も不足しているため、その対策が必要です。

商業・観光の面では、箕面大滝を中心とする府営箕面公園一帯には、市外から多くの観光客が訪れ、その数は年間数百万人にも及びますが、その多くが市内を回遊することなく帰路につくため、箕面駅周辺の商業施設や商店街を回遊する効果的な仕掛けづくりが課題です。

また、少子・高齢化が進行する一方で若年層の転入が少なく、学校・家庭・地域の連携による世代間交流などの促進を図る必要があります。

(3) 施策の展開

箕面駅や桜井駅周辺は、中心市街地にふさわしいまちなみの形成や交通結節点にふさわしい環境整備を図るとともに、地域商業を活性化し、西部地域の利便性の向上を図ります。

桜井駅周辺について、官民の役割分担と協働により駅前地域の再生を進めるとともに、地域資源を生かした地域密着型の歩いて暮らせるまちづくりを進めていきます。

府営箕面公園と滝道について、歴史のまちなみにふさわしい環境整備を進めます。

府営箕面公園内の観光資源を掘り起こして市外へ発信し、さらなる来訪者の増加をめざすとともに、来訪者を箕面駅周辺の商店街に誘導し、まちのにぎわいを創出する取組を進めます。

子育て支援策の強化などにより、新たな人口（特に若年層）の流入を促進します。

既成市街地のコミュニティを活性化させ、新たな市民活動団体との連携を図ることで地域の賑わいを創出します。

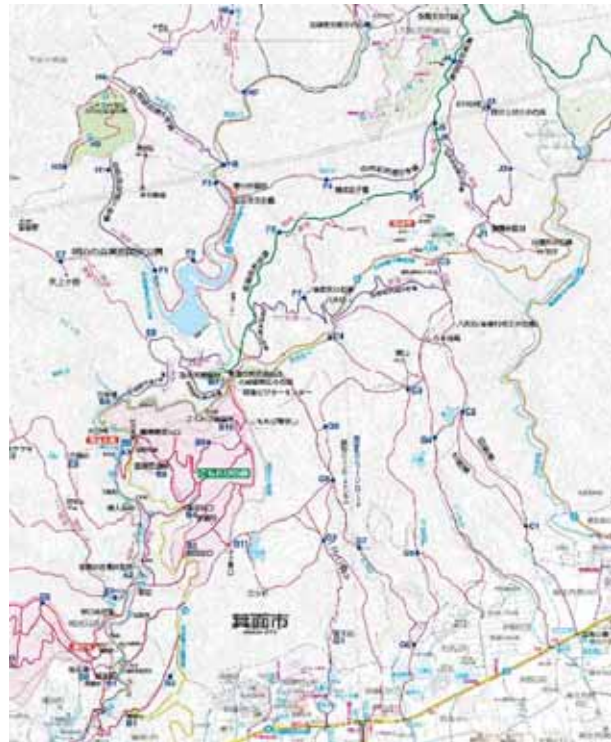
建築物の建て替えの際には、各種条例によりまちなみの維持・向上に努めるとともに、地区計画や建築協定などによる地区独自のルールづくりを進めます。

第5節 中央山間地域

(1) 地域特性

中央山間地域は、本市の約60%を占める広大な山間・山麓部であり、大部分が近郊緑地保全区域に指定されているほか、豊かな森林は水源の涵養と災害の防止などの機能もあわせ持っています。天然記念物に指定された箕面山のサルの生息地をはじめ、多くの動植物が生息する豊かな自然環境が残されているなど箕面山の自然と、滝や溪谷の創りだす見事な景観は文化財としても大変貴重で、1956年(昭和31年)には文化財保護法に基づき、国から「名勝」の指定を受けています。また、明治の森箕面国定公園の「政の茶屋」は、東京都八王子市にある明治の森高尾国定公園まで続く東海自然歩道(全長1,697km)の起点となっているほか、自然研究路や「かちおじ道」として知られる勝尾寺への旧参道なども、多くのハイカーらで賑わいます。こうした四季を通じた自然や史跡を楽しめるレクリエーションの場としても貴重な地域です。

さらに、市街地から眺めることのできる山麓部は、四季折々の表情を見せ、緑豊かな都市イメージを創出する貴重なシンボルとなっています。



(2) 現状と課題

2002年(平成14年)に山麓保全アクションプログラムが策定され、山林所有者・市民・行政の三者協働で自然環境の保全に取り組んできました。一方で、ごみや車両などの不法投棄対策の強化や、自然環境の保全意識の高揚が求められます。自然環境とのバランスを保ちながら、恵まれた自然を生かした観光の活性化が課題となっています。

(3) 施策の展開

豊かな自然環境を守り育てるため、山林所有者・市民・NPO・事業者と連携し、自然と親しみながら参加型の保全活動を行うなど、山麓保全アクションプログラムを推進します。一方で、国や府との連携を一層深めて、環境、農林、防災面などから山間・山麓保全を進めます。

みどり豊かな山麓を守り、育て、生かすために、市街地から見える山麓部の保全活動に対し「みのお山麓保全ファンド」による資金応援を継続していきます。

豊かな自然と貴重な文化財を生かした新たな観光ルートの開発など、観光の振興を事業者とともに進めます。

生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた人との共生を図る観点から、生活環境保全や憩い・学びの場を提供するため、森林施策を推進します。

用語解説集（五十音順）

用語	意味
I C T	< information and communication technology > 情報通信技術。 日本ではI Tの方が普及しているが、国際的にはI C Tが広く使われているため、日本でも総務省がI T政策大綱をI C T政策大綱に変更するなど、定着しつつある。
N P O	< non-profit organization > 民間の非営利組織。 本市では、いわゆるN P O条例により非営利公益市民活動団体と呼ぶ。
エンパワーメント	何か目前に課題がある場合に、自身が置かれた状況に気付き、問題点を自覚し、自身の生活の調整と改善を図る力を付けること。
環境共生	人と自然環境の持続的共生のこと。キーワードは、環境保全、省エネ、循環型、脱二酸化炭素など。
環境形成帯	山間・山麓部などの緑地のうち近郊緑地保全区域や明治の森箕面国定公園と市街地の間に位置する山麓部の緑地（樹林地）。本市の良好な都市イメージを形づくる大切な要素となっており、特に、季節ごとに表情を変える四季折々の彩り豊かな山なみ景観は、箕面らしさを醸し出す最も重要な資源となっている。
協働	それぞれが果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。
里山	人里近くにある、生活に結びついた山。
参画	事業・政策などの計画に立案段階から加わり、協働すること。
三位一体改革	2006年(平成18年)6月の経済財政諮問会議での小泉首相の言葉。国庫補助金、地方交付税、税源移譲の3点を同時に改革するという国の財政改革の一つ。
C S R	< corporate social responsibility > 企業の社会的責任。 企業は利益の向上だけでなく、自らの活動が地球環境や社会に負荷をかけていないか、配慮する責任がある。
ジェンダー	社会的、文化的に形成される男女の差異。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物学上の雌雄を示すセックスと区別される。
指定管理者制度	地方公共団体が設置した公の施設を民間事業者などを指定して管理運営させる制度。
障害者グループホーム・ケアホーム	障害者自立支援法の制度。いずれも障害のために、独居生活が困難な人が世話人の支援を受けながら数人で共同生活をする住居。
小中一貫教育	小中学校9年間を一体的なものにとらえ、子どもの連続した成長を見ずえた教育活動を計画的かつ継続的に一貫して展開する教育。本市では、施設一体型と校区連携型で実施。

用語	意味
新市街地	近年大規模開発によって形成された市街地。本計画では、彩都・箕面森町・小野原西地区をいう。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採などの一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
3 R	Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の頭文字を取ったもので、「スリーアール」または「さんアール」と読む。資源の有効利用と地球環境の保全へと舵を切り循環型社会をめざすためのキーワードとなっている。
政策・施策	政策は、施政上の方針。施策は、政策に基づいて実地に採る策。施策のもとに個別の事業を配置している。
セーフティネット	網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一種である。
ゾーニング	区分すること。特に、都市計画などで、各地域を用途別に区画すること。
タッキー816	地域に密着した情報を提供するためのFMラジオ放送で、1995年(平成7年)に本市が中心となって設立した「みのおコミュニティ放送株式会社」が経営する放送局「みのおエフエム」のこと。市民から愛称を募集し、箕面の滝と猿をもじったタッキーに周波数81.6MHzをあわせたタッキー816が愛称となった。
多文化共生社会	他の民族・文化の相互承認と共存が可能となっている社会。
地縁団体	一定の区域内に住所を有する、つながり(地縁)に基づいて組織された団体で、その区域内の住民間の連絡調整、生活環境の維持整備、社会福祉、集会施設の管理などの地域的な共同活動を行っている団体で、その代表的なものが自治会。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。また、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
TMO	中心市街地活性化法に規定されたタウンマネジメント機関(Town Management Organization)で、中心市街地における商業まちづくりをマネジメント(運営・管理)する。さまざまな主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースするのが役割。
ノーマライゼーション	国連「国際障害者年行動計画」において示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、多様な人々が存在し互いに支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、あたりまえの社会である」という意。
バイオマス	「再生可能な、生物由来の資源で、石油・石炭などの化石資源を除いたもの」である。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、水と二酸化炭素から、生物が生成した資源であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源である。

用語	意味
P F I	<private finance initiative> 社会資本整備の民間事業化。国や地方公共団体が行ってきた公共施設などの整備を官民が役割分担をして民間の資金や能力、ノウハウを活用することにより効率的に行おうとする考え方。
ヒートアイランド	都市部では、建物や自動車の排熱、アスファルトの放熱などが郊外に比べて多く、気温が高くなる。こうした地域で、気温の等高線（等温線）を描くと、高温部が島のように都市部を取り巻くように現れることからヒートアイランド現象という。都市高温化ともいう。
B P R	<business process re-engineering> 業務内容や業務の流れ、組織構造を分析し、最適化すること。
病病連携・病診連携 病診連携	地域の医療機関（病院、診療所・医院）が、多様な疾患の医療を単独で提供するのではなく、お互いに協力し、各医療機関の役割や専門性に基づいた連携を図ることで、地域住民が安心できる医療を提供していこうというもの。
補完性の原則	身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決するという自助・共助・公助の役割分担のこと。
まちづくり	道路や公園などのハード（物的）面に限らず、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など、ソフト面でのひとづくりや仕組みづくりを含めた活動をいう。
みどり	山間山麓部の山林、まちなかの樹林・樹木・草地、公園、農地などの草花や樹木などの植物としての緑だけでなく、これらと一体となった水辺やオープンスペース、さらには、そこでの市民活動やかかわっている人々も含む幅広い概念を意味する（「箕面市みどりの基本計画」参照）。「まちづくり」を土木・建設や規制などのハード面だけでなく、人々の自覚的な取組やコミュニティづくりなどを含めた概念としてひらがなで表現するのと同様の考え方。
ライフサイエンス	生命を取り巻く関連諸科学の総称であり、主に自然科学領域を指す事が多い。このことから、自然科学の代名詞とも言える物質科学と対を成した学問領域と考えられることもある。
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられる。
リカレント教育	主に学校教育を終えた後の社会人を対象とした大学などの教育機関を利用した教育のことを指す。生涯教育を受けてさらに発展した概念であり、職業能力向上に役立つより高度な知識や技術、生活上の教養や豊かさのために必要な教育を生涯に渡って繰り返し学習することを意味する。

成果指標一覧

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
1 安全・安心でみんながいいき暮らし						
1-(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります						
自分が健康であると感じる市民の割合	主観的健康感(疾病の有無にかかわらず、自分は健康であると思う割合)が高い人ほど生存率が高いという科学的根拠が示されていることから、その割合を指標とし、健康増進に努める。前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。	市民 事業者 行政	77%	79%	81%	市民満足度アンケートで、自分の健康について「とても健康である」「健康である」と答えた人の割合
健康診査を年1回受けている市民の割合	市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康管理や健康づくりに取り組むことが、市民主体の健康づくりには欠かせない。市民意識の向上をはかる指標として定期的に健康診査を受診している市民の割合を設定し、前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を75%とする。	市民 事業者 行政	71%	73%	75%	市民満足度アンケートで、過去1年以内の健康診査を「受けた」と答えた人の割合
かかりつけ医を持っている市民の割合	医療の役割分担による診療機能の充実など、地域医療体制の充実をはかる指標として、市民一人ひとりが日頃から安心して相談のできる医療機関を持っている割合を設定し、最終目標値を7ポイント増の75%とする。	市民 事業者 行政	68%	72%	75%	市民満足度アンケートで、かかりつけの医師が「ある」と答えた人の割合
市立病院の救急医療に関する不満足度	自治体病院として幅広い市民に満足していただける医療を提供するため、不満足と思われる要素を取り除き、サービスレベルの底上げを図ることを目標として指標に設定する。最終目標値を2.5ポイント減の17%とする。	市民 事業者 行政	19.5%	18%	17%	市民満足度アンケートで、市立病院の救急外来について「不満である」「どちらかといえば不満である」と答えた人の割合
市立病院の外来患者紹介率	地域の医療機関などとの連携を深めることが、地域医療体制の確立と安定した医療提供体制の整備につながることから、外来患者の紹介率を指標に設定する。最終目標値を10ポイント増の50%とする。	市民 事業者 行政	40%	47%	50%	(紹介患者数+救急車搬送数)/初診患者数×100
市立病院の経常収支比率	市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながるから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。	市民 事業者 行政	95.7%	98.8%	101.2%	経常収益/経常費用×100 企業会計では、数値が高くなるほど経営状態が良いことを表す

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
1-(2) 高齢者や障害者市民も誰もが安心して暮らせるまちをつくります						
介護保険サービスを受けている人の中で、受けているサービスに不満足な人の割合	心身の状態に合ったより良いサービスを提供することが、高齢者が安心して暮らせることにつながることから、不満足と思われる要素を取り除き、サービスの底上げを図ることを目標として指標に設定する。前後期で2.8ポイントずつ低下することを目標とし、最終目標値を6.2%とする。	市 民 事 業 者 行 政	11.8%	9%	6.2%	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査で、現在利用しているサービス内容について「多少不満」「大変不満」と答えた人の割合
障害者グループホーム・ケアホームの利用者数	障害者が自己選択・自己決定に基づく自立した地域生活ができるようサービス基盤を整備することが重要であるため、グループホーム・ケアホームの利用者数を指標に設定する。前後期で20人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を118人とする。	市 民 事 業 者 行 政	78人	98人	118人	障害者グループホーム・ケアホームの利用者数(毎年1ユニット(4人分)の整備がなされるよう誘導策を講じる)
困ったときの相談相手がない高齢者の割合	身近な相談や見守り・声掛けによって、地域全体で支援する体制が充実することから、相談相手がない高齢者が減るように、指標として設定する。最終目標値を3%とし、5年後はその中間値を目標とする。	市 民 事 業 者 行 政	4.6%	3.8%	3%	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査で、困ったときの相談相手について「誰に相談したらよいかわからない・相談相手がない」と答えた人の割合
1-(3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります						
地震などの災害に備えて対策をとっている市民の割合	災害に強いまちづくりを推進するためには市民の防災意識の向上が重要であることから、その割合を指標とする。すべての市民が防災対策をとっていることを最終目標とする。	市 民 事 業 者 行 政	53.5%	80%	100%	市民満足度アンケートで、家庭で災害に備えての対策を「とっている」と答えた人の割合
自主防災組織の結成数	地域防災力の向上をはかる指標として、基盤となる自主防災組織の結成数を設定する。最終目標値を現状の4倍とし、5年後はその中間値を目標とする。	市 民 事 業 者 行 政	62団体	160団体	240団体	自主防災組織数
窃盗犯認知件数(侵入犯・街頭犯罪)	地域での見守り活動が窃盗犯などの犯罪防止に効果があることから、犯罪のない安全で安心なまちをめざし、身近な犯罪である窃盗犯の件数を指標に設定する。前後期で15%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を890件とする。	市 民 事 業 者 行 政	1,240件	1,050件	890件	窃盗犯認知件数(侵入犯・街頭犯罪)
出火率(人口1万人あたりの出火件数)	火災予防意識の向上をはかる指標として、人口1万人あたりの出火件数を指標に設定する。全国平均・大阪府平均からみても低い状況にあるが、更なる出火率の低減をめざす。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を2.4件とする。	市 民 事 業 者 行 政	3件	2.7件	2.4件	火災件数(1月1日から12月末)÷人口(12月末現在)×1万人 消防年報(箕面市)
交通事故件数	交通安全施策を推進するにあたり、総合的に施策効果をはかるため、交通事故発生件数を指標に設定する。前後期で10%ずつ減少することを目標とし、最終目標値を570件とする。	市 民 事 業 者 行 政	714件	640件	570件	交通事故発生件数 箕面の交通白書

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
1-(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります						
勤労者互助会の加入者数	勤労者の福利厚生充実をはかる指標として、小規模事業所で働く勤労者に対して総合的な福利厚生事業を行う箕面市勤労者互助会への加入者数を指標に設定する。前後期で50人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を1,600人とする。	市民 事業者 行政	1,497人	1,550人	1,600人	箕面市勤労者互助会の加入者数
地域就労支援事業における相談者の就職率	就職困難者などに対する総合的な雇用・就労支援施策の推進をはかる指標として、相談者の就職率を設定し、最終目標値を10ポイント増の25%とする。	市民 事業者 行政	15.7%	23.6%	25%	就職者/地域就労支援事業での相談者
シルバー人材センターの就業率	シルバー人材センターへの就業を通じて高齢者の生きがいの充実や雇用の創出が図られることから、シルバー人材センターの就業率を指標に設定し、最終目標値を90%とする。	市民 事業者 行政	84.2%	86%	90%	就業実人数/箕面市シルバー人材センター会員数×100
消費生活苦情相談の解決率	消費者支援と消費者被害の防止の推進をはかる指標として、消費生活苦情相談の解決割合を設定し、最終目標値を99%とする。	市民 事業者 行政	97.3%	99%	99%	箕面市立消費生活センターでの消費生活苦情相談の解決割合
2 子どもも大人も育つまち						
2-(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります						
人権は非常に大切なことだと認識している市民の割合	一人ひとりが等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざして取組を進めた結果、人権は非常に大切なことだと市民が認識している割合を指標に設定する。最終目標値を現状値の1.5倍の80%とする。	市民 事業者 行政	51%	66%	80%	市民人権意識調査で、人権をふだんどのように意識しているかについて、「非常に大切なことと認識している」と答えた人の割合
国際交流協会で活動しているボランティア数	多文化共生社会の実現に向け、市民主体の国際交流・国際協力を進めることをめざし、ボランティア数を指標に設定する。最終目標値を現状値の1.5倍の430人とする。	市民 事業者 行政	286人	360人	430人	箕面市国際交流協会で活動しているボランティアの実人数
行政委員会及び附属機関の女性委員の割合(年度当初)	男女協働参画社会の実現に向け、男女が互いに対等な構成員として参画することをめざし、女性委員の割合を指標に設定する。最終目標値を16.8ポイント増の40%とする。	市民 事業者 行政	23.2%	35%	40%	行政委員会及び附属機関(法令又は条例に基づいて設置されるもの)の女性委員の割合 現状値は2009年4月当初

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
2-(2) 子どもたちを地域ではぐむまちづくりをめざします						
子育て支援センター1館あたりの平均利用組数	家庭での子育てを支援する場の充実をはかる指標として、子育て支援センター1館あたりの平均利用組数を設定し、最終目標値を6,000組とする。	市民 事業者 行政	5,300組	5,500組	6,000組	子育て支援センターを利用する親子の数(親と子で1組)の1館あたりの平均組数
保育所の待機児童数(年度当初)	就学前保育の保障を図るためには、保育枠の拡大や多様な保育サービスの充実が重要である。保育所の待機児童数を指標に設定し、最終的には待機児童の100%解消を目標とする。	市民 事業者 行政	59人	0人	0人	保育所の待機児童数(年度当初) 現状値は2009年4月当初
自由な遊び場開放事業の平均利用割合	放課後、家にいる子どもの割合を減らし、友だちと遊ぶ機会を増やすことを目標として、自由な遊び場開放事業を利用する子どもの割合を指標に設定する。前後期で3ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を18%とする。	市民 事業者 行政	12%	15%	18%	自由な遊び場開放事業(放課後に小学生が自由に遊べるよう、市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を開放)の1日平均利用者数/学校児童数-学童保育児童数
子どもが参加できる場や機会の数	子どもたちが自主的に参加し活動できる場や機会をつくること、子どもの健全育成・自立支援にとって重要であることから、子ども向け講座・イベント数を指標に設定する。前後期で3回ずつ増加することを目標とし、最終目標値を23回とする。	市民 事業者 行政	17回	20回	23回	市民団体などの子ども向け講座・イベントの回数
2-(3)子どもたちの生きる力をはぐむ教育を進めます						
中学校1年生の不登校出現率(千分率)	中学校進学時に不登校が急増することから、中学1年生の不登校の1,000人あたりの出現率を指標に設定する。前後期で2ポイントずつ減少することを目標とし、最終目標値を7‰とする。	市民 事業者 行政	11.7‰	9.7‰	7‰	在籍生徒数1,000人あたりに占める不登校生徒数の割合
学校教育自己診断の実施率	保護者、地域の声を学校運営に生かし、学校教育への信頼を高めることを目標として、保護者、児童生徒、教職員、管理職を対象としたアンケート調査による学校教育自己診断の実施率を指標に設定する。学校によって実施が隔年、3年ごと、不定期など異なるため実施率は年度により変動するが、最終的には全校で毎年実施することをめざす。	市民 事業者 行政	20%	60%	100%	全市立小中学校数に対する学校教育自己診断を実施した学校数の割合
箕面市学力・学習状況調査(8項目)結果(国の平均正答率以上の項目率)	児童・生徒の基礎的学力の習熟度や達成状況を把握するため、市が実施する学力・学習状況調査の結果、国の平均正答率を上回っている項目の割合を指標に設定し、最終目標値を100%とする。	市民 事業者 行政	75%	100%	100%	箕面市学力・学習状況調査において、8項目のうち国の平均正答率以上の項目が占める割合
箕面市体力・運動能力、運動習慣等調査(8種目)結果(国平均以上の種目率)	児童・生徒の基礎的体力の状況を把握するため、市が実施する体力・運動能力、運動習慣等調査の結果、国の平均値を上回っている種目の割合を指標に設定し、最終目標値を100%とする。	市民 事業者 行政	50%	100%	100%	箕面市体力・運動能力、運動習慣等調査において、8種目のうち国平均以上の種目が占める割合

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
2-(4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります						
生涯学習活動に参加している市民の割合	市民の自主的な生涯学習活動をはかる指標として、継続的に生涯学習活動に参加している市民の割合を設定し、最終目標値を55%とする。	市民 事業者 行政	45.6%	50%	55%	市民満足度アンケートで、習い事や趣味の活動を行っていると答えた人の割合
図書館の貸出冊数<個人・団体>	図書館利用の利便性向上、資料提供・相談機能の強化など、生涯学習の基盤としての充実をはかる指標として、貸出冊数を設定し、最終目標値を150万冊とする。	市民 事業者 行政	1,435,589冊	1,470,000冊	1,500,000冊	貸面市立図書館の貸出冊数
スポーツ施設の稼働率	スポーツ活動の機会の充実や拠点整備・連携を進める指標として施設稼働率を設定し、前後期で1ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を81%とする。	市民 事業者 行政	79.2%	80%	81%	総利用件数 / {総施設数 × 3コマ(午前・午後・夜間)}
スポーツ施設の利用人数	市民の自主的なスポーツ活動の充実を図るため、活動の場の提供を行っていることから、施設利用人数を指標に設定する。前後期で1%(4,000人)ずつ増加することを目標とし、最終目標値を404,656人とする。	市民 事業者 行政	396,656人	400,656人	404,656人	第一・第二総合運動場の個人及び団体(スポーツのつどい・トレーニングルーム・プール)年間利用人数
生涯学習センターなどの稼働率	生涯学習の機会の充実や拠点整備・連携を進める指標として施設稼働率を設定し、前後期で5ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を61%とする。	市民 事業者 行政	51.1%	56%	61%	総利用件数 / {総施設数 × 3コマ(午前・午後・夜間)}
生涯学習センターなどの利用人数	市民の自主的な生涯学習活動を促進し、多様な生涯学習機会の充実を図るため、生涯学習の場の提供を行っていることから、施設利用人数を指標に設定する。前後期で14,000人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を370,000人とする。	市民 事業者 行政	342,225人	356,000人	370,000人	西南公民館、中央・東生涯学習センター、四中開放教室、文化交流センターの年間利用人数
近隣自治体・大学などとの広域連携により市民利用可能な施設	生涯学習活動が身近に行える環境整備を進める指標として、広域連携により利用できる施設数を設定し、最終目標値を7カ所とする。	市民 事業者 行政	3カ所	5カ所	7カ所	近隣自治体・大学などとの広域連携により市民が利用できる施設の数

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
3 環境共生さがけのまち						
3-(1) 環境にやさしい生活を進めます						
地球環境保全のために意識・行動している市民の割合	環境にやさしいライフスタイル・事業活動の拡大のためには、市民一人ひとりが身近な問題としてとらえることが必要であることから、箕面市市民満足度アンケートにおける地球環境保全意識の向上と行動の推進状況を指標に設定し、最終目標値を90%とする。	市民 事業者 行政	45.9%	60%	90%	市民満足度アンケートで、環境の保全のための行動について「意識している」と答えた人の割合
積極的にごみ減量・資源化に取り組んでいる市民の割合	環境保全のための具体的な取組として、ごみ減量や資源化などに取り組んでいる市民の割合が増えることが環境にやさしいまちづくりに貢献するものとして指標に設定し、最終目標値を90%とする。	市民 事業者 行政	52.6%	60%	90%	市民満足度アンケートで、ごみ減量化方策について「いつもする」と答えた人の割合
温室効果ガスの削減	環境負荷を低減させるための取組状況を示すものとして、温室効果ガスの削減目標値を指標とする。	市民 事業者 行政	別途策定される第2次箕面市快適環境づくり計画で設定された数値とする。			
3-(2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります						
緑化空間面積	市街地におけるみどりの保全・育成により、まちなかのみどり空間を増やすことは、みどり豊かな都市景観を形成することにつながるため、緑化空間面積を指標に設定する。前後期で2%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を2,756haとする。	市民 事業者 行政	2,651ha	2,708ha	2,756ha	箕面のみどりの基本計画に基づく、緑地(都市公園、自然公園、近郊緑地など)面積の合計
まちなかのみどり支援制度助成件数	山間・山麓部のみどりとともに市街地に広がる農地や公園、街路樹など身近なみどりを守り育てることが豊かな環境をはぐむため、まちなかのみどり支援制度の助成件数を指標に設定し、最終目標値を150件とする。	市民 事業者 行政	77件 (保護樹木・樹林)	120件	150件	まちなかのみどり支援制度(市街地部の民有空間のみどりを守り育てる取組への助成)で助成した件数
長期優良住宅の認定戸数	安心して住み続けられる住宅を的確に表す制度として長期優良住宅認定制度があるため、長期優良住宅の認定戸数を指標に設定する。年80戸の増を目標とし、最終目標値を960戸とする。	市民 事業者 行政	80戸	560戸	960戸	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁による「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けた住宅の戸数
上水道経費回収率	上水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(上水道料金でどれだけ給水原価を回収できているかを表すもの)を設定する。今後、更新費用が発生するので、最終目標値を100%以上とする。	市民 事業者 行政	93.5%	96%以上	100%以上	供給単価 / 給水原価 × 100 供給単価 = 水道料金 / 年間有収水量
下水道経費回収率	下水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(下水道使用料でどれだけ下水処理原価を回収できているかを表すもの)を設定し、最終目標値を105%以上とする。	市民 事業者 行政	106.1%	105%以上	105%以上	給水原価 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料売却原価 + 不用品売却原価) / 年間有収水量)

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
3-(3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます						
自家用車の利用率	自動車から公共交通機関への利用転換が進むことが、自動車による環境負荷の軽減につながることから、自家用車の利用率を指標に設定し、最終目標値を22.4%とする。	市 民 事 業 者 行 政	28%	26.5%	22.4%	主な外出先へ行く時の交通手段のうち自家用車の割合(アンケート調査による)
徒歩・自転車で移動する人の割合	歩行者・自転車にやさしい交通基盤を整備した結果、徒歩・自転車で移動する割合が増えたと考えられることから、これらの割合を指標とする。前後期で1.9ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を22.8%とする。	市 民 事 業 者 行 政	19%	20.9%	22.8%	交通量調査の結果、歩行者・自転車の交通量割合(12時間の市内6カ所の平均)。
鉄道・バスの1日の乗降客数	鉄道の延伸やバス路線網の整備など公共交通の充実、鉄道・バスの乗降客数に反映されることから、1日の乗降客数を指標に設定し、最終目標値を鉄道89,800人、バス27,000人とする。	市 民 事 業 者 行 政	鉄道 36,669人	38,500人	89,800人	鉄道・バス会社調べ
			バス 30,795人	31,400人	27,000人	
4 「箕面らしさ」を生かすまち						
4-(1) 豊かな自然環境を守ります						
山なみのみどりに対する満足度	豊かなみどりに親しみ、愛着を持つことが、みどりを保全する取組につながることから、山なみのみどりに対する満足度を指標に設定し、最終目標値を85%とする。	市 民 事 業 者 行 政	81.6%	83%	85%	市民満足度アンケートで、山なみのみどりについて「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
山なみ景観保全地区のうち、自然緑地の指定に同意が得られた面積の割合	山林所有者、市民、行政が協働で取り組む山麓保全活動がどの程度進んだかの指標として、山なみ景観保全地区のうち、所有者が自然緑地の指定に同意した面積の割合を設定し、最終目標値を8.9ポイント増の50%とする。	市 民 事 業 者 行 政	41.1%	45%	50%	自然緑地同意面積 / 山なみ景観保全地区面積(380ha)
市民による河川、ため池での清掃美化活動箇所数	水辺環境とのふれあいの機会の増加をはかる指標として、市民やNPOなどが、河川やため池などの清掃活動などにかかわっている箇所数を設定する。前後期で5カ所ずつ増加することを目標とし、最終目標値を20カ所とする。	市 民 事 業 者 行 政	11カ所	15カ所	20カ所	市民による河川、ため池での清掃美化活動箇所数

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
4-(2) 住まい・まちなみ景観を大切にします						
まちなみの美しさに対する満足度	美しいまちなみを守り育てる取組を行った結果、市民の満足度がどの程度上がったかを指標に設定する。前後期で2ポイントずつ増加することを目標とし、最終目標値を73%とする。	市民事業者行政	69%	71%	73%	市民満足度アンケートで、まちなみの美しさについて「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えた人の割合
地区まちづくり計画の数	景観に対する市民の意識高揚を図った結果、市民主体による地区の住環境に関するルールづくりがどの程度進んだかを指標として、地区まちづくり計画の数を設定する。前後期で1割ずつ増加することを目標とし、最終目標値を24件とする。	市民事業者行政	20件	22件	24件	市民が自主的につくった地区のまちづくり計画の数
長期優良住宅の認定戸数(再掲)	安心して住み続けられる住宅を的確に表す制度として長期優良住宅認定制度があるため、長期優良住宅の認定戸数を指標とする。年80戸の増を目標とし、最終目標値を960戸とする。	市民事業者行政	80戸	560戸	960戸	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁による「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けた住宅の戸数
住宅の耐震化率	安心して住み続けられるような住宅とするためには、住宅の耐震化を進める必要がある。住宅の耐震化率を指標に設定し、最終目標値は、国の目標値を適用した。	市民事業者行政	74%	90%	92%	耐震性を満たす住宅数 / 住宅総数 × 100 現状値は2007年度実績
4-(3) 歴史・文化を後世に伝えていきます						
郷土資料館企画展の来場者数	箕面の歴史・文化を知り、触れる機会をはかる指標として、郷土資料館の来場者数を設定し、最終目標値を20,000人とする。	市民事業者行政	17,000人	19,000人	20,000人	郷土資料館企画展の来場者数
市民協働で実施する(財)文化振興事業団主催の文化イベントの数	市民の自主的な活動が新しい文化として長く受け継がれることをはかるための指標として、文化振興事業団が市民協働で実施する文化イベント数を設定し、最終目標値を25件とする。	市民事業者行政	14件	20件	25件	市民協働で実施する財団法人箕面市文化振興事業団主催の文化イベントの数

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
4-(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します						
明治の森箕面 国定公園の観 光客数	観光地としての魅力が上がった結果として、観光客数の増加につながることから、本市を象徴する観光名所を含む明治の森箕面国定公園の観光客数を指標に設定する。前後期で3%ずつ増加することを目標とし、最終目標値を280万人とする。	市 民 事 業 者 行 政	266万人	273万人	280万人	環境省自然環境局「自然公園等利用者数調」による年間利用者数
商店街の空き 店舗数	商店街の賑わい創出の結果として、商店街の空き店舗数を指標に設定する。前後期で10店舗ずつ減少することを目標とし、最終目標値を20店舗とする。	市 民 事 業 者 行 政	40店舗	30店舗	20店舗	18商店街などの空き店舗数
農業サポー ター登録者数	農業者の営農継続には、市民参画(ボランティア)による支援も有効なため、農業サポーター登録者数を指標に設定する。前後期で50人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を150人とする。	市 民 事 業 者 行 政	53人	100人	150人	農業サポーター登録者数
市民農園数	市民が農業に親しむ機会の提供、市民の農業への関心を高めることをはかる指標として、市民農園数を設定し、最終目標値を25カ所とする。	市 民 事 業 者 行 政	14カ所	20カ所	25カ所	市民農園の数
4-(5) 都市の魅力を高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくります						
住んでみたい 街ランキング (関西圏)	住んでみたい街ランキングは、箕面のブランド力を表す指標として測定しやすく明解であるため、これを指標に設定し、ベスト5を目標とする。	市 民 事 業 者 行 政	19位	10位	5位	不動産大手8社が運営する新築マンションポータルサイト「メジャーセブン」が実施するマンショントレンド調査「住んでみたい街アンケート(関西圏)」の結果
住みよさラン キング(全国)	住みよさランキングは、箕面のブランド力を表す指標として測定しやすく明解であるため、これを指標に設定し、15位を目標とする。	市 民 事 業 者 行 政	58位	30位	15位	「都市データバック」(東洋経済新報社発行)の全国都市ランキングの結果
新聞などで箕 面市関連の話 題が報道され た件数(事件・ 事故を除く)	「箕面らしさ」を全国に発信する取組の結果をはかる指標として測定しやすく明解であるため、これを指標に設定し、最終目標値を230件とする。	市 民 事 業 者 行 政	170件	200件	230件	四大紙やテレビなどで報道された市情報提供の掲載・放映件数

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
5 誰もが公共を担い、みんなで作るまち						
5-(1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくれます						
地縁団体の世帯加入率	自治会など地縁団体への市民参画の度合いをはかるものとして、自治会、マンション等管理組合の世帯加入率を指標に設定し、最終目標値を70%とする。	市民事業者行政	53.3%	60%	70%	自治会、マンション等管理組合加入世帯数/全世帯数 現状値は2008年12月末現在
コミュニティセンターの利用者数	地域コミュニティへの参画、地域活動の活性化をはかる指標として、地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの利用者数を指標に設定し、最終目標値を385,000人とする。	市民事業者行政	307,228人	350,000人	385,000人	市内12のコミュニティセンターの利用者数の合計
シニア・ナビ紹介件数	地域の新たな担い手となる団塊世代の方々が、地域活動などにかかわっていくことを示す指標として、シニア・ナビを通じて紹介した件数を設定し、最終目標値を540件とする。	市民事業者行政	0人	270件	540件	シニア・ナビを通じて地域活動などに紹介した件数。2015年度の目標値は、58歳から74歳までの人口推計約27,000人の1%、2020年度は2%に設定
5-(2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します						
みのお市民活動センター利用件数	市民活動を支援する各種ソフト事業の実施による同センターの利便性向上、利用促進の結果として、貸部屋(有料)の年間利用件数を指標に設定し、最終目標値を3,700件とする。	市民事業者行政	2,918件	3,200件	3,700件	貸部屋(有料)を行っている施設(多目的室1・2、会議室、小会議室、プレイルーム)の年間利用件数。2015年度は稼働率60%、2020年度は稼働率70%を目標とする。(稼働率100%で5,325件)
シニア・ナビ紹介件数(再掲)	地域の新たな担い手となる団塊世代の方々が、地域活動などにかかわっていくことを示す指標として、シニア・ナビを通じて紹介した件数を設定し、最終目標値を540件とする。	市民事業者行政	0人	270件	540件	シニア・ナビを通じて地域活動などに紹介した件数。2015年度の目標値は、58歳から74歳までの人口推計約27,000人の1%、2020年度は2%に設定
NPO条例登録団体及び市内に主たる事務所をおくNPO法人数	市民活動の活発化と団体の自立促進の結果として、NPO条例登録団体及び市内に主たる事務所をおくNPO法人数を指標に設定し、最終目標値を135団体とする。	市民事業者行政	121団体	130団体	135団体	非営利公益市民活動促進条例第10条登録団体数及び市内に主たる事務所を置くNPO法人数 現状値は2009年3月末現在
NPO協働事業数(委託・指定管理)	市民と行政の協働によるまちづくりの推進をはかる指標として、市が委託または指定管理した事業数を設定し、最終目標値を50事業とする。	市民事業者行政	34事業	45事業	50事業	NPOと協働で実施する事業の数(委託・指定管理)
市民活動センター相談件数(ネットワーク関係)	多様な主体のネットワークの広がりを示す指標として、市民活動センターに寄せられるネットワーク関係の相談件数を設定し、最終目標値を250件とする。	市民事業者行政	217件	225件	250件	市民活動センターにおけるネットワークに関する相談の件数

現状値：2008(平成20)年度、目標値1：2015(平成27)年度、目標値2：2020(平成32)年度

成果指標名	指標の根拠	主役度	現状値	目標値1	目標値2	算出方法
5-(3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します						
経常収支比率 (臨時財政対策債を除く経常収支比率)	経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費などの経常的経費に市税などの経常的に収入される一般財源が、どの程度の割合で充当されているかを示すもので、2013年度に緊急プランで想定している100%以下を達成した上で、2020年度には更に、5ポイント下回る95%とし、その中間年度である2015年度については、その中間値である98%の設定とする。	市 民 事 業 者 行 政	105.5%	98%	95%	経常経費充当一般財源 / 経常一般財源等 × 100
市立病院の経常収支比率 (再掲)	市立病院の経営の改善を図ることが、医療の質とサービスの向上につながることから、経常収支の黒字化をめざし、指標に設定する。「箕面市立病院改革プラン」に基づき、最終目標値を101.2%とする。	市 民 事 業 者 行 政	95.7%	98.8%	101.2%	経常収益 / 経常費用 × 100 企業会計では、数値が高くなるほど経営状態が良いことを表す
上水道経費回収率(再掲)	上水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(上水道料金でどれだけ給水原価を回収できているかを表すもの)を設定する。今後、更新費用が発生するので、最終目標値を100%以上とする。	市 民 事 業 者 行 政	93.5%	96%以上	100%以上	供給単価 / 給水原価 × 100 供給単価 = 水道料金 / 年間有収水量 給水原価 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料売却原価 + 不用品売却原価) / 年間有収水量)
下水道経費回収率(再掲)	下水道事業の安定的、継続的な経営をはかる指標として、経費回収率(下水道使用料でどれだけ下水処理原価を回収できているかを表すもの)を設定し、最終目標値を105%以上とする。	市 民 事 業 者 行 政	106.1%	105%以上	105%以上	
基金残高(普通会計ベースの積立基金残高)	安定的な財政運営のためには、一定額の基金の留保は必要である。基金残高は、2015年までは減少する見込みであるが、その後は改革の成果により得た資金を基金に留保していく。	市 民 事 業 者 行 政	147億円	87億円	102億円	普通会計ベースの積立基金残高 交通施設整備基金28億円の取り崩しを想定
市政に市民の意向が反映されていると考える市民の割合	市民意見を把握し、市政へ反映させる行政運営の効果をはかる指標として、市政に市民の意向が反映されていると考える市民の割合を設定し、最終目標値を50%とする。	市 民 事 業 者 行 政	26%	40%	50%	市民満足度アンケートで、市のまちづくりに市民の意見や考え方が「十分取り入れられている」「ある程度取り入れられている」と答えた人の割合